

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書

平成 30 年 3 月

（2018 年 3 月）

（令和 7 年 4 月 改訂）

宮若市

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書

目標年次：令和 14 年度
(2032 年度)

平成 30 年 3 月

(2018 年 3 月)

(令和 7 年 4 月 改訂)

宮若市

目 次

第1章 策定の目的.....	- 1 -
第1節 計画の意義と目的.....	- 1 -
第2節 計画の位置付け	- 2 -
第3節 本計画の適用範囲.....	- 2 -
第4節 計画目標年度.....	- 2 -
第2章 地域の概況.....	- 3 -
第1節 社会・自然環境	- 3 -
第2節 地理的・地形的特性	- 4 -
第3節 人の動き	- 9 -
第4節 将来構想	- 12 -
第3章 ごみ処理の現況調査と評価	- 14 -
第1節 ごみ処理体系の概要.....	- 14 -
第2節 ごみの性状および発生量.....	- 16 -
第3節 ごみ処理の実績および現況	- 20 -
第4節 剪定かす、野焼きや不法投棄等の現状.....	- 37 -
第5節 前計画の進捗と評価	- 38 -
第6節 現況の一般廃棄物処理システムの評価.....	- 40 -
第7節 ごみ処理状況の現状と課題.....	- 41 -
第4章 ごみ処理基本計画の策定	- 42 -
第1節 基本方針	- 42 -
第2節 計画目標年次の設定	- 42 -
第3節 目標年次における推計	- 43 -
第4節 目標年次における目標値（減量化及び再資源化目標の設定）	- 53 -
第5節 目標達成に向けた施策（減量化・再資源化計画）	- 63 -
第6節 収集運搬計画	- 68 -
第7節 中間処理計画	- 71 -
第8節 最終処分計画	- 73 -
第9節 ごみ処理に関するその他計画	- 74 -
資 料	- 75 -

第1章 策定の目的

第1節 計画の意義と目的

高度成長期における経済社会活動は、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられ生活様式の多様化や利便性の向上をもたらした一方、廃棄物の大量排出をはじめとした環境負荷の増大及び天然資源の枯渇が大きな社会問題となっている。

このため、これからの社会は廃棄から循環・再利用へと転換し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会を形成する必要がある。このような社会情勢を受けて、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進により循環型社会の形成を構築することが理念として掲げられ、令和元年5月には「プラスチック資源循環戦略」が策定され、3R+Renewableの基本原則が示された。

- ① 廃棄物となるものの発生を抑制する。…………… リデュース（Reduce）
- ② 使い終わったものを再利用する。…………… リユース（Reuse）
- ③ 再利用できないものを再資源化する。…………… リサイクル（Recycle）
- ④ 再生可能資源へ切り替える。…………… リニューアブル（Renewable）

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」と表記）においても、廃棄物の排出抑制・適正な処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることが目的とされている。

この中で国民の責務・事業者の責務・国及び地方公共団体の責務が定められており、市町村は当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画「一般廃棄物処理計画」を定めなければならないとされている。（廃棄物処理法第6条）

宮若市（以下、「本市」と表記）においては、平成30年3月に上位計画の理念に基づき、『一般廃棄物処理計画』〔一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「前計画」と表記）〕を策定した。

本市では、平成30年（2018年）に策定した前計画が概ね5年を経過したことを踏まえ、既存のごみ処理施設が平均供用年数を経過していることを鑑み、前計画の見直しを行うものである。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」に基づく一般廃棄物処理基本計画として位置付けられるものである。基本計画の位置付けを図1-1に示す。

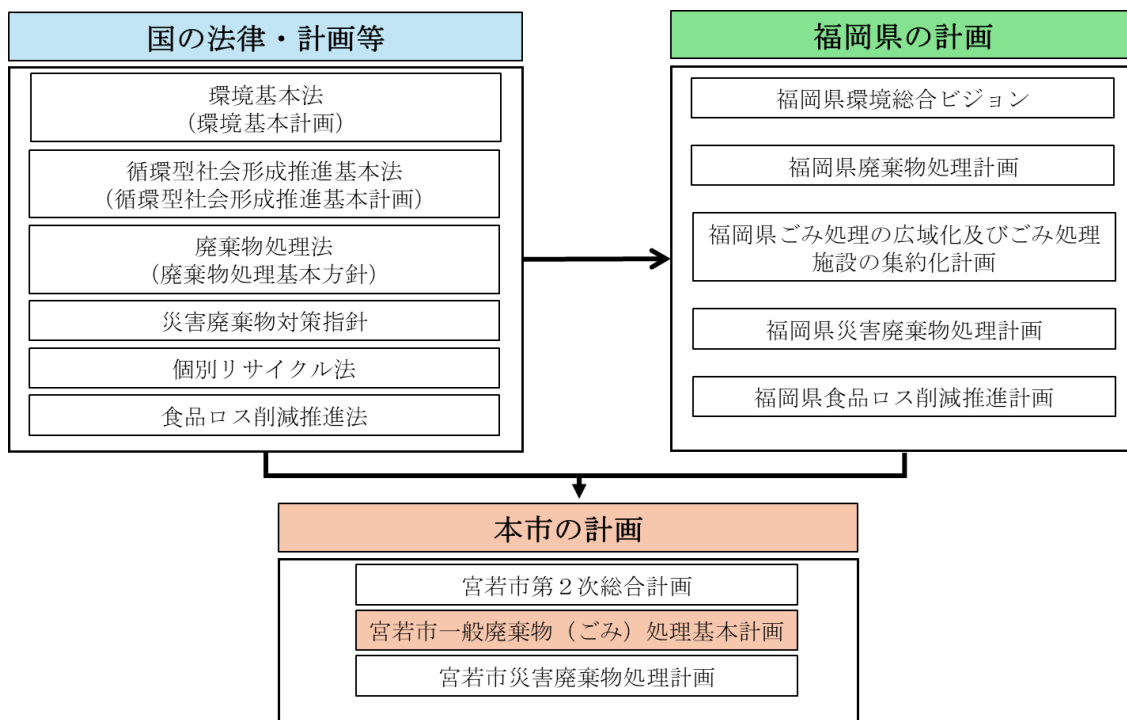


図1-1 基本計画の位置付け

第3節 本計画の適用範囲

対象となる廃棄物の範囲は、本市から発生する一般廃棄物のうち、ごみを対象とする。

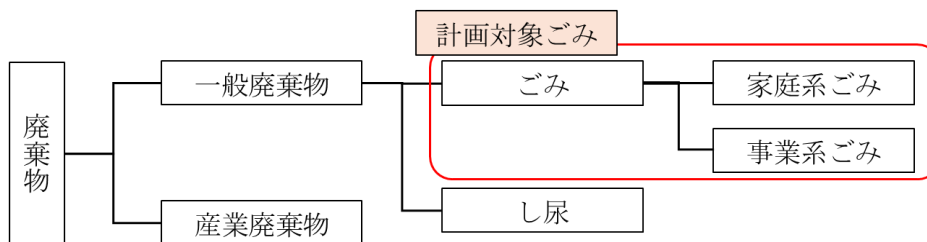


図1-2 計画対象ごみの範囲

第4節 計画目標年度

本計画は、最終目標年度を令和14年度（2032年度）とし、計画の前提となる諸条件の変動等を考慮し、概ね5年ごとに改訂を行う。

第2章 地域の概況

第1節 社会・自然環境

1. 市の概要

本市は、福岡市と北九州市の両政令指定都市のほぼ中間に位置している。

小竹町及び鞍手町とは、本市を含めて1市2町で構成する宮若市外二町じん芥処理施設組合（以下、「じん芥処理施設組合」と表記）において、ごみの中間処理及び最終処分を共同で行っている。本市の位置及びじん芥処理施設組合を構成する自治体の位置を示す。



図2-1 本市と組合構成自治体の位置

1. 地形・水象

凡例

① 遠賀川	⑤ 倉久川
② 犬鳴川	⑥ 山口川
③ 八木山川	⑦ 黒丸川
④ 西川	

- 4 -

2. 交通

本市にはJ R山陽新幹線及び九州自動車道が東西に走っており、九州自動車道の若宮インターチェンジ及び宮田スマートインターチェンジがある。



図 2-3 周辺の主要交通

3. 土地利用

民有地の土地利用状況は、田（22.54％）、畑（4.08％）、宅地（12.03％）、山林（47.67％）を合わせると全体の約8割にあたる。

表2-1 民有地の土地利用状況 （単位：h a）

総数	地目						
	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
7,401.7	1,668.5	301.7	890.3	3,528.4	317.8	693.9	1.0
100.00%	22.54%	4.08%	12.03%	47.67%	4.29%	9.37%	0.01%

出典）福岡県統計年鑑 令和3年版

4. 気象

地域の気候は、内陸盆地型特有の気候を示しており、気温は温暖であるが寒暖の差が大きいのが特徴である。

表 2-2 気象状況（平年値）

	気温			降水量 (mm)
	平均(℃)	日最高(℃)	日最低(℃)	
統計期間	1991年 ～2020年	1991年 ～2020年	1991年 ～2020年	1991年 ～2020年
1月	5.3	9.6	1.3	76.5
2月	6.2	11.0	1.7	78.6
3月	9.4	14.5	4.6	115.5
4月	14.3	20.0	9.1	128.6
5月	19.1	24.7	14.0	149.0
6月	22.6	27.3	18.9	281.8
7月	26.6	31.0	23.3	347.1
8月	27.3	32.1	23.8	209.6
9月	23.4	28.2	19.7	178.0
10月	17.8	23.2	13.4	89.5
11月	12.3	17.5	7.7	89.1
12月	7.3	11.9	2.9	70.3
年	16.0	20.9	11.7	1,813.4

出典) 気象庁気象データ（飯塚特別地域気象観測所調べ）

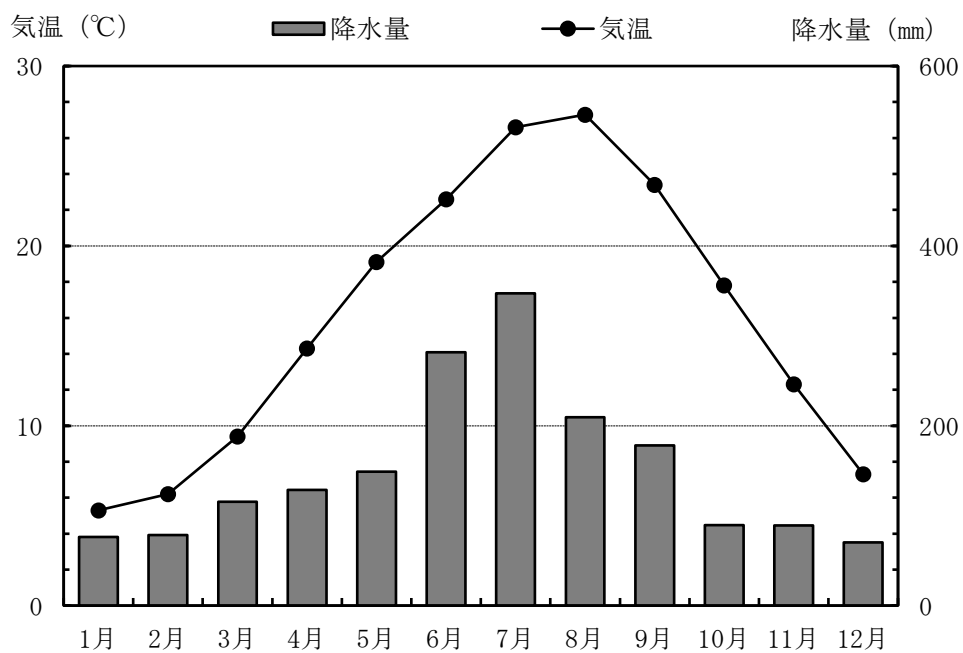


図 2-4 気象状況（平年値）

5. 地形・地質

本市の周辺に分布する地質は、二畳紀三郡変成岩類・堆積岩類、前期白亜紀堆積岩類（関門層群）、後期白亜紀花崗岩類、古代三紀夾炭層及び犬鳴川による沖積層である。市域の中央には沖積層が分布し、周縁の山地は北西－南東方向に伸長した岩盤類からなる。また、周辺には北西－南東方向に卓越した断層が多く分布しており、地形にもリニアメント*が顕著に認められる。

※) 直線的な地形の特長（線状模様）のことを言う。崖、尾根の傾斜急変部、谷や尾根の屈曲による直線的な地形、土壌や植生の境目などが直線的に現れる部分にあたる。

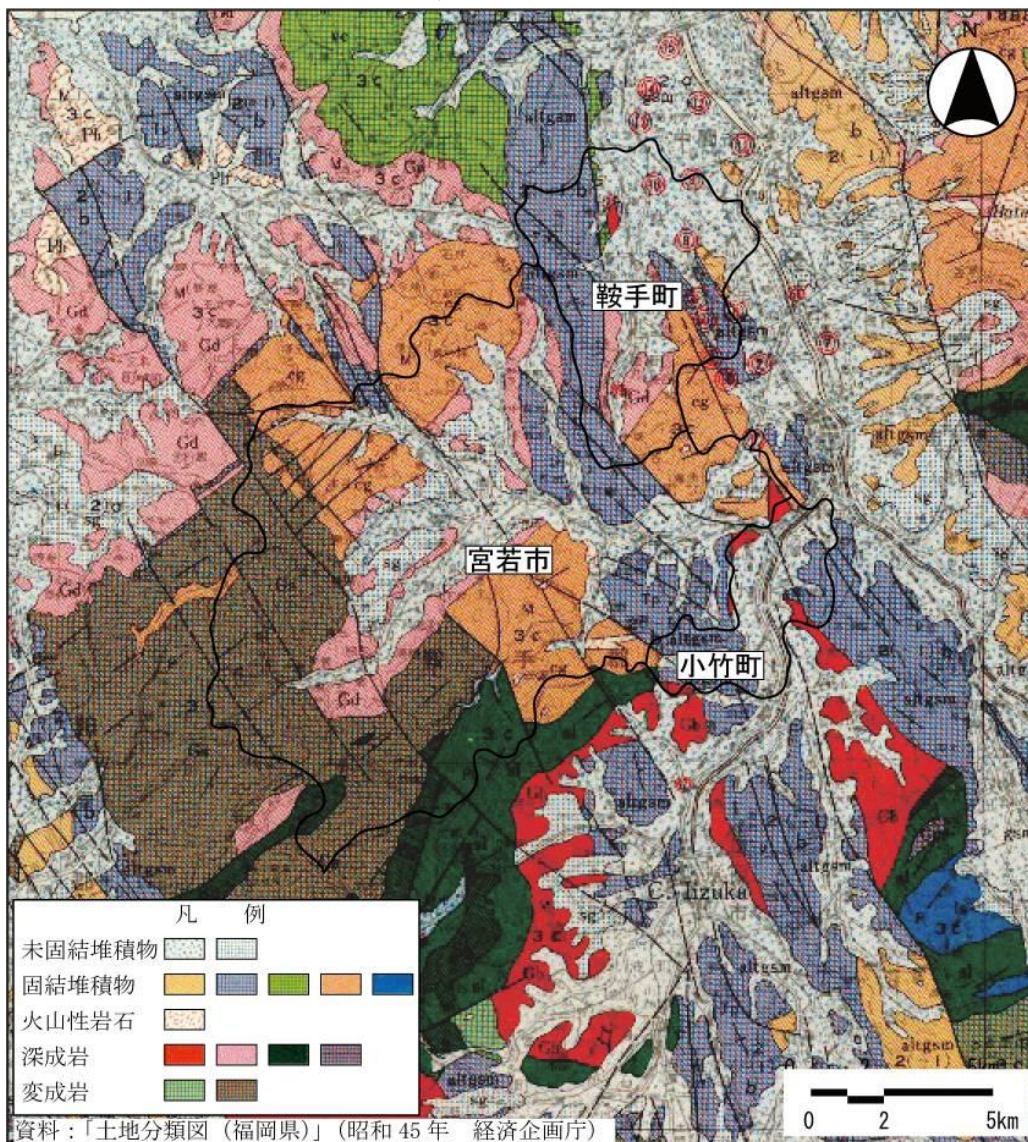


図2-5 周辺の地質概略図

第3節 人の動き

1. 人口数の推移

人口数とその推移を表2-3及び図2-6に示す。

本市の人口は令和4年で26,561人となっており、過去6年を通し人口が減少している。

表2-3 人口数

年度	宮若市 (人)
平成29	28,244
平成30	28,091
令和元	27,757
令和2	27,336
令和3	26,881
令和4	26,561

出典) 一般廃棄物処理事業実態調査および実績値

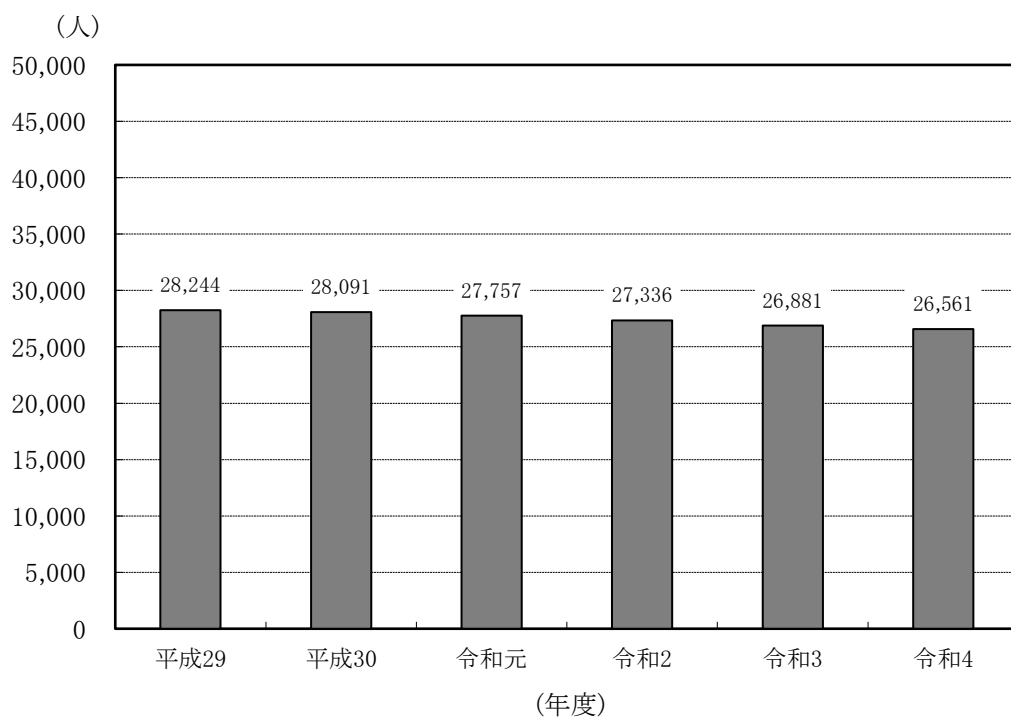


図2-6 人口数の推移

2. 階級別人口

階級別人口とその推移を表2-4及び図2-7に示す。

各階級ともに平成27年から令和2年の5年間に増減が見られる。15歳未満および15～64歳の階級人口が減少しているのに対し、65歳以上の階級においては増加しており、少子高齢化の傾向を示している。

表2-4 階級別人口

年齢区分	平成27年		令和2年	
	人口(人)	人口割合(%)	人口(人)	人口割合(%)
15歳未満	3,452	12.3%	3,161	12.0%
15～64歳	15,289	54.5%	13,472	51.2%
65歳以上	9,312	33.2%	9,665	36.8%
総数	28,053	100.0%	26,298	100.0%

出典) 国勢調査

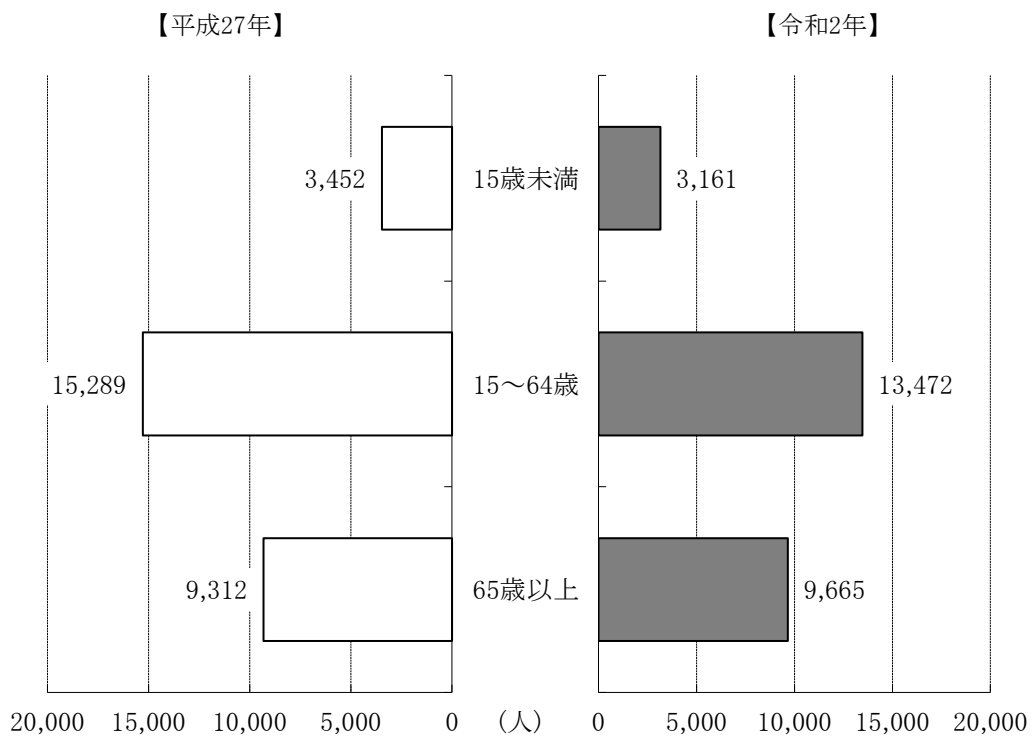


図2-7 階級別人口の推移

3. 産業別人口

産業別人口とその推移を表2-5及び図2-8に示す。

全体としては、第3次産業の人口が約64%、第2次産業の人口が約30%を占めており、第1次産業の人口は約5%となっている。平成27年と令和2年を比較すると、第1次産業・第3次産業の人口割合が減少し、第2次産業の人口割合が微増している。

表2-5 産業別人口

年齢区分	平成27年		令和2年	
	人口(人)	人口割合(%)	人口(人)	人口割合(%)
第1次産業 就業者数	662	5.6%	657	5.2%
第2次産業 就業者数	3,547	30.1%	3,927	31.1%
第3次産業 就業者数	7,570	64.3%	8,041	63.7%
総数	11,779	100.0%	12,625	100.0%

出典) 国勢調査

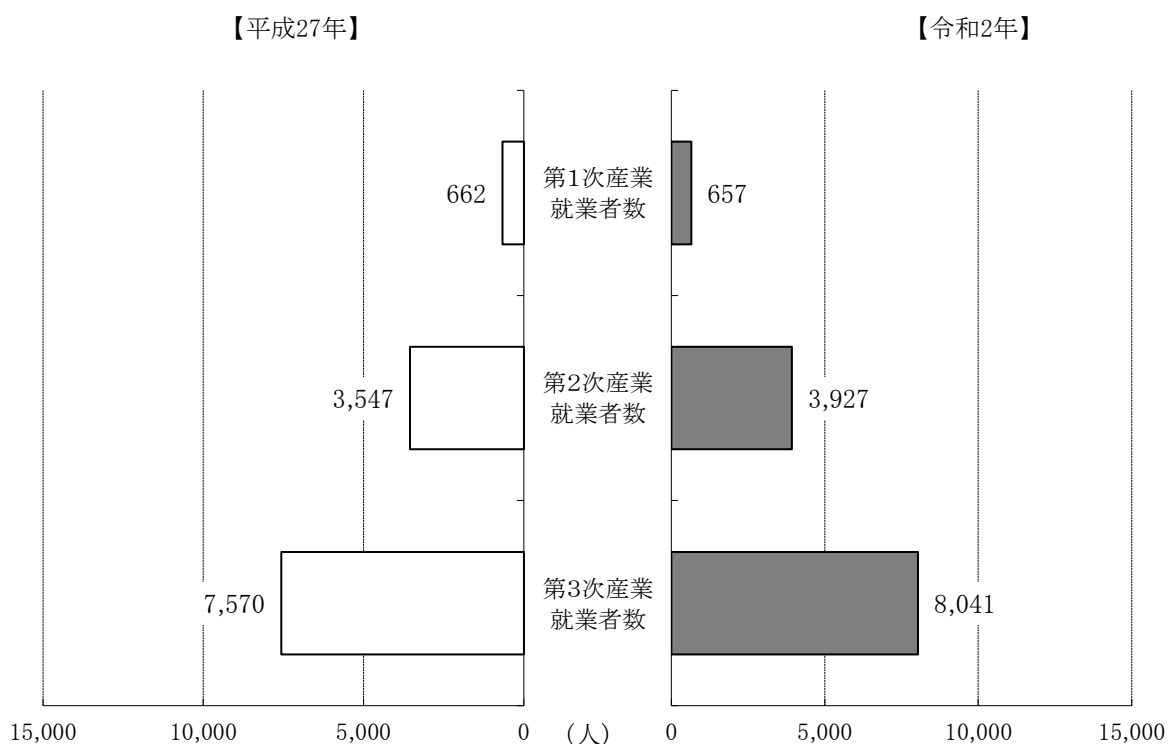


図2-8 産業別人口の推移

第4節 将来構想

平成30年2月に策定した「第2次宮若市総合計画（前期基本計画）」において、まちの将来像とそれを実現するための基本的な施策の大綱と重点的に取り組む主要施策を定めた。また、将来像とする「ひと・みどり・産業が輝く ふるさと宮若」の実現を目指すため、令和5年3月には「第2次宮若市総合計画（後期基本計画）」を策定し、各基本的施策に対応した目標を定めている。

この中で、ごみ処理については、「基本的施策1 自然環境」の「施策の大綱2 廃棄物とリサイクル対策の推進」において、

表2-6の通り示されている。

「まちづくりの基本目標」

市民・地域・産業が賑わう住みよいまちを目指して

市 民 ： 個性が輝く 健康で元気な市民

地 域 ： 自然と共生した 安全・安心で便利な地域

産 業 ： 雇用を創出し 活力を生む産業

「まちづくりの基本的施策」

1. 自然環境

豊かなみどりが輝くふるさとを守るため、自然と共生したまちづくりを進めます

2. 生活基盤・都市基盤

安全・安心で便利な暮らしを確保する生活基盤・都市基盤づくりを進めます

3. 産業

企業誘致と立地企業の発展を支援し、活力ある産業を育て、雇用を生み出すまちづくりを進めます

4. 保健・福祉

市民が健康に暮らし、高齢者や子どもを支え合う、安心な暮らしを高める社会づくりを進めます

5. 教育・文化

子どもの「生きる力」を育てる学校教育と多彩な市民交流を生む社会教育の充実を図ります

6. 市民協働・コミュニティ

市民とともに地域の課題解決に向け取り組んでいく協働のまちづくりを進めます

表 2-6 第2次宮若市総合計画（後期基本計画）におけるごみ処理に関する項目

項目	内容
現状認識と課題把握	・ 適正なごみ処理や再資源化を促進するため、正しいごみの出し方などについて、広報紙や公式ホームページ、公式SNSなどを通して周知を行っています。 ・ 資源物拠点回収について、公式ホームページや広報紙等での周知や自治会などのリサイクル活動団体への支援、家庭ごみ減量化に向けた生ごみ処理容器購入補助、事業所への個別指導による一般廃棄物の抑制など、ごみ発生量の抑制や資源化を多面的に進めています。 ・ ごみ発生量の抑制や資源化を促進するため、引き続き、正しいごみの出し方やリサイクルに対する環境教育・意識啓発を継続的に実施する必要があります。 ・ 【市民意識調査】「ごみの減量化・リサイクルの推進」に対する住民満足度は全52施策中5位と高くなっています。
基本計画	・ 正しいごみ分別を徹底するため、各種媒体や機会を捉えて啓発活動を推進します。 ・ ごみの発生抑制と資源の有効利用を進め、環境負荷が少ない循環型社会の実現に向けて、5R活動※を推進します。 ※) ごみの減量化や再資源化を進めるための方法で、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化）、Refuse（断る）、Repair（修理）の5つを総称している。

第3章 ごみ処理の現況調査と評価

第1節 ごみ処理体系の概要

1. ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理は、鞍手町に整備している「泉水最終処分場資源ごみ・粗大ごみ処理施設」（以下、「泉水資源化処理施設」と表記）で資源ごみ（ビン・カン、ペットボトル）及び燃えないごみ（不燃物、粗大ごみ）の中間処理を行い、可燃ごみ（固形燃料用ごみ）については、本市に整備している「くらしクリーンセンター」で中間処理をしている。

本市のごみは「可燃ごみ」、「資源ごみ」、「燃えないごみ」の3分類5分別として、分別収集している。

収集した可燃ごみは「くらしクリーンセンター」でごみ固形燃料（RDF）化する中間処理を行っている。従来RDFは大牟田リサイクル発電株式会社等へ引き渡しを行っていたが、令和5年度より「UBE三菱セメント株式会社」に処理を委託している。資源ごみ（ビン・カン、ペットボトル）及び燃えないごみは「泉水資源化処理施設」で資源化处理を行っている。資源物拠点回収事業で回収される資源ごみについては、ストックヤードと一部の品目について泉水資源化処理施設で保管されたのち、リサイクル業者へ引き渡しを行っている。また、資源化处理施設で発生する資源化残渣（不燃性）及びRDF不適物（不燃性）は「宮若市外二町じん芥処理施設組合泉水最終処分場」（以下、「泉水最終処分場」と表記）において埋立処分している。

本市におけるごみ処理状況を図3-1に示す。

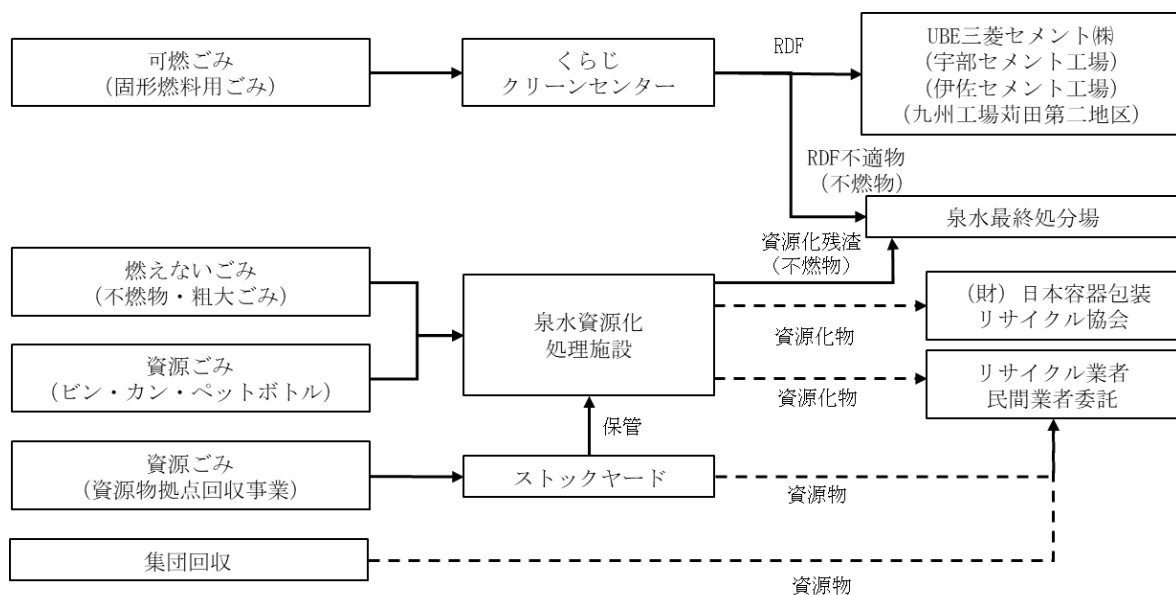


図3-1 ごみ処理状況

固形燃料用ごみを「可燃ごみ」、資源ごみ（資源物拠点回収事業・ビン・カン、ペットボトル）を「資源ごみ」、燃えないごみ（不燃物、粗大ごみ）を「燃えないごみ」として表現する。

2. ごみの性状及び発生量

一般廃棄物は、住民の生活活動に伴って発生する「家庭系ごみ」と生産・流通・販売等の事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」に分けられる。一般的には、一般家庭から発生したごみ及び事業所から発生したごみは本市が委託した収集運搬業者が収集して、「収集ごみ」として処理施設に搬入される。その他にごみとして排出される前に、資源物拠点回収や住民による集団回収等による資源回収や、事業者による自主回収等がある。

事業者により自主回収されるごみや自家処理されるごみについては、実態の把握をしておらず、ここでは行政が処理や回収を行う家庭系及び事業系の収集ごみの発生量と集団回収等による資源回収量について述べる。

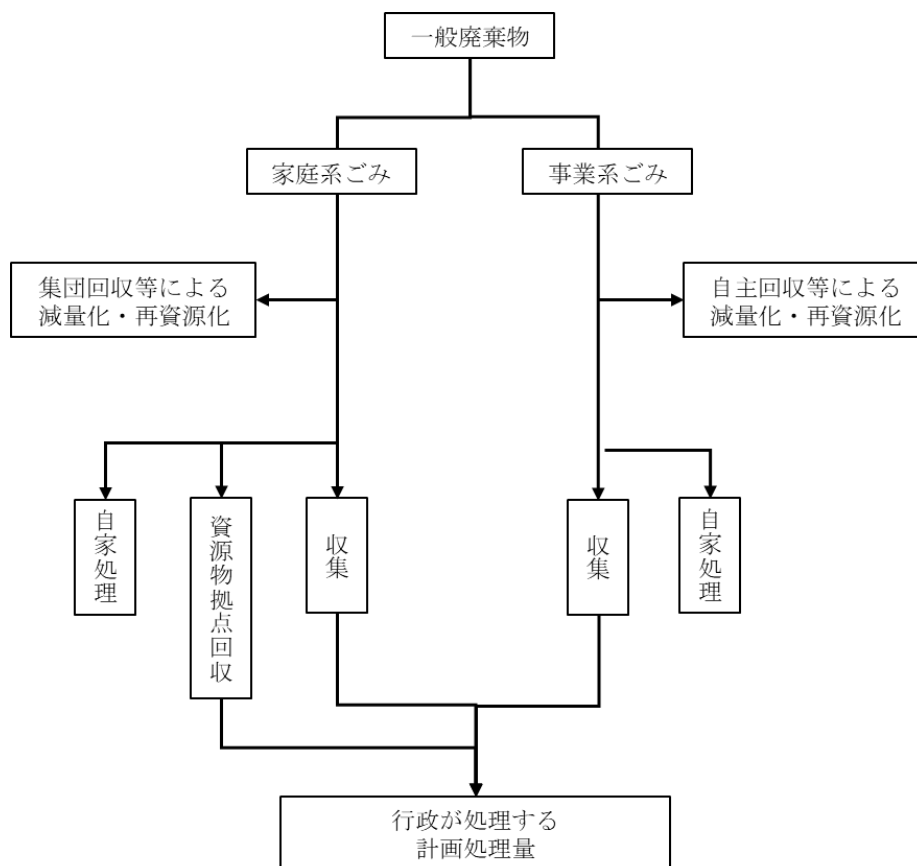


図3-2 一般廃棄物の発生（概念図）

第2節 ごみの性状および発生量

1. ごみ処理人口

平成29年度から令和4年度までのごみ処理人口とその推移を表3-1及び図3-3に示す。

令和4年度の総人口は46,561人で、本市においては市全区域を収集の対象としているため、総人口＝ごみ処理人口（収集人口）とする。

なお、令和4年度のみ、生活排水人口との整合を図るため、実績値を用いる。

表3-1 ごみ処理人口

年度	宮若市 (人)
平成29	28,244
平成30	28,091
令和元	27,757
令和2	27,336
令和3	26,881
令和4	26,561

出典)一般廃棄物処理事業実態調査および実績値

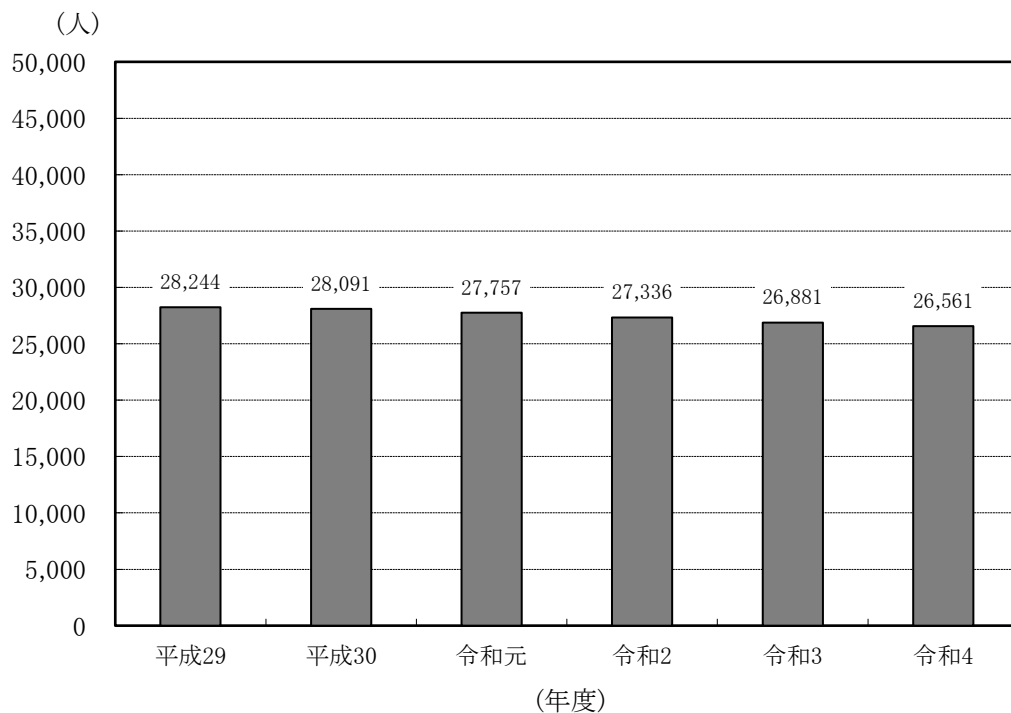


図3-3 ごみ処理人口の推移

2. ごみの排出量

平成29年度から令和4年度までのごみ排出量とその推移を表3-2及び図3-4に示す。

ごみの排出量は、平成29年度に対して令和4年度は微増しており、令和4年度では可燃ごみ6,861 t、燃えないごみ868 t、資源ごみ409 tであり、合計で8,138 tとなっている。

表3-2 ごみ排出量

年度	可燃ごみ (t)	燃えないごみ (t)	資源ごみ (t)	合 計 (t)
平成29	6,782	771	430	7,983
平成30	6,878	797	433	8,108
令和元	7,033	829	419	8,281
令和2	6,785	1,006	433	8,224
令和3	6,926	918	420	8,264
令和4	6,861	868	409	8,138

出典) 組合集計資料

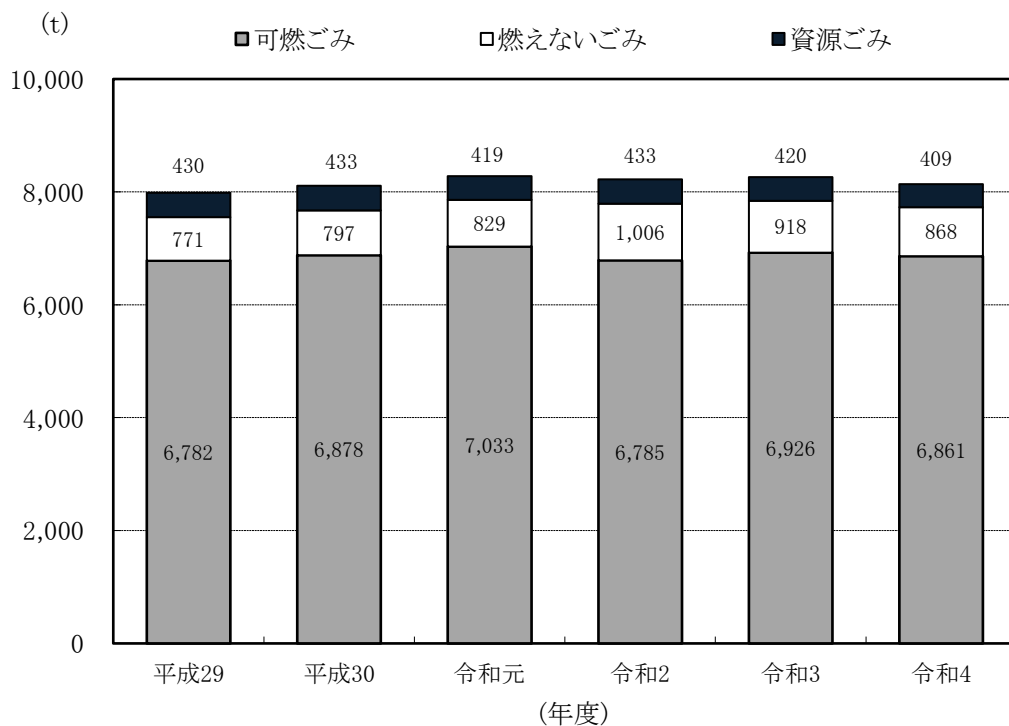


図3-4 ごみ排出量の推移

備考) 家庭系ごみ及び事業系ごみの収集は、同一の収集車により行っており、中間処理時における家庭系ごみと事業系ごみの判断が不可能なため、家庭系ごみ及び事業系ごみを一括りとして収集ごみとした。

3. ごみの排出原単位

ごみの排出原単位は、1人1日当たりの排出量（g／人・日）で表現する。

平成29年度から令和4年度までのごみの排出原単位とその推移を表3-3及び図3-5に示す。ごみの排出原単位は、平成29年度に対して令和4年度は増加しており、令和4年度では、840 g／人・日となっている。

なお、資源ごみを除くごみの排出原単位は、797 g／人・日となっている。

$$\text{ごみの排出原単位（g／人・日）} = \text{ごみ排出量（t／年）} \div 365 \text{（日）} \div \text{ごみ処理人口（人）}$$

表3-3 排出原単位

年度	ごみ処理人口 （人）	ごみ排出量 （t）	資源ごみ （t）	排出原単位 （g／人・日）	排出原単位 （資源ごみ除く） （g／人・日）
平成29	28,244	7,983	430	774	733
平成30	28,091	8,108	433	791	749
令和元	27,757	8,281	419	817	776
令和2	27,336	8,224	433	824	781
令和3	26,881	8,264	420	842	800
令和4	26,561	8,138	409	840	797

出典）組合集計資料

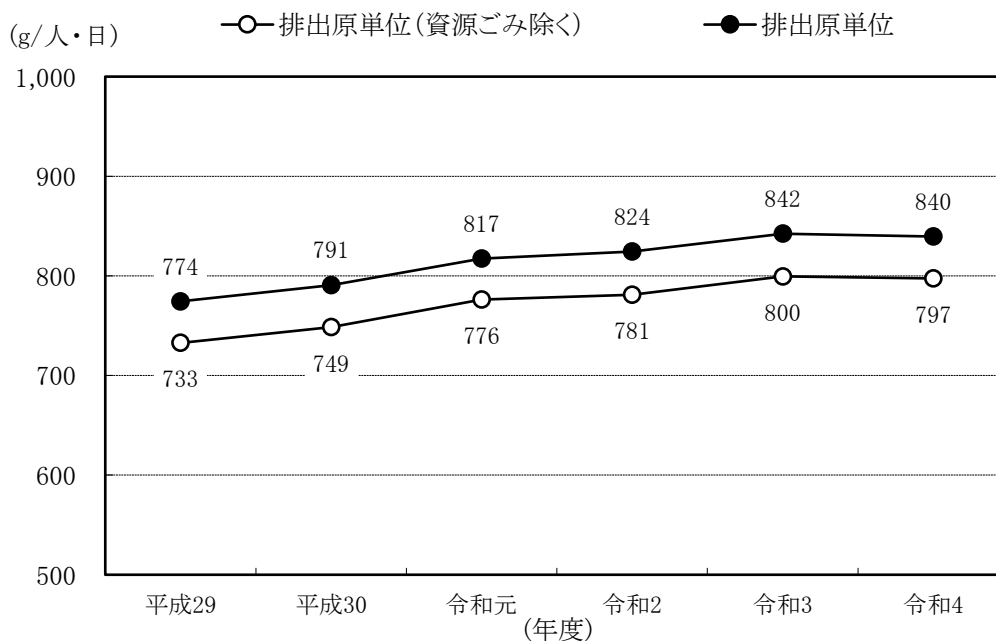


図3-5 排出原単位の推移

4. ごみの性状

じん芥処理施設組合において、測定されている可燃ごみの性状を表3-4に示す。

組成別では、紙・布類が占める割合が最も多い。経年変化を確認すると、単位体積重量が減少していることが確認できる。

表3-4 可燃ごみの性状

測定年月日			平成30年					令和元年				
項目			4月	7月	10月	1月	平均	4月	7月	10月	1月	平均
組成	紙・布類	%	47.0	45.3	64.0	44.8	50.3	48.5	49.8	62.9	46.4	51.9
	ビニール・合成樹脂類	%	24.8	24.2	24.5	30.6	26.0	32.5	32.9	26.1	39.7	32.8
	木・竹・わら	%	16.4	14.6	2.4	8.0	10.4	7.7	12.0	9.1	8.1	9.2
	厨芥類	%	9.2	10.1	7.1	9.9	9.1	10.3	5.0	1.5	5.7	5.6
	不燃物類	%	0.1	1.1	0.3	0.8	0.6	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
	その他	%	2.5	4.7	1.7	5.9	3.7	1.0	0.2	0.4	0.2	0.4
単位体積重量		kg/m ³	217	236	227	215	224	219	215	196	221	213
三成分	水分	%	39.0	41.9	38.5	39.5	39.7	41.5	43.4	37.0	40.9	40.7
	灰分	%	5.4	7.9	6.5	5.1	6.2	4.9	5.3	6.0	4.2	5.1
	可燃分	%	55.6	50.2	55.0	55.4	54.1	53.6	51.3	57.1	54.9	54.2
低位発熱量(計算値)		kcal/kg	2,770	2,010	2,240	2,260	2,320	2,160	2,050	2,350	2,230	2,198

測定年月日			令和2年					令和3年				
項目			4月	7月	10月	1月	平均	4月	7月	10月	1月	平均
組成	紙・布類	%	28.7	47.5	46.3	52.2	43.7	62.9	56.7	44.3	57.6	55.4
	ビニール・合成樹脂類	%	32.2	31.8	32.3	38.0	33.6	31.2	28.2	46.9	26.3	33.2
	木・竹・わら	%	34.0	15.5	17.3	2.2	17.3	2.1	11.5	6.6	7.1	6.8
	厨芥類	%	2.1	2.9	2.4	4.6	3.0	3.0	2.4	2.1	7.1	3.7
	不燃物類	%	0.2	2.2	0.9	1.3	1.2	0.2	0.9	0.0	1.7	0.7
	その他	%	2.8	0.1	0.8	1.8	1.4	0.6	0.3	0.1	0.2	0.3
単位体積重量		kg/m ³	212	174	173	144	176	163	176	185	163	172
三成分	水分	%	32.1	38.9	35.9	41.4	37.0	28.6	25.2	37.7	36.2	31.9
	灰分	%	9.3	5.7	6.5	3.7	6.3	7.1	4.6	4.1	7.5	5.8
	可燃分	%	58.7	55.3	57.7	55.0	56.7	64.3	70.2	58.2	56.3	62.3
低位発熱量(計算値)		kcal/kg	2,450	2,260	2,380	2,230	2,330	2,720	3,010	2,390	2,320	2,610

測定年月日			令和4年					令和5年				
項目			4月	7月	10月	1月	平均	4月	7月	10月	1月	平均
組成	紙・布類	%	37.2	33.0	48.8	70.8	47.4	59.2	55.0	45.8	64.5	56.1
	ビニール・合成樹脂類	%	31.2	40.0	34.5	19.1	31.2	24.6	28.7	33.7	29.4	29.1
	木・竹・わら	%	16.4	23.8	14.7	0.9	14.0	3.1	14.3	15.8	2.1	8.8
	厨芥類	%	14.3	1.3	0.4	9.0	6.2	7.7	1.2	1.9	3.8	3.6
	不燃物類	%	0.0	1.2	0.8	0.0	0.5	4.7	0.5	0.1	0.0	1.3
	その他	%	0.9	0.7	0.9	0.2	0.7	0.2	0.3	2.8	0.2	0.9
単位体積重量		kg/m ³	169	218	245	137	192	138	163	139	155	149
三成分	水分	%	53.3	36.6	30.4	36.2	39.1	50.3	32.4	37.3	34.4	38.6
	灰分	%	5.0	5.4	6.2	4.0	5.2	5.7	3.8	5.4	5.5	5.1
	可燃分	%	41.7	58.1	63.4	59.8	55.7	44.1	63.8	57.4	60.1	56.3
低位発熱量(計算値)		kcal/kg	1,560	2,390	2,670	2,470	2,273	1,680	2,670	2,360	2,500	2,303

出典) 組合集計資料

第3節 ごみ処理の実績および現況

1. 分別排出の状況

本市における収集の対象となるごみの種類及び出し方は表3-5のとおりである。なお、本市では、「可燃ごみ」、「燃えないごみ」、「資源ごみ」の3分類5分別で収集を行っている。

表3-5 ごみの種類及び出し方

区 分	種 類	指定袋及び証紙
可燃ごみ	固形燃料用ごみ	指定袋
燃えないごみ	不燃物	指定袋
	粗大ごみ	証紙
資源ごみ	ビン・カン	指定袋
	ペットボトル	
	資源物拠点回収品目※	指定場所への持込

※新聞、雑誌、その他の紙、ダンボール、牛乳パック、衣類、カン、ビン、ビニール袋、小型家電、食品用トレイ類、

発泡スチロール、蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計、ペットボトル、ペットボトルキャップ

2. 自家処理の現況

家庭生活の中から排出される生ごみを市民自らが減量することを目的として、生ごみ処理機器購入費補助金制度を平成10年度より設けており、生ごみを家庭で処理できる生ごみ処理機器の購入費に対して補助金を交付することにより、各家庭による生ごみの堆肥化を推進している。

3. 資源物拠点回収事業による資源回収

じん芥処理施設組合の「くらしクリーンセンター」のストックヤードにおいて、資源物拠点回収を実施している。平成29年度から令和4年度までのじん芥処理施設組合での、資源物拠点回収事業における資源回収量を表3-6に示す。

資源物拠点回収事業における資源回収量は減少傾向にあり、令和4年度では25 tとなっている。

(資源物の回収対象物)

- ・新聞 ・雑誌 ・その他の紙 ・ダンボール ・牛乳パック
- ・衣類 ・カン ・ビン ・ビニール袋 ・小型家電
- ・食品用トレイ類 ・発泡スチロール ・蛍光管 ・水銀体温計
- ・水銀血圧計 ・ペットボトル ・ペットボトルキャップ

表 3-6 資源物拠点回収量（本市推定分）

年度	資源物拠点回収事業における 資源回収量 (t)
平成29	34
平成30	30
令和元	33
令和2	30
令和3	30
令和4	25

出典) 組合集計資料

4. 集団回収等の現況

本市では、宮若市役所駐車場及び若宮コミュニティセンターにおいて資源物拠点回収事業を行っている。資源物拠点回収事業及び古紙等集団回収補助金事業における資源回収量は大幅な減少傾向にあり、平成29年度では622 t の回収量が令和4年度においては355 t となっている。

なお、古紙等集団回収補助金事業においては、150団体が登録しており、平成29年度においては、87団体が活動を行っており、令和4年度は90団体が活動を行っている。

(資源物拠点回収事業における資源物の回収対象物)

- ・ 空きカン〔スチール、アルミ〕 ・ 布類 ・ 小型家電
- ・ 空きビン〔無色、茶色、その他〕 ・ ペットボトル ・ ビニール袋
- ・ 水銀器具（蛍光灯等） ・ 食品トレイ類 ・ 牛乳パック
- ・ 紙類〔新聞、雑誌、牛乳パック、その他〕 ・ 衣類 ・ ダンボール

(古紙等集団回収補助金事業における資源物の回収対象物)

- ・ 新聞紙 ・ 雑誌
- ・ ダンボール ・ 布類

表 3-7 集団回収等による資源回収量

年度	資源物拠点回収事業 における資源回収量 (t)	古紙等集団回収補助金事業 における資源回収量 (t)	合計 (t)
平成29	77	545	622
平成30	79	482	561
令和元	75	415	490
令和2	68	333	401
令和3	69	358	427
令和4	75	280	355

出典) 本市集計資料

5. 収集運搬の現況

(1) 収集区域

収集区域は、本市の行政区域内の全域としている。

(2) 収集頻度

ごみの収集頻度は表3-8のとおりである。

収集回数は、可燃ごみは週2回、資源ごみと燃えないごみはそれぞれ月1回である。

表3-8 収集頻度

区 分	種 類	指定袋及び証紙	収集頻度
可燃ごみ	固形燃料用ごみ	指定袋	2 回／週
燃えないごみ	不燃物	指定袋	1 回／月
	粗大ごみ	証紙	
資源ごみ	ビン・カン	指定袋	1 回／月
	ペットボトル		

6. 分別区分・運搬方法

ごみの収集方法は表3-9のとおりである。

収集される可燃ごみ、燃えないごみ及び資源ごみは、各家庭や事業所の前にごみを出してもらい収集を行う戸別収集方式としている。

なお、事業所から排出されるごみは、指定ごみ袋による排出方法となっており、ごみの収集運搬は、行政が許可業者に委託して行っている。

表3-9 収集運搬方式

区 分	種 類	収集方式
可燃ごみ	固形燃料用ごみ	戸別収集方式
燃えないごみ	不燃物	戸別収集方式
	粗大ごみ	
資源ごみ	ビン・カン	戸別収集方式
	ペットボトル	
事業系ごみ		戸別収集方式

7. 収集運搬体制

収集運搬体制は、収集運搬を業者委託により行っている。

収集運搬を委託している業者を以下に示す。

(収集運搬業者)

- 西鞍手浄化槽管理 有限会社
- 有限会社 サン・フレッシュサービス
- 協和環境 有限会社
- 友永清掃 株式会社
- 株式会社 エーアンドシー
- 株式会社 クリーンサービス若宮

8. 中間処理（資源化を含む）の現況

（１）既存施設の概要

ごみの中間処理は、本市を含めて、隣接する小竹町及び鞍手町の１市２町で一部事務組合を構成し、ごみの中間処理を共同で行っている。じん芥処理施設組合の管理運営する中間処理施設は「くらじクリーンセンター」、
「泉水資源化処理施設」である。くらじクリーンセンターにおいては、従来、可燃ごみをごみ固形燃料（ＲＤＦ）
化処理後「大牟田リサイクル発電株式会社」等へ処理を委託していたが、当該施設の老朽化による受け入れ停止
に伴い、令和５年４月より、UBE三菱セメント株式会社へ処理を委託している。

また、泉水資源化処理施設においては、燃えないごみ及び資源ごみの破碎及び資源化処理を行っている。

各施設の概要は次のとおりである。

（２）ごみ固形燃料化施設

くらじクリーンセンターの概要を表３－１０に、処理フローを図３－６に示す。

表３－１０　くらじクリーンセンターの概要

施 設 名		くらじクリーンセンター
施 設 の 種 類		固形燃料（ＲＤＦ）化施設
所 在 地		福岡県宮若市本城 1593 番地 38
施 設 所 管		宮若市外二町じん芥処理施設組合
敷 地 面 積		9,720 m ²
建 築 延 床 面 積		工場棟：3,181 m ² 管理棟：852 m ²
竣 工 年 月		平成 14 年 9 月
処 理 対 象 物		可燃ごみ、可燃性粗大ごみ
処 理 能 力		66 t／日（16 h）
主 要 設 備	受 入 設 備	ピット&クレーン方式
	供 給 設 備	破袋機、一次破碎機、磁選機
	乾 燥 設 備	乾燥機
	破 碎 選 別 設 備	不燃・可燃選別機、磁選機、アルミ選別機、異物選別機
	成 形 設 備	消石灰サイロ、定量供給機、成形機
	冷 却 出 荷 設 備	冷却機、固形燃料貯留サイロ
Ｒ Ｄ Ｆ 性 状	形 状	円柱状
	成 形 サ イ ズ	φ 20 mm×50 mm
	含 水 率	10%程度
	熱 量	15,000～19,000 k J／k g （3,580～4,540 k c a l／k g）

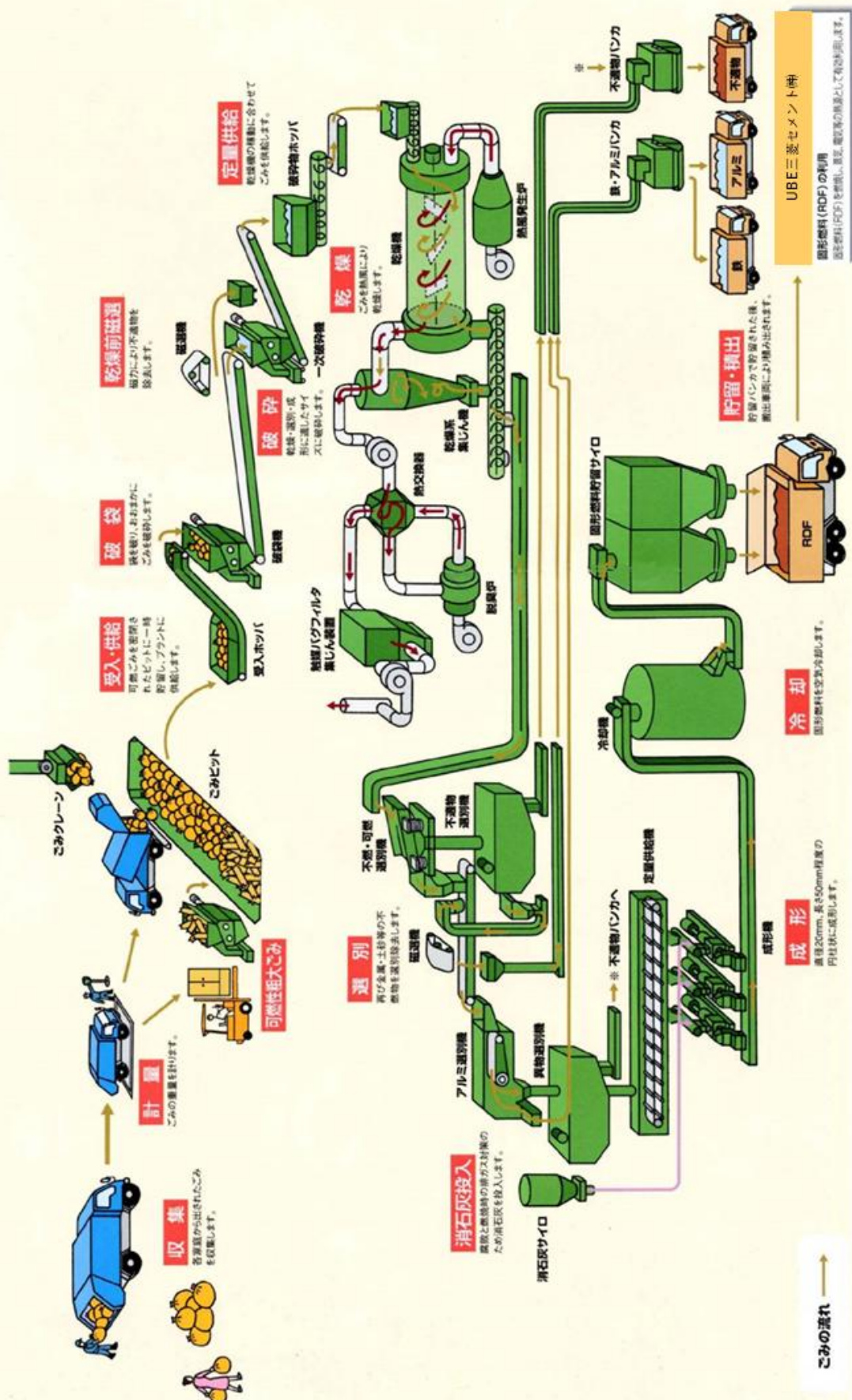


図 3-6 くらしクリーンセンター処理フロー

(3) 資源化处理施設

泉水資源化处理施設の概要を表3-11に、処理フローを図3-7に示す。

表3-11 泉水資源化处理施設の概要

施設名	泉水最終処分場
施設の種類	資源ごみ・粗大ごみ処理施設
所在地	福岡県鞍手郡鞍手町大字新延 1296 番地 8
施設所管	宮若市外二町じん芥処理施設組合
敷地面積	5,650 m ²
竣工年月	昭和 62 年 1 月
処理対象物	資源ごみ、燃えないごみ
処理能力	資源ごみ処理施設 : 25 t / 5 h 不燃物・粗大ごみ処理施設 : 15 t / 5 h
選別方法	資源ごみ : ターンテーブルにて 6 種選別 不燃物・粗大ごみ : 堅型破砕機で処理後 3 種選別
その他施設	ストックヤード、トラックスケール、管理棟

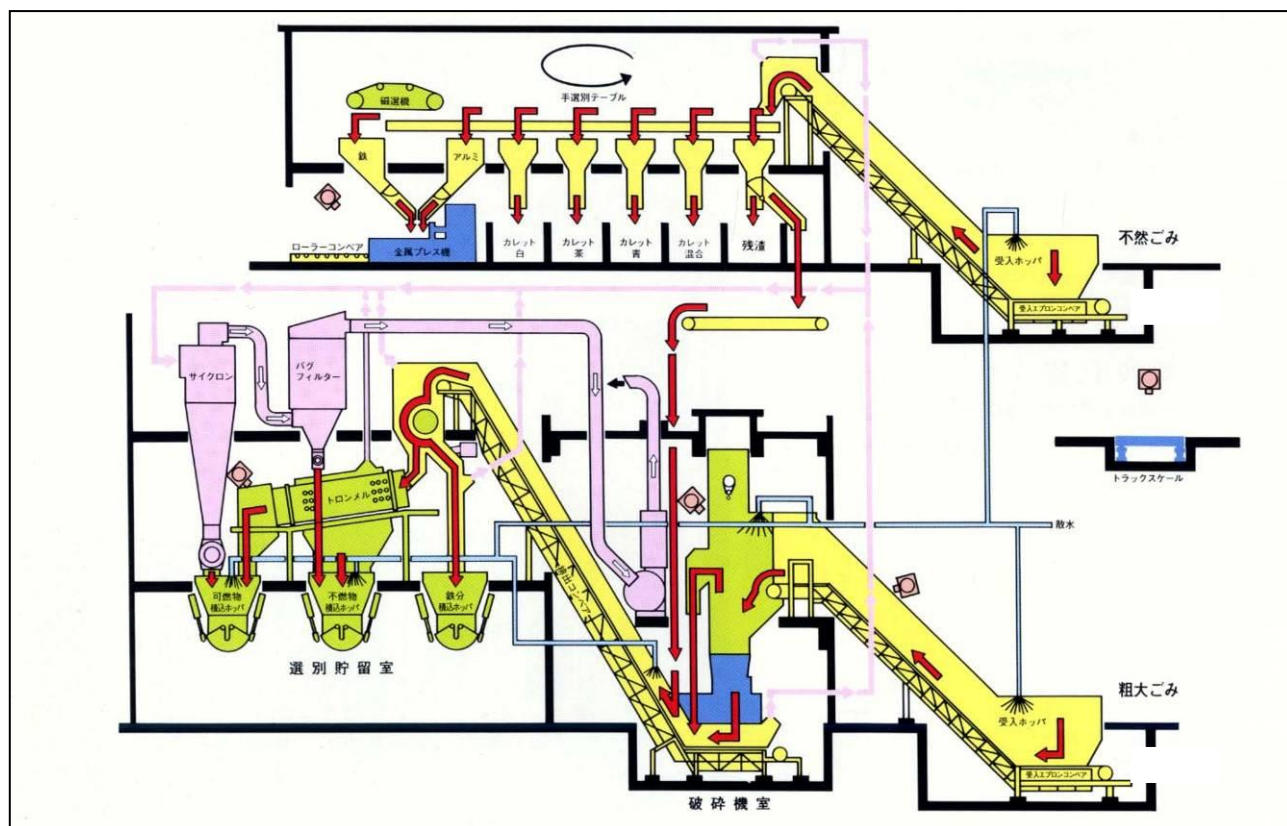


図3-7 泉水資源化处理施設の処理フロー

9. 中間処理の実績

中間処理は、くらしクリーンセンターでのごみ固形燃料（RDF）化処理、泉水資源化処理施設での資源化処理である。

（1）ごみ固形燃料化施設

くらしクリーンセンターは、可燃ごみの中間処理施設であるとともに、ごみ固形燃料（RDF）の製造施設でもあり、製造されたごみ固形燃料はUBE三菱セメント株式会社で燃料として再利用している。

また、処理対象量に対するごみ固形燃料（RDF）製造量の割合は5割程度となっており、処理対象物から取り除いた不適物については、泉水最終処分場において埋立最終処分を行っている。

じん芥処理施設組合における、ごみ固形燃料（RDF）製造量とその推移を表3-12及び図3-8に示す。

表3-12 処理対象量とごみ固形燃料（RDF）製造量

年度	処理対象量 (t)	RDF製造量 (t)	処理対象中の	
			金属類 (t)	不適物 (t)
平成29	12,941	7,048	22	90
平成30	13,168	7,147	22	79
令和元	13,484	7,228	20	85
令和2	13,326	7,450	22	90
令和3	13,290	7,368	20	94
令和4	13,024	7,148	20	102

出典）組合集計資料

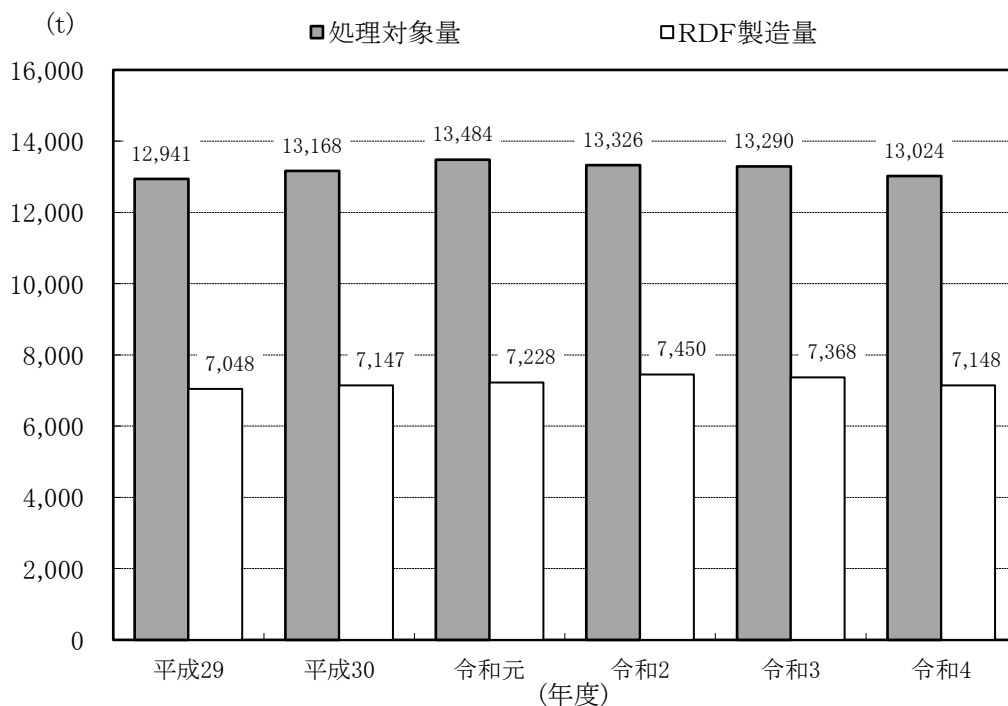


図3-8 処理対象量とごみ固形燃料（RDF）製造量の推移

なお、本市で排出されている処理対象量における、ごみ固形燃料（R D F）製造量の推定量とその推移を示す。

表 3-13 処理対象量とごみ固形燃料（R D F）製造量（本市分の推定量）

年度	処理対象量 (t)	R D F 製造量 (t)	処理対象中の	
			金属類 (t)	不適物 (t)
平成29	7,097	3,865	12	49
平成30	7,192	3,903	12	43
令和元	7,343	3,935	11	46
令和2	7,175	4,010	12	48
令和3	7,308	4,050	11	52
令和4	7,227	3,966	11	57

出典）組合集計資料

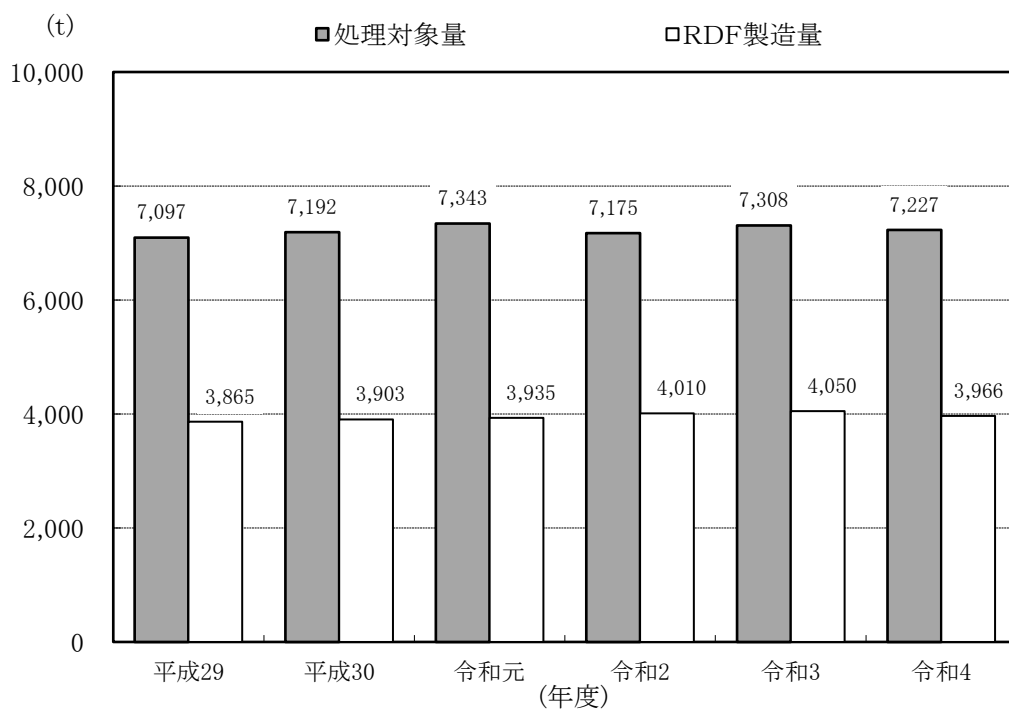


図 3-9 処理対象量とごみ固形燃料（R D F）製造量の推移（本市分の推定量）

（２）資源化処理施設

泉水資源化処理施設で処理対象となるものは、資源ごみのうち、資源物拠点回収事業によって回収された資源を除いた、ビン・カン、ペットボトルや燃えないごみであり、資源ごみから金属類やペットボトル及びガラス等の資源物を手選別により回収している。また、燃えないごみは破砕して、磁力選別機を用いて磁性物（金属）を資源回収している。

処理に伴って生じる可燃性残渣は、くらしクリーンセンターで処理し、不燃性残渣については泉水最終処分場にて埋立最終処分を行っている。

じん芥処理施設組合における処理対象量と資源回収量及びその推移を表 3-1 4 及び図 3-1 0 に示す。

表 3-1 4 処理対象量と資源回収量

年度	処理対象量 (t)	資源回収量					
		鉄類 (t)	アルミ類 (t)	ペットボトル (t)	空きびん (t)	有価物 (t)	合計 (t)
平成29	1,934	300	62	51	182	99	694
平成30	1,986	328	59	51	177	96	711
令和元	2,054	423	57	63	156	7	706
令和2	2,368	469	67	57	171	6	770
令和3	2,208	385	61	54	158	5	663
令和4	2,069	406	62	59	161	7	695

出典) 組合集計資料

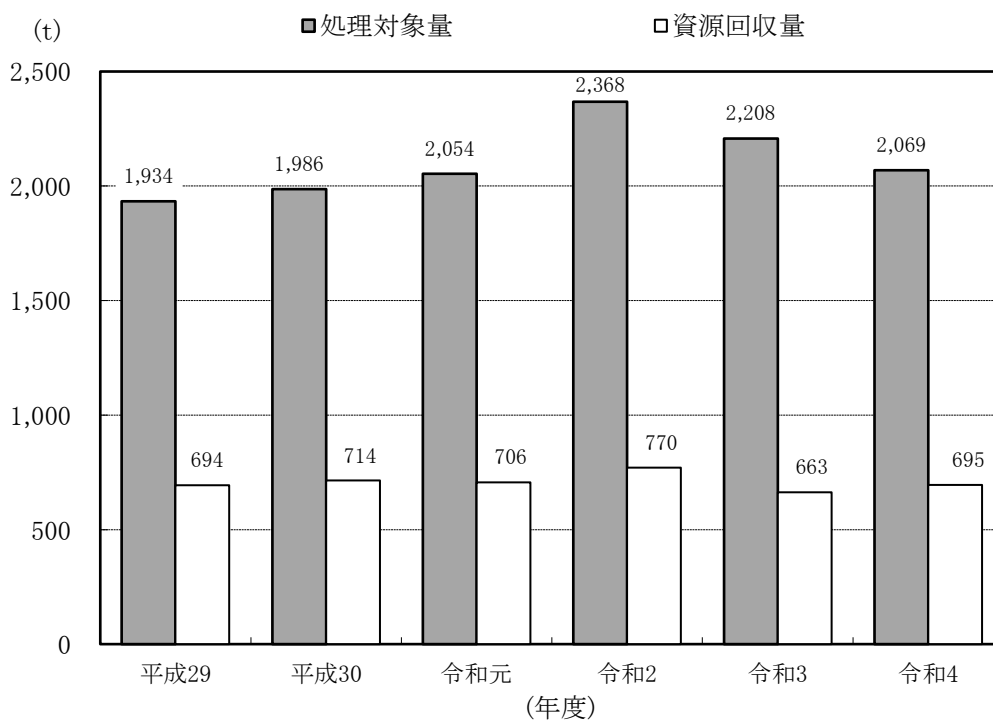


図 3-1 0 処理対象量と資源回収量の推移

なお、本市で排出されている処理対象量及び資源回収量の推定量とその推移を示す。

表 3-1 5 処理対象量と資源回収量（本市分の推定量）

年度	処理対象量 (t)	資源回収量					
		鉄類 (t)	アルミ類 (t)	ペットボトル (t)	空きびん (t)	有価物 (t)	合計 (t)
平成29	1,090	168	35	28	102	56	389
平成30	1,121	185	33	28	100	54	400
令和元	1,140	235	31	36	90	4	396
令和2	1,341	266	38	32	99	3	438
令和3	1,239	217	35	32	90	3	377
令和4	1,177	231	35	33	92	4	395

出典) 組合集計資料

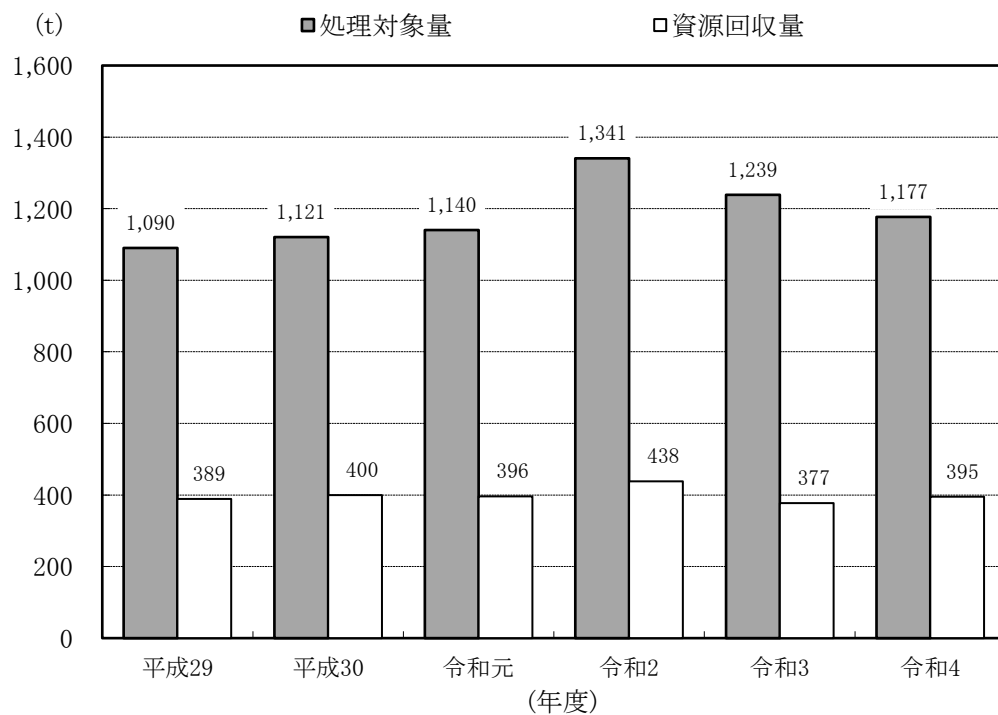


図 3-1 1 処理対象量と資源回収量の推移（本市分の推定量）

10. 最終処分の現況

最終処分は、くらしクリーンセンターからのRDF不適物及び資源ごみ・粗大ごみ処理施設からの不燃性残渣を泉水最終処分場に埋立処分している。

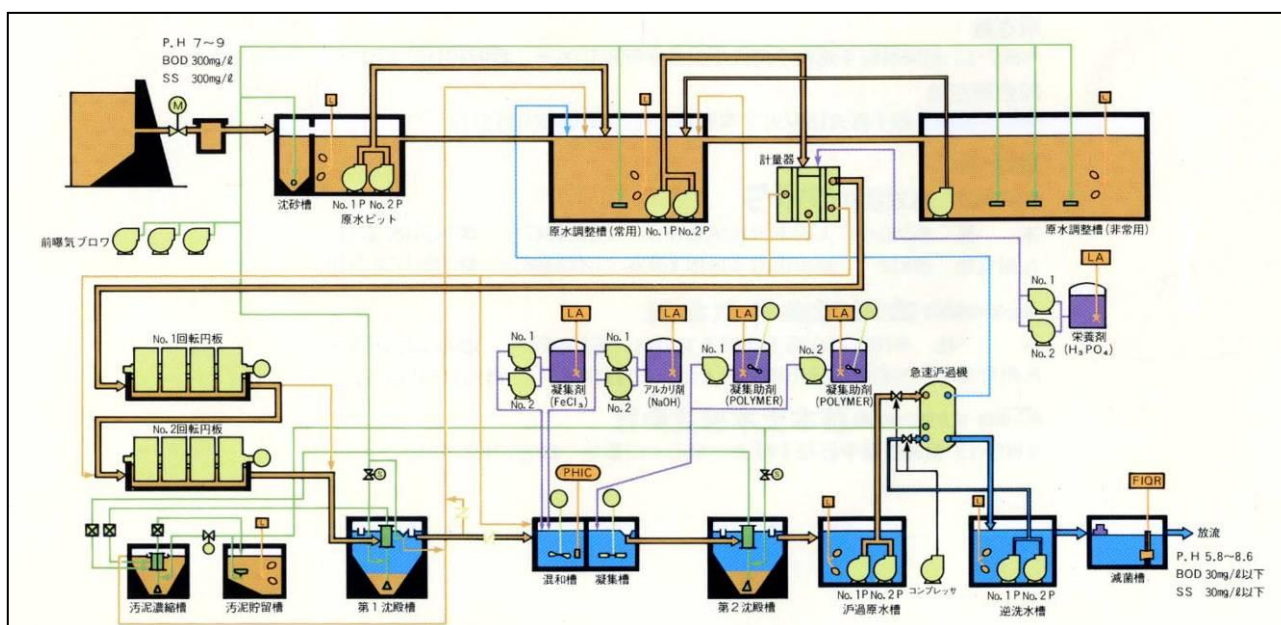
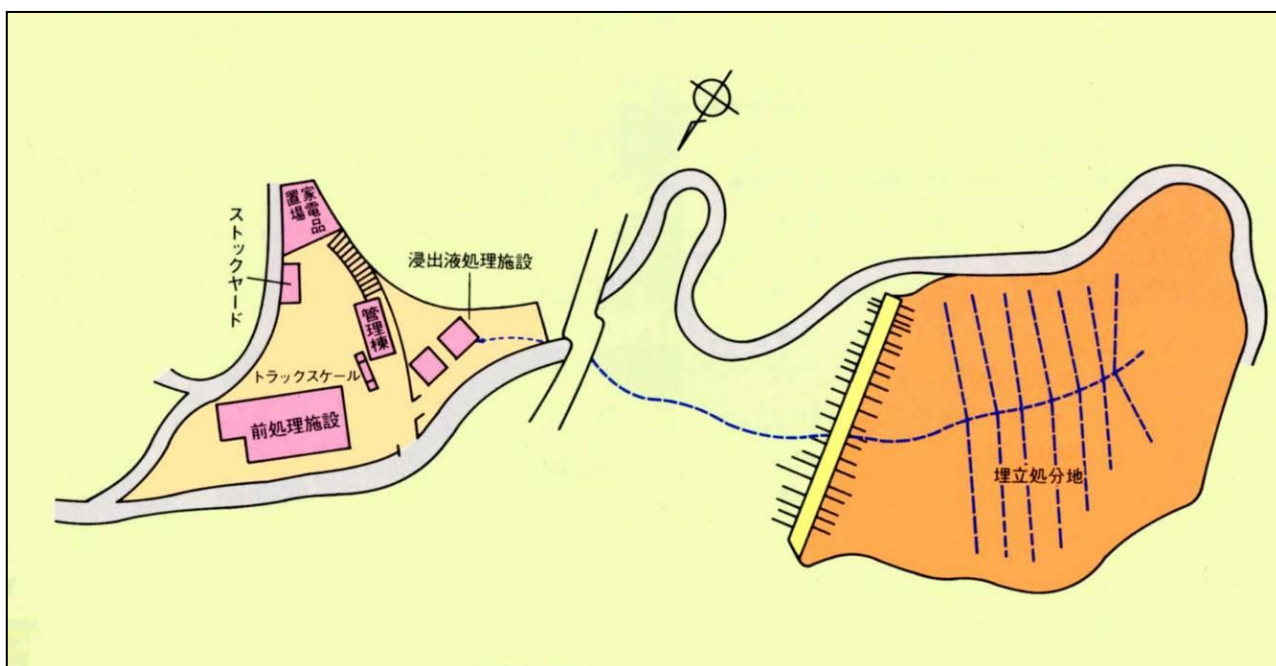
施設の概要を表3-16、図3-12に示す。

表3-16 泉水最終処分場の概要

施設名	泉水最終処分場	
所在地	福岡県鞍手郡鞍手町大字新延 1296 番地 8	
施設所管	宮若市外二町じん芥処理施設組合	
埋立面積	10,565 m ²	
埋立容量	64,223 m ³	
竣工年月	昭和 62 年 1 月	
処理対象物	不燃物	
浸出液	処理方式	生物処理（回転円板法）＋凝集沈殿＋砂ろ過
処理施設	処理能力	65 m ³ ／日



図3-12 泉水最終処分場



1 1. 最終処分の実績

埋立最終処分量とその推移を表3-17、図3-15に示す。

泉水最終処分場では、くらしクリーンセンターから生じるRDF不適物や泉水資源化処理施設から生じる処理残渣等の不燃物の埋立処分を行っている。

また、構成市町のし尿処理施設から持ち込まれる、し渣及び汚泥等を焼却処理した際に生じる焼却残渣の埋立処分を行っている。

表3-17 埋立最終処分量

年度	RDF不適物 (t)	資源化 処理残渣 (t)	小 計	し尿処理施設 焼却灰 (t)	合 計 (t)
平成29	90	526	616	83	699
平成30	79	570	649	97	746
令和元	85	663	748	96	844
令和2	90	844	934	85	1019
令和3	94	677	771	96	867
令和4	102	757	859	83	942

出典) 組合集計資料

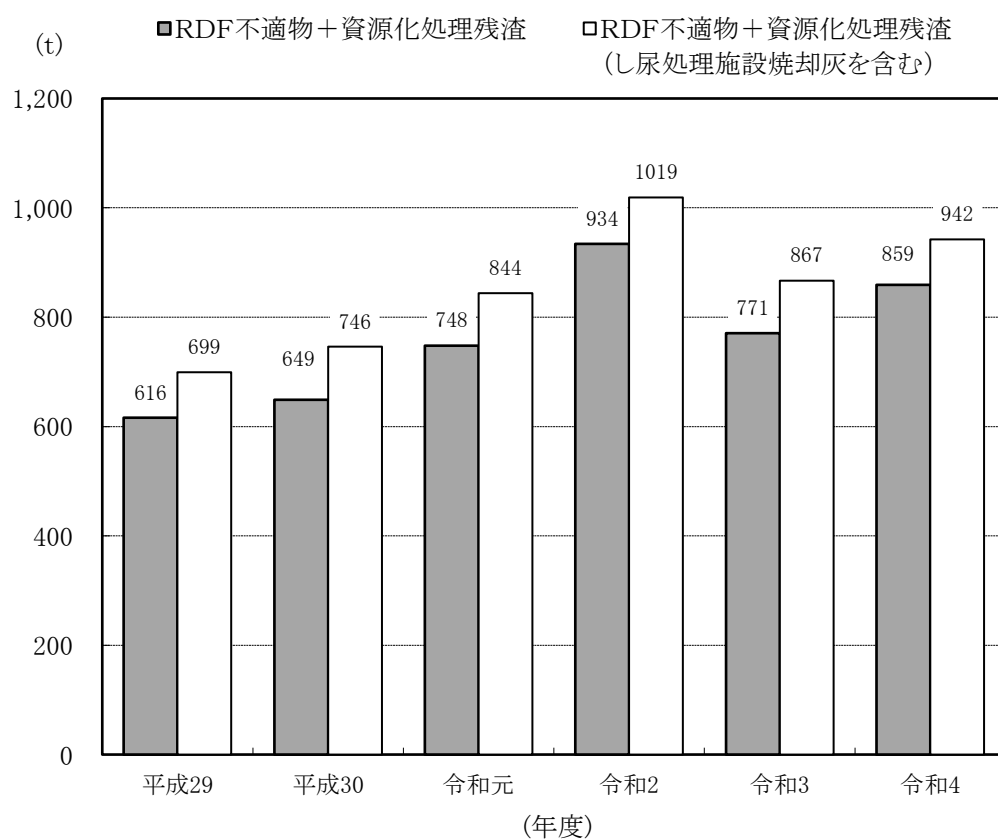


図3-15 埋立最終処分量の推移

なお、本市で排出されている処理対象量における、埋立最終処分量の推定量とその推移を示す。

表 3・1 8 埋立最終処分量（本市分の推定量）

年度	R D F不適物 (t)	資源化 処理残渣 (t)	小 計	し尿処理施設 焼却灰 (t)	合 計 (t)
平成29	49	296	345	66	411
平成30	43	322	365	78	443
令和元	46	368	414	78	492
令和2	48	478	526	68	594
令和3	52	380	432	79	511
令和4	57	431	488	68	556

出典）組合集計資料

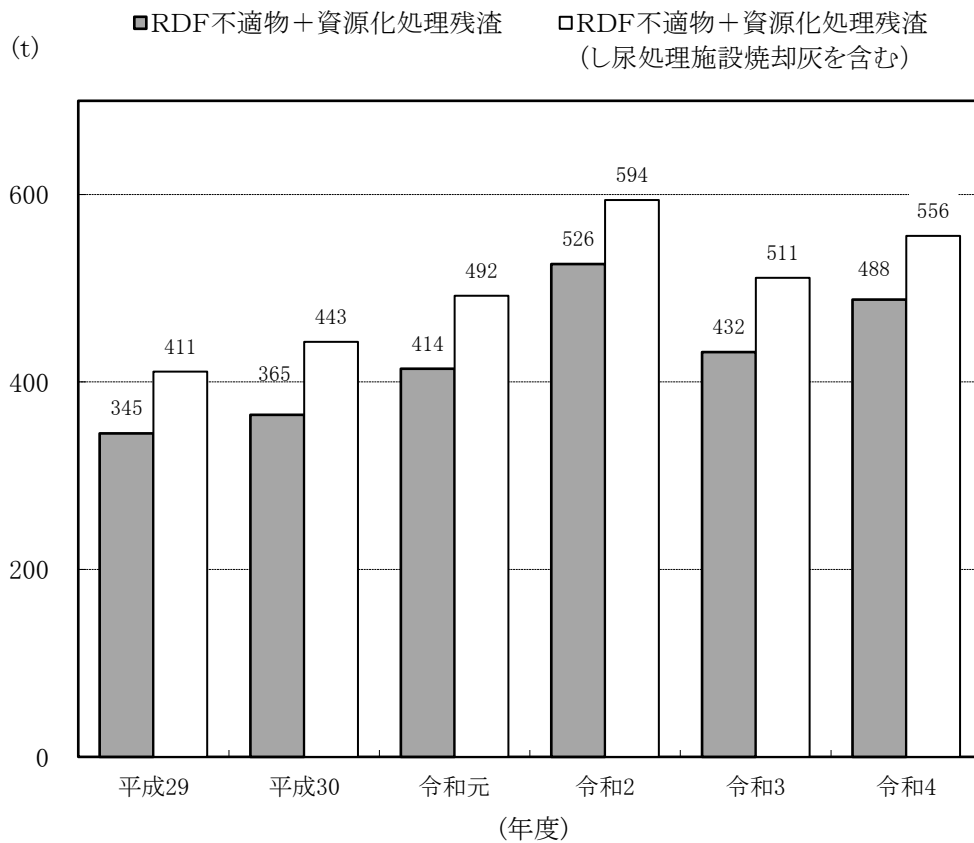


図 3・1 6 埋立最終処分量の推移（本市分の推定量）

12. 管理・運営体制

ごみの管理・運営体制を表3-19に示す。

収集・運搬は本市で行っており、中間処理及び最終処分はじん芥処理施設組合において、共同で処理・処分を行っている。

表3-19 管理・運営体制

項 目	管 理	運 営
収集・運搬	宮若市	家庭系ごみ： 行政が業者に委託 事業系ごみ： 行政が業者に委託
中間処理	宮若市外二町 じん芥処理施設組合	くらしクリーンセンター （R D F 化処理施設）：委託 泉水資源化処理施設 （資源化処理施設）：委託
最終処分	宮若市外二町 じん芥処理施設組合	泉水最終処分場 （最終処分場）：委託

第4節 剪定かす、野焼きや不法投棄等の現状

1. 剪定かすの現状

剪定かすについては、一般家庭分は指定袋に入れての排出や、粗大ごみとして排出するケースがある。

また、一般家庭より臨時ごみとして剪定かすを排出する場合は、受入れを行っており、一般家庭以外から排出される剪定かすについては、原則として受入れを行っていない。受入れていない剪定かすについては、民間の処理業者の活用を図っている。

民間の処理業者を活用すれば経費の負担が生じることで、普及が進まない恐れがある。また、現在では野焼きを法律で禁止しているため、更なる剪定かすの適正な処理について啓発を図る必要がある。

2. 野焼きの現状

野焼きについては、依然として行われているようである。ごみを燃やすケースは減少してきているが、焼却炉を設置している家庭が見受けられるため、自家処理について否定はできない。

また、寄せられる苦情としては、草刈りで発生したものを敷地内の畑等で焼却し、その煙で近隣の民家から通報を受けていることが多く、それに対し「昔から燃やしていた」、「燃やしてはいけないとは知らなかった」という言い訳が多数見受けられる。今まで燃やしていたのに、わざわざ有料の指定ごみ袋を使って、刈草を排出することに抵抗感があるからではないかと思われる。今後も、野焼きについては、禁止（例外規定は中止）するように積極的に周知を図っていくと同時に、処理方法については、民間の処理業者の活用等を紹介し、生活環境の保全に努めることが必要である。

建築廃材等の産業廃棄物の不法焼却については、警察及び福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所との連携を取りながら取締りを行うと共に、一層の強化を図る必要がある。

3. 不法投棄の現状

不法投棄については、投棄物が産業廃棄物であれば福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と連携して対応し、一般廃棄物の場合でも多量に投棄された場合や住民からの情報を得た場合については、警察に捜査を依頼している。

一方では、自治会等による地域清掃活動も頻繁に行われており、その回収分は本市で収集を行っている。

不法投棄対策について市独自で実施することは困難であるため、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、警察及び各管理者（道路については道路管理者、河川については河川管理者）と連携を図って不法投棄を未然に防止できるように協力体制を強化、パンフレット等による啓発活動を実践し不法投棄防止に努める必要がある。

第5節 前計画の進捗と評価

1. 目標値の進捗と評価

平成30年3月に策定した前計画においては、ごみの減量化等の対策後における計画目標値（見込み）を示している。前計画の目標値と現状における目標の達成状況を以下に整理する。

表3-20 目標進捗状況

	前回のゴミ処理基本計画		令和4年度 実績値	実績値-目標値
	平成28年度 実績値	平成34年度（令和4年度） 減量化対策後 目標値		
ごみ総排出量※1	8,534 t/年	8,138 t/年	8,418 t/年	+280 t/年
1人1日当たり 排出量※2	718 g	718 g	797 g	+79 g
再生利用率	58 %	59 %	56.5 %	-3 %
最終処分量	335 t/年	314 t/年	488 t/年	+174 t/年

※1) 集団回収を含む。

※2) 資源ごみを控除した量

- ・ごみ総排出量=ごみ排出量〔可燃ごみ、燃えないごみ、資源ごみの合計〕+集団回収量
- ・1人1日当たり排出量=(ごみ総排出量-資源ごみ)÷処理人口÷365日
- ・再生利用率=(中間処理に伴う資源回収量+集団回収量)÷ごみ総排出量
- ・最終処分量=中間処理後最終処分量〔RDF不適物、資源化処理残渣の合計〕

いずれの指標においても、令和4年度実績値は前計画における目標値を達成することが出来ていない。

ごみ総排出量については、平成28年度実績値に対して、減少しているものの、平成34年度（令和4年度）目標値に届くことが出来なかった。

また、1人1日当たり排出量・最終処分量においては、平成28年度実績に対して増加しており、再生利用率については減少していることから、対策が求められる。

2. 施策の進捗と評価

前計画においては、減量化・再資源化に関する取組が掲げられている。位置付けられた施策の実施状況は、表 3-2 1～表 3-2 2 のとおりである。

表 3-2 1 減量化・再資源化活動の推進

実施内容	評価 ○：実施 －：未実施
① 啓発活動の推進	○
② 教育活動の充実	○
③ 減量化・再資源化に対する意識の向上	○
④ マイバッグ運動	○
⑤ 生ごみ減量化の支援	○
⑥ リサイクル活動団体の育成・支援	○
⑦ 資源物回収の推進	○
⑧ 資源ごみ分別排出の徹底	－
⑨ 多量排出事業者への要請	－
⑩ 食品廃棄物・食品ロス	－
⑪ 事業系ごみ排出量の実態把握	－

表 3-2 2 収集運搬計画

実施内容	評価 ○：実施 －：未実施
① 分別排出と正しいごみの出し方の徹底	－
② 収集運搬業務における安全衛生管理	－
③ 在宅医療廃棄物について	－

第6節 現況の一般廃棄物処理システムの評価

市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる評価

「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」は環境省が提供する循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のための支援ツールである。「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、市町村が一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価することが出来る。

支援ツールによる評価結果を図3-17に示す。レーダーチャートを確認すると、人口一人一日当たりごみ総排出量、最終処分減量に要する費用、人口一人当たり年間処理経費の項目において類似市町村と比較し若干平均値を上回っている。対して、廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原燃料化等除く）は低い。本市では、搬入された廃棄物をRDF化処理しているが、本チャートではRDFは資源回収に含めないため資源回収率が低いものと考えられる。また、廃棄物のうち最終処分される割合は類似自治体と比較し、優れているとの結果となった。

ごみ処理システム分析において、類似自治体と同程度の人口規模・産業構造を有するとして抽出された市町村58団体について表3-23に示す。

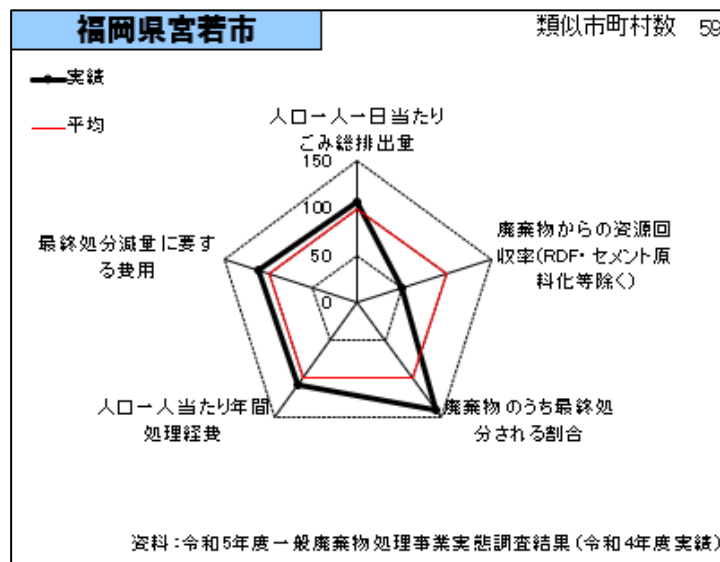


図3-17 ごみ処理システム分析結果（令和4年度実績比）

表3-23 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールで抽出された類似自治体

地域区分	類似自治体名
北海道	紋別市、名寄市、根室市
東北	二戸市、男鹿市、鹿角市、北秋田市、仙北市、上山市、長井市、南陽市
関東	那須烏山市、加茂市
中部	輪島市、羽咋市、勝山市、あわら市、葦崎市、大町市、東御市、飛騨市、下呂市、伊豆市
近畿	養父市、朝来市、五條市、宇陀市、有田市、御坊市
中国	高梁市、新見市、美作市、安芸高田市、江田島市、美祢市
四国	美馬市、三好市、東かがわ市、土佐市、須崎市、香美市
九州	豊前市、うきは市、鹿島市、嬉野市、平戸市、松浦市、対馬市、杬岐市、水俣市、上天草市、阿蘇市、豊後高田市、杵築市、西都市、いちき串木野市、志布志市、伊佐市

第7節 ごみ処理状況の現状と課題

1. 発生抑制に関する課題

ごみ排出量は、令和2～3年度に新型コロナウイルスの影響と考えられる増加が見られ、その後横ばいで推移している。前計画の目標値も達成には及んでおらず、排出抑制に関する住民・事業者への啓発を行い、発生抑制に向けた施策を実施する必要がある。

2. 収集運搬に関する課題

収集運搬は現在、民間事業者へ委託して実施しているが、今後も民間事業者との定期的な協議を継続し、効率的な収集運搬と環境負荷の低減を図る必要がある。

3. 安定した中間処理の実施に関する課題

現在、じん芥処理施設組合の可燃ごみの中間処理を行っている、くらしクリーンセンターは令和6年6月時点で施設稼働後21年が経過している。施設の老朽化が進んでいることから、安定的なごみ処理体制の継続について修繕や施設の建替も含めて検討する必要がある。

4. 最終処分量の削減に関する課題

最終処分量については、前計画の目標値として、平成34年度（令和4年度）に314t／年以下としていたものの、令和4年度実績値では、488t／年と目標値を達成しておらず、泉水最終処分場の埋立残余年数が逼迫している。最終処分量の削減には、ごみ排出量の削減が最も寄与するため、ごみ排出量の削減に取り組む必要がある。

5. ごみ処理コストに関する課題

現行の中間処理施設が更新時期を迎える中、財政状況を踏まえたごみ処理体制を構築する必要がある。

第4章 ごみ処理基本計画の策定

第1節 基本方針

今後の施策の方向性については、総合計画の基本施策および前計画を踏襲し、次のとおりとする。

1. 循環型社会の構築
2. 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

1. 循環型社会の構築

私たちの暮らしや経済が持続的に発展していくためには、資源の消費をできるだけ抑制し、限りある資源を持続的に利用していく循環型の社会の構築を目指していくことが必要であり、廃棄物をできるだけ発生させない（Reduce：リデュース）、使えるものは繰り返し使う（Reuse：リユース）、再び資源として利用する（Recycle：リサイクル）の順番で取り組み、「循環型社会の構築」を形成していくことが必要である。

このためには、自ら考え解決に向けて行動する力を育むような人づくり、そして、人づくりを支え、それらの行動を地域全体に広げ、地域に根差したものにしていって地域づくりにも取り組んでいく必要がある。

2. 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

発生した廃棄物は、住民や事業者においては分別を徹底し、定められたルールに基づいて排出するとともに、廃棄物の処理において、生活環境保全上の支障が生じないよう、廃棄物処理法等の関連法規を遵守し、適切な管理体制を整備し、適正に処理を行っていかなければならない。また、不適正処理事案については、適切な指導や厳正な処分で臨むとともに、住民・行政・事業者の連携による、監視指導に係る取組の一層の充実強化が必要である。

第2節 計画目標年次の設定

本計画は、令和7年度（2025年度）から8年間を計画期間とし、計画の目標年次を令和14年度（2032年度）とするものである。なお、本計画は概ね5年ごとに必要に応じて改訂するとともに、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動が生じた場合にも見直しを行うものである。

目 標 年 次 令和14年度（2032年度）

第3節 目標年次における推計

1. 人口実績

平成29年度から令和4年度までのごみ処理人口とその推移を表4-1及び図4-1に示す。

令和4年度の総人口は26,561人で、本市においては市全区域を収集の対象としているため、総人口＝ごみ処理人口（収集人口）とする。

なお、令和4年度のみ、生活排水人口との整合を図るため、実績値を用いる。

表4-1 ごみ処理人口

年度	宮若市 (人)
平成29	28,244
平成30	28,091
令和元	27,757
令和2	27,336
令和3	26,881
令和4	26,561

出典) 一般廃棄物処理事業実態調査および実績値

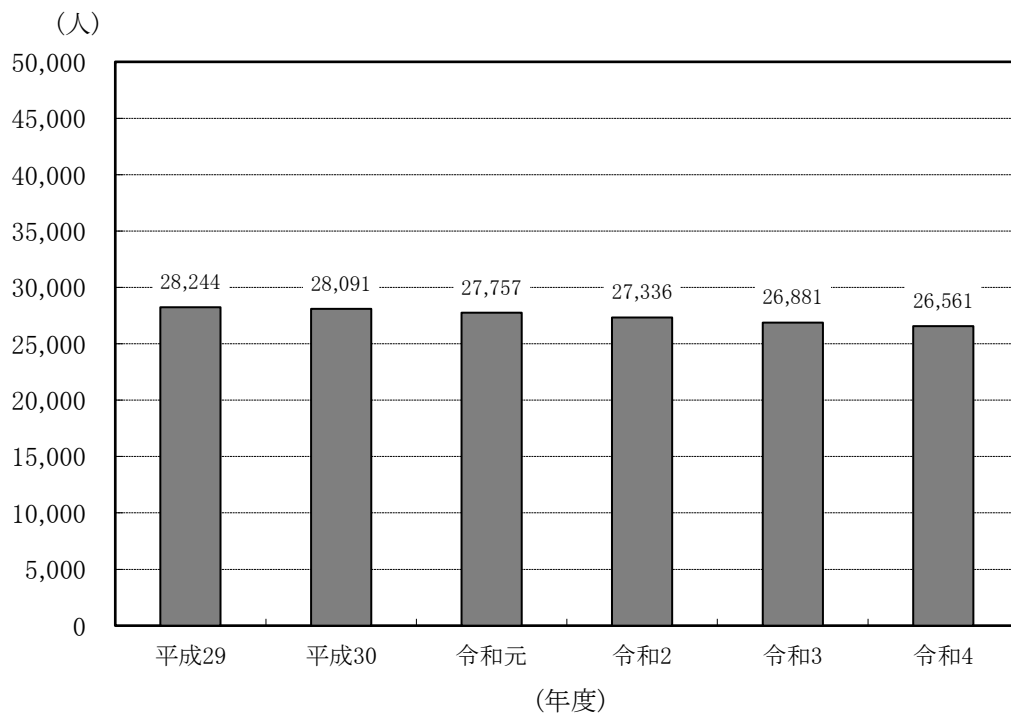


図4-1 ごみ処理人口の推移

2. 将来人口

将来人口の推計にあたっては、平成 27 年度以降の一般廃棄物処理事業実態調査の人口に基づき推計を行っている。なお、令和 4 年度のみ、生活排水人口との整合を図るため、実績値を用いる。

計画の目標年次（令和14年度）において、将来人口は23,517人を見込んでいる。

表 4-2 ごみ処理人口の推計結果

	年度	宮若市
実績値	平成27	28,672
	平成28	28,379
	平成29	28,244
	平成30	28,091
	令和元	27,757
	令和2	27,336
	令和3	26,881
	令和4	26,561
推計値	令和5	26,253
	令和6	25,945
	令和7	25,636
	令和8	25,330
	令和9	25,024
	令和10	24,718
	令和11	24,412
	令和12	24,107
	令和13	23,812
	令和14	23,517

出典）一般廃棄物処理事業実態調査および実績値

3. ごみ排出量の見込み

ごみ排出量の見込みを表4-3及び図4-2に示す。

ごみの排出量は、ごみ処理人口の減少に伴って減少していくことが見込まれる。

表4-3 ごみ排出量の見込み

年度		可燃ごみ (t)	燃えないごみ (t)	資源ごみ (t)	ごみ排出量 合計 (t)
実 績	令和4	6,861	868	409	8,138
見込み	令和9	6,595	932	384	7,911
	令和14	6,284	910	361	7,555

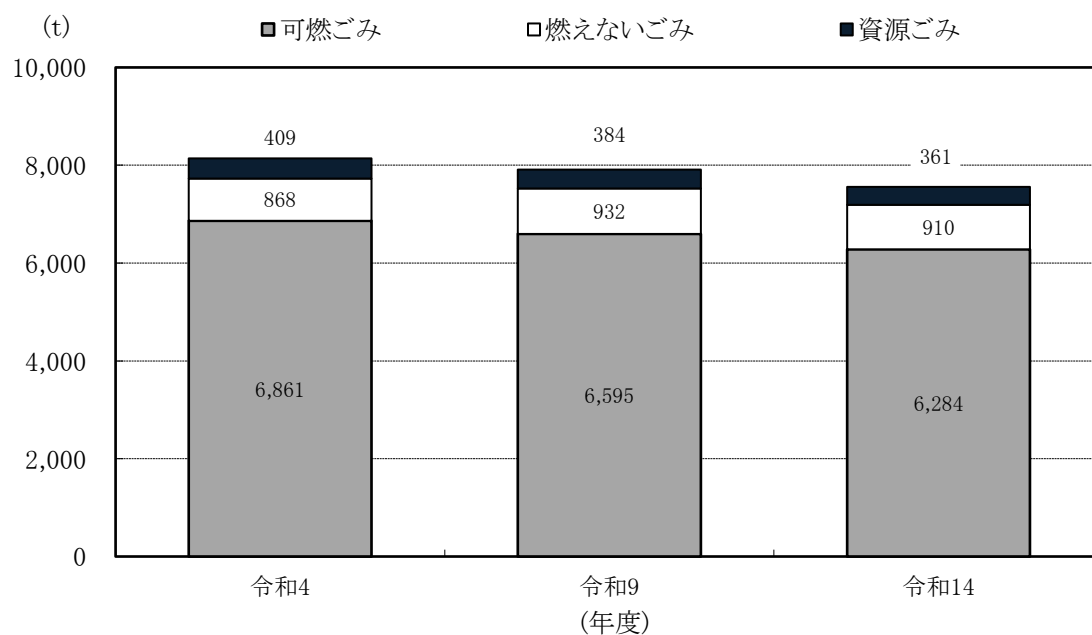


図4-2 ごみ排出量の見込み

4. 排出原単位の見込み

ごみの排出原単位の見込みを表4-4及び図4-3に示す。

ごみの排出原単位は、実績値の傾向から増加していくことが見込まれる。

$$\text{ごみの排出原単位 (g/人・日)} = \text{ごみ排出量 (t/年)} \div 365 \text{ (日)} \div \text{ごみ処理人口 (人)}$$

表4-4 排出原単位の見込み

年度		ごみ処理人口 (人)	ごみ排出量 (t)	資源ごみ (t)	排出原単位 (g/人・日)	排出原単位 (資源ごみ除く) (g/人・日)
実績	令和4	26,561	8,138	409	840	797
見込み	令和9	25,024	7,911	384	867	825
	令和14	23,517	7,555	361	881	839

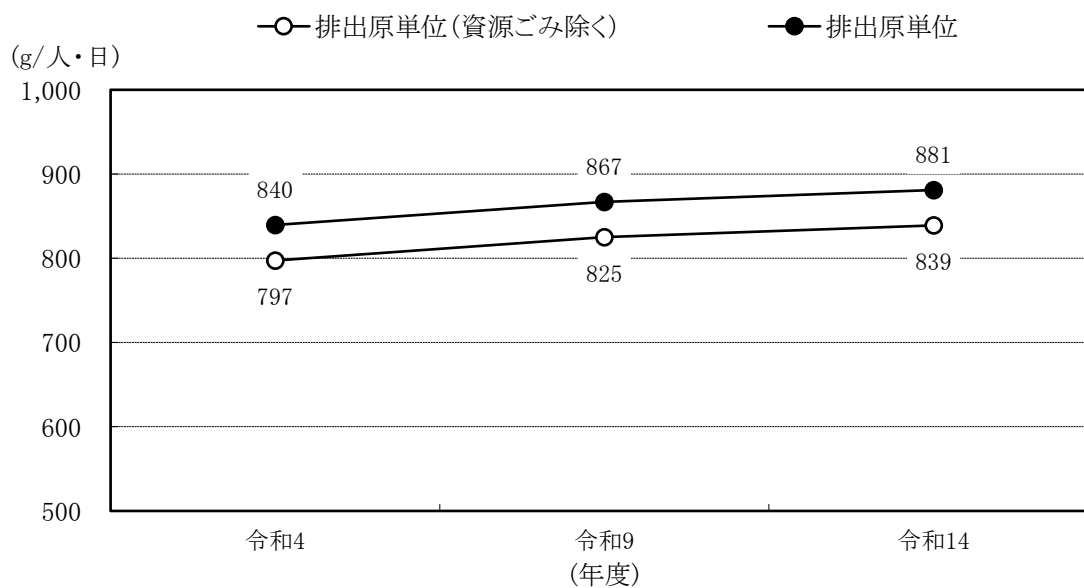


図4-3 排出原単位の見込み

5. 中間処理量の見込み

(1) 中間処理施設における処理対象量の見込み（本市分の推定量）

くらしクリーンセンターにおける、処理対象量の見込みを表4-5及び図4-4に示す。

くらしクリーンセンターへの搬入量は、ごみ排出量の減少に伴い減少していくことが見込まれる。

表4-5 処理対象可燃ごみの見込み（本市分の推定量）

年度		処理対象量 (t)	R D F 製造量 (t)	処理対象中の	
				金属類 (t)	不適物 (t)
実 績	令和4	7,227	3,966	11	57
見込み	令和9	6,988	3,835	10	56
	令和14	6,668	3,660	10	53

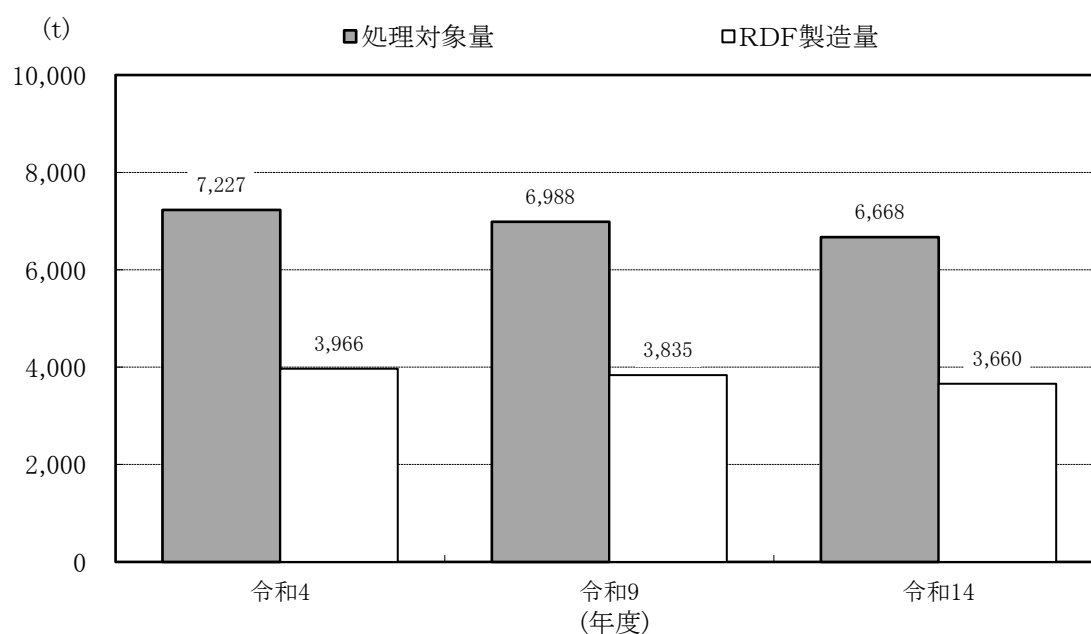


図4-4 処理対象可燃ごみの見込み（本市分の推定量）

(参考) 中間処理施設における処理対象量の見込み(組合圏域での推定量)

組合圏域(組合構成市町の合計)における、くらしクリーンセンターの処理対象量の見込みを示す。

表 4-6 処理対象可燃ごみの見込み(組合圏域での推定量)

年度		処理対象量 (t)	R D F 製造量 (t)	処理対象中の	
				金属類 (t)	不適物 (t)
実績	令和4	13,024	7,148	20	102
見込み	令和9	12,407	6,809	18	99
	令和14	11,615	6,375	17	93

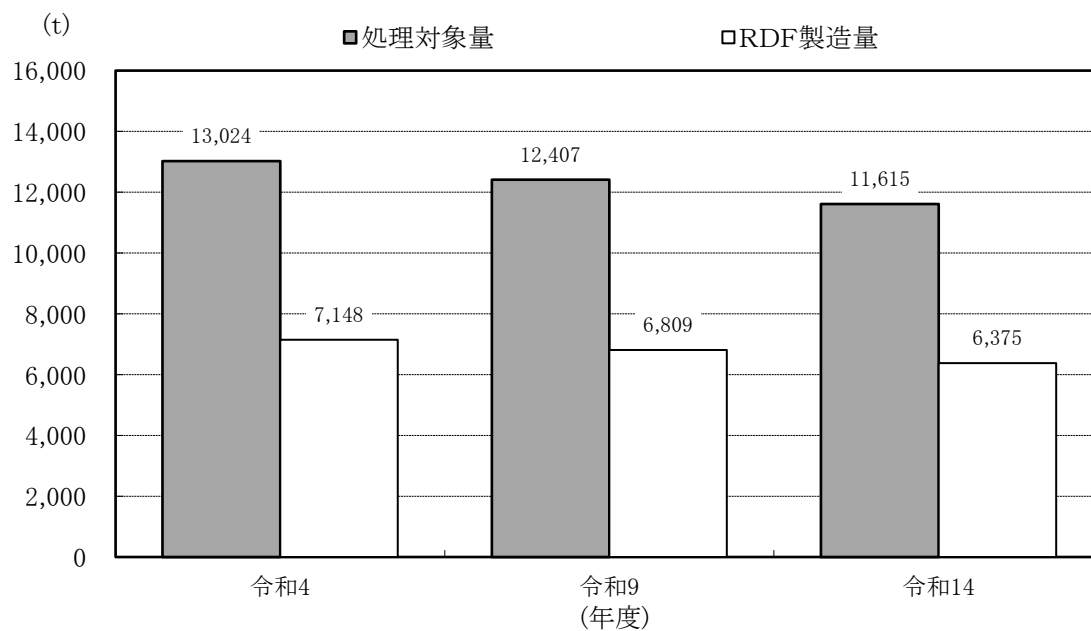


図 4-5 処理対象可燃ごみの見込み(組合圏域での推定量)

(2) 資源化処理施設における処理対象量の見込み（本市分の推定量）

泉水資源化処理施設における、処理対象量と資源回収量の見込みを表4-7及び図4-6に示す。

泉水資源化処理施設への搬入量は、ごみ排出量の減少に伴って減少せず、概ね目標年度に向けてほぼ横ばいに推移していくことが見込まれる。また、資源回収量については、微減傾向となっている。

表4-7 処理対象量と資源回収量の見込み（本市分の推定量）

年度		処理対象量 (t)	資源回収量					合計 (t)
			鉄類 (t)	アルミ類 (t)	ペットボトル (t)	空きびん (t)	有価物 (t)	
実績	令和4	1,177	231	35	33	92	4	395
見込み	令和9	1,216	209	32	31	84	4	360
	令和14	1,171	194	30	28	79	4	335

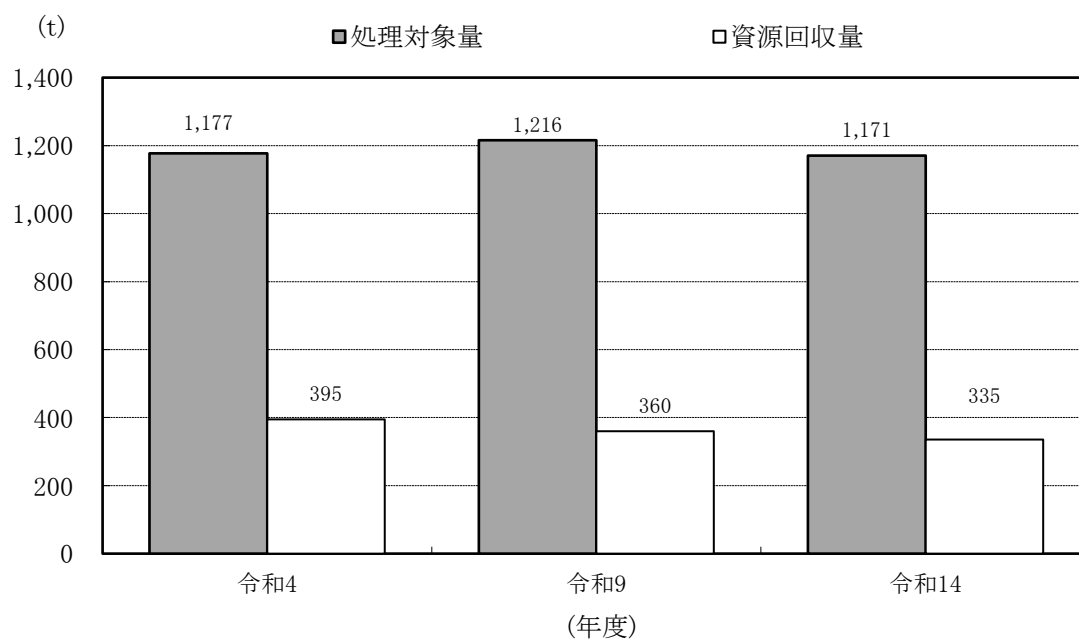


図4-6 処理対象量と資源回収量の見込み（本市分の推定量）

(参考) 資源化処理施設における処理対象量の見込み (組合圏域での推定量)

組合圏域における、泉水資源化処理施設の処理対象量と資源回収量の見込みを示す。

表 4-8 処理対象量と資源回収量の見込み (組合圏域での推定量)

年度		処理対象量 (t)	資源回収量					合計 (t)
			鉄類 (t)	アルミ類 (t)	ペットボトル (t)	空きびん (t)	有価物 (t)	
実績	令和4	2,069	406	62	59	161	7	695
見込み	令和9	2,121	361	56	55	146	7	625
	令和14	2,010	332	51	49	135	7	574

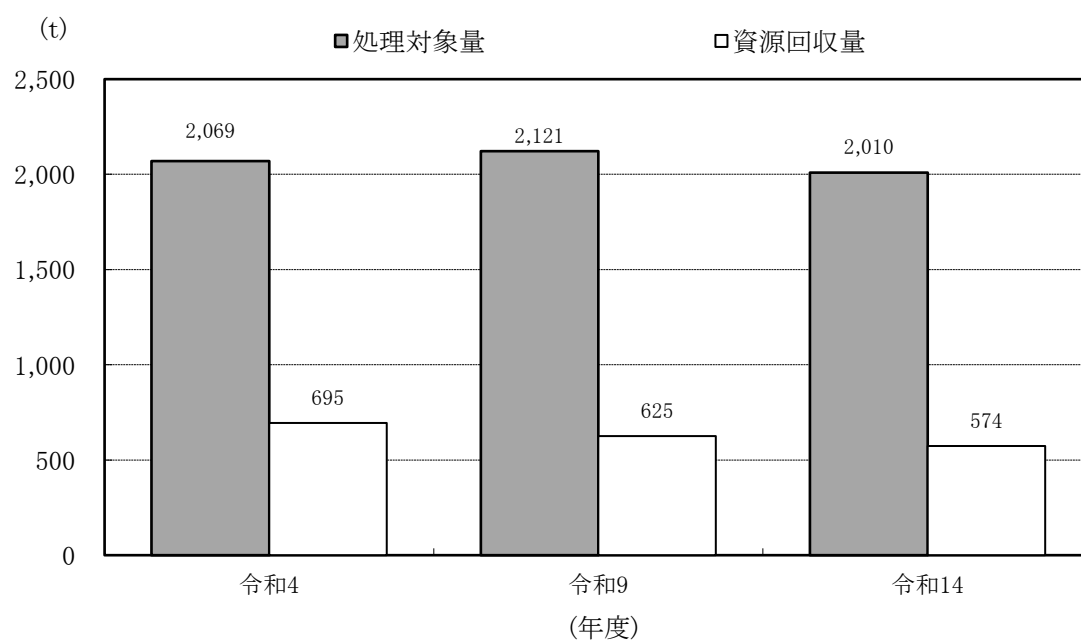


図 4-7 処理対象量と資源回収量の見込み (組合圏域での推定量)

6. 最終処分量の見込み（本市分の推定量）

最終処分量の見込みを表4-9及び図4-8に示す。

最終処分量は、令和9年度に向けて増加し、その後、目標最終年度に向けて減少するものの、令和4年度と比較し、増加することが見込まれる。

表4-9 最終処分量の見込み（本市分の推定量）

年度		燃料不適物 (t)	資源化 処理残渣 (t)	最終処分量
実績	令和4	57	431	488
見込み	令和9	56	463	519
	令和14	53	452	505

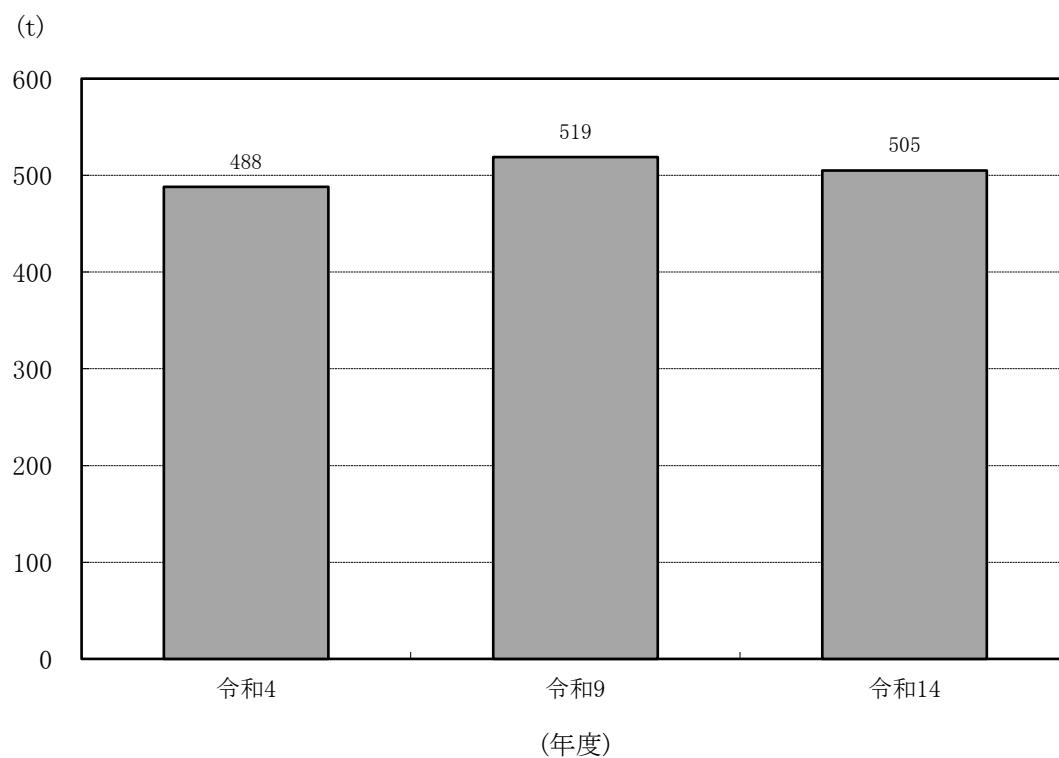


図4-8 最終処分量の見込み（本市分の推定量）

(参考) 最終処分量の見込み (組合圏域での推定量)

組合圏域における、最終処分量の見込みを示す。

表 4-10 最終処分量の見込み (組合圏域での推定量)

年度		燃料不適物 (t)	資源化 処理残渣 (t)	最終処分量
実績	令和4	102	757	859
見込み	令和9	99	808	907
	令和14	93	776	869

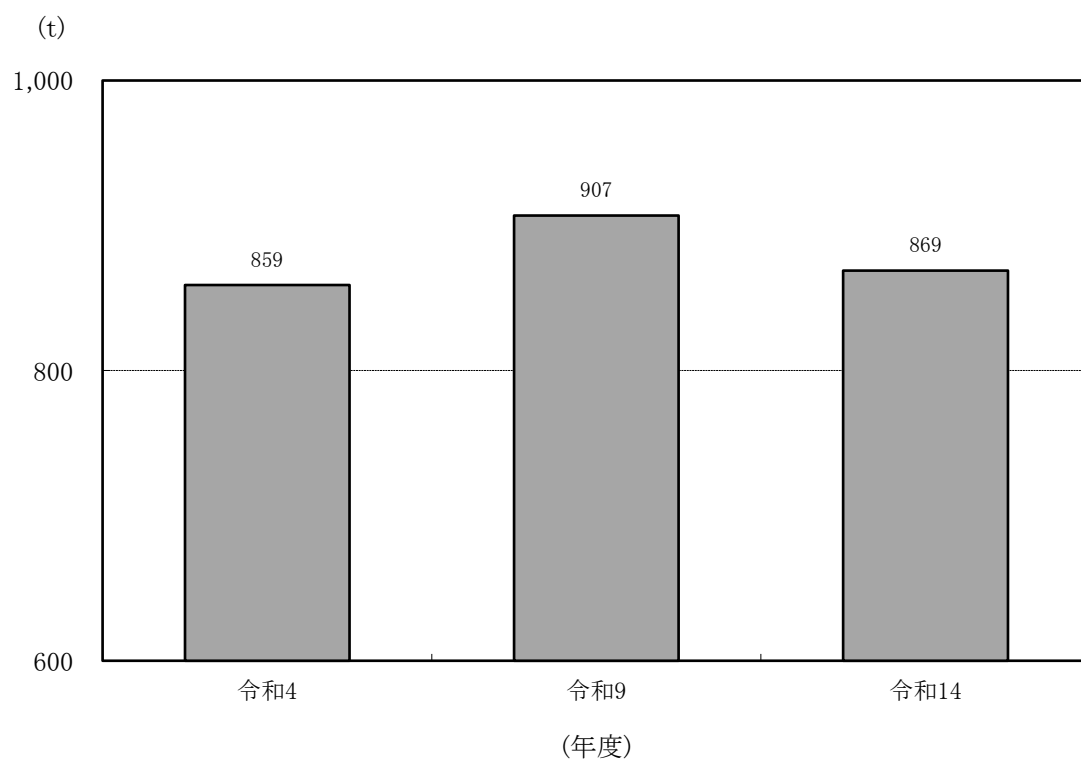


図 4-9 最終処分量の見込み (組合圏域での推定量)

第4節 目標年次における目標値（減量化及び再資源化目標の設定）

本計画の目標を定めるにあたっては、「廃棄物処理法」第5条の2第1項の規定に基づき定められた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」及び方針に即して策定された、「福岡県廃棄物処理計画（令和3年3月）」に記載されている、廃棄物の減量化の目標等を参考にごみの減量化及び再資源化の目標値を設定する。

1. 減量化及び再資源化の目標値

ごみ発生量は、人口数の低下とともに減少していくことが見込まれるが、住民及び事業者がそれぞれに廃棄物をできるだけ発生させない（リデュース：Reduce）、使えるものは繰り返し使う（リユース：Reuse）、ごみとして排出される資源物を再び資源として利用する（リサイクル：Recycle）、再生可能な資源へ切り替える（リニューアブル：Renewable）取組を推進していくため、1人1日当たり排出量を抑制し、分別排出の徹底や集団回収等の取組によって、更に再生利用率の向上していくように、下記に示すとおり減量化及び再資源化目標となる目標値を設ける。

表4-11 ごみ発生量等の見込みと目標値

	実 績 令和4年度	見込み			
		令和9年度		令和14年度	
		推計値	対R4比	推計値	対R4比
ごみ発生量	8,418 t	8,191 t	-3%	7,835 t	-7%
1人1日当たり 排出量	797 g	825 g	3%	839 g	5%
再生利用率	56.5%	56.0%	-0.5%	56.0%	-0.5%
最終処分量	488 t	520 t	7%	505 t	3%



	実 績 令和4年度	計画値			
		令和9年度		令和14年度	
		目標値	対R4比	目標値	対R4比
ごみ発生量	8,418 t	7,497 t	-11%	6,694 t	-20%
1人1日当たり 排出量	797 g	749 g	-6%	694 g	-13%
再生利用率	56.5%	56.6%	+0.1%	57.9%	+1.5%
最終処分量	488 t	453 t	-7%	387 t	-21%

ごみ発生量 = ごみ排出量＋集団回収等量

再生利用率 = (中間処理後資源回収量＋集団回収等量) ÷ ごみ発生量 × 100

最終処分量 = 中間処理後最終処分量〔し尿処理施設から搬入される焼却灰を除く〕

ただし、1人1日当たり排出量は、資源ごみ及び集団回収等を控除した量

2. 目標値と県目標値

「福岡県廃棄物処理計画」では、平成30年度を基準年として令和7年度の目標値を設定している。表4-12は、福岡県目標値と本計画における目標値とを対比したものである。

表4-12 本計画における目標値と福岡県目標値

	県計画	実 績		見込み		計 画	
	令和7年度 目標値	平成30年度 (県基準年)	令和4年度	令和7年度		令和7年度	
				推計値	対30年比	目標値	対30年比
ごみ総発生量	平成30年度比 -5%	8,590 t	8,418 t	8,319 t	-3%	7,832 t	-9%
1人1日当たり 排出量	平成30年度比 -2%	749 g	797 g	818 g	+9%	766 g	+2%
再生利用率	22%	57.1%	56.5%	56.0%	-1.1%	56.3%	-0.8%
最終処分量	平成30年度比 -6%	365 t	488 t	522 t	+43%	478 t	+31%

3. ごみ排出量及び処理対象量の目標値

(1) ごみ排出量の目標値

ごみ排出量の目標値を表4-13及び図4-10に示す。

なお、令和14年度以降は令和4年4月施行「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」と表記）」に基づき、「プラスチック容器包装」「プラスチック使用製品廃棄物」を資源化品目に指定し、分別収集を開始するため、令和14年度より資源ごみ量が増加している。

表4-13 ごみ排出量の目標値

年度		可燃ごみ (t)	燃えないごみ (t)	資源ごみ (t)	ごみ排出量 合計 (t)
実績	令和4	6,861	868	409	8,138
計画	令和9	5,983	850	384	7,217
	令和14	5,176	773	465	6,414

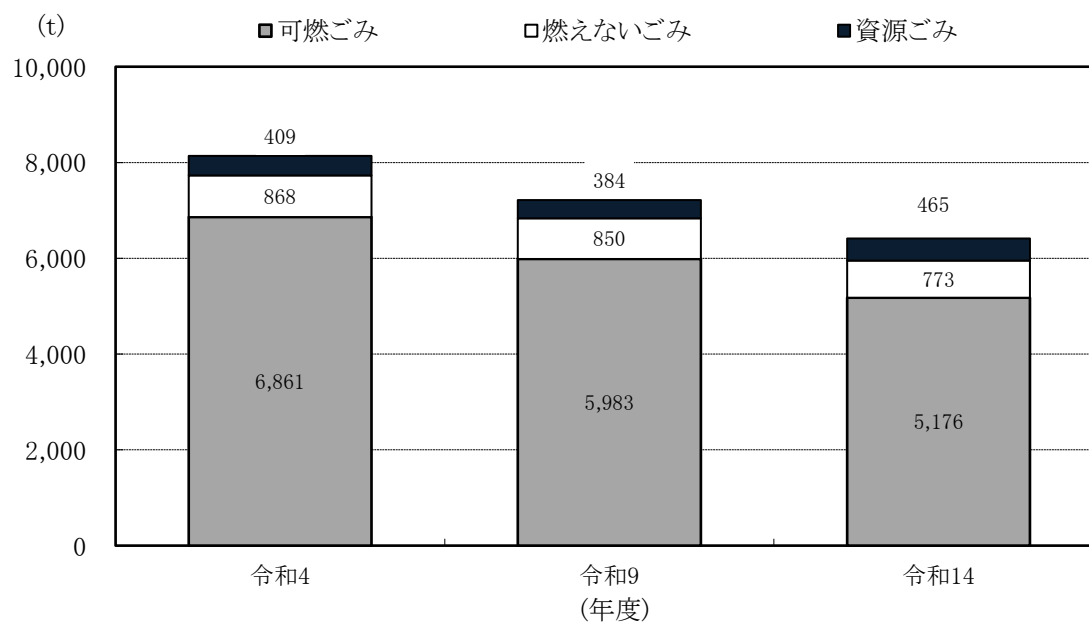


図4-10 ごみ排出量の目標値

4. 排出原単位の目標値

ごみの排出原単位の目標値を表4-14及び図4-11に示す。

$$\text{ごみの排出原単位 (g/人・日)} = \text{ごみ排出量 (t/年)} \div 365 \text{ (日)} \div \text{ごみ処理人口 (人)}$$

表4-14 排出原単位の目標値

年度		ごみ処理人口 (人)	ごみ排出量 (t)	資源ごみ (t)	排出原単位 (g/人・日)	排出原単位 (資源ごみ除く) (g/人・日)
実績	令和4	26,561	8,138	409	840	798
計画	令和9	25,024	7,217	384	791	749
	令和14	23,517	6,414	465	748	694

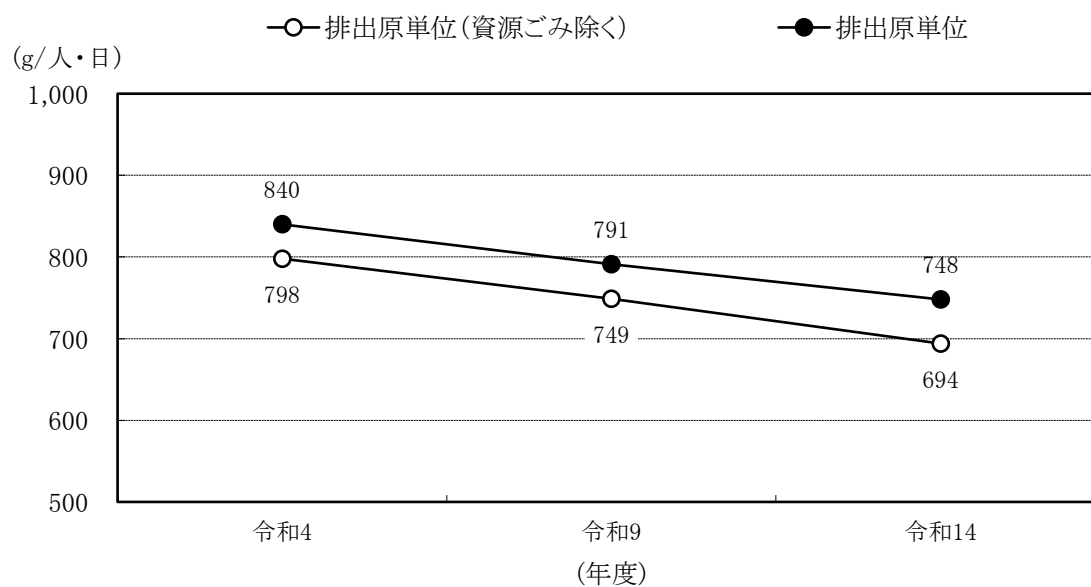


図4-11 排出原単位の目標値

5. 中間処理量の目標値

(1) ごみ固形燃料化施設における処理対象量の目標値（本市分の推定量）

くらしクリーンセンターにおける処理対象量と燃料製造量の目標値を表4-15及び図4-12に示す。

表4-15 処理対象量と燃料製造量の目標値（本市分の推定量）

年度		処理対象量 (t)	燃料製造量 (t)	処理対象中の	
				金属類 (t)	不適物 (t)
実績	令和4	7,227	3,966	11	57
計画	令和9	6,342	3,481	9	51
	令和14	5,502	3,020	8	44

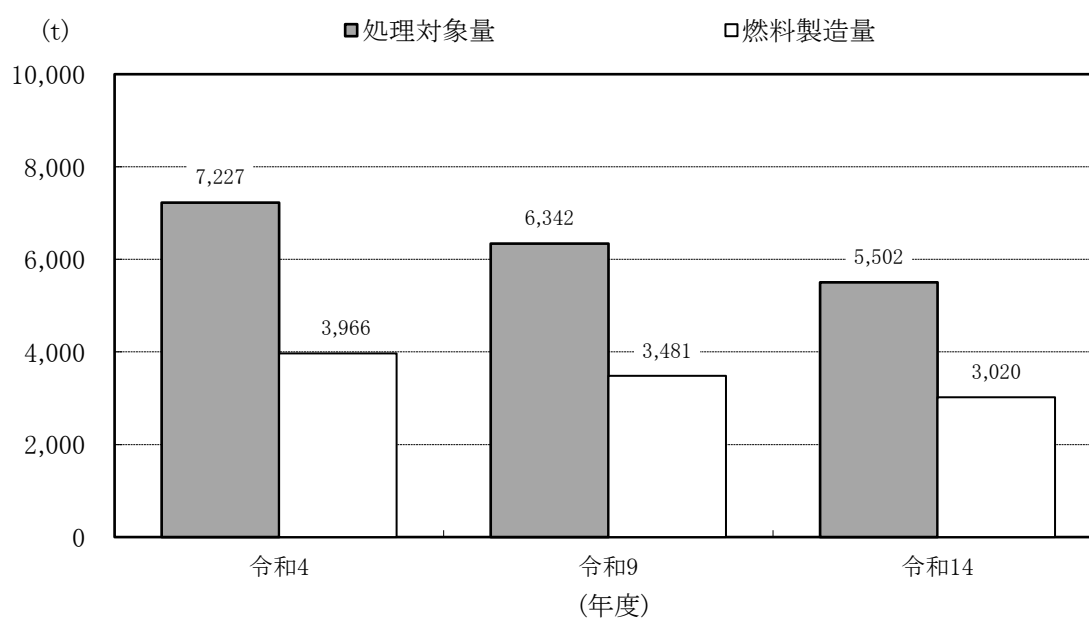


図4-12 処理対象量と燃料製造量の目標値（本市分の推定量）

(参考) ごみ固形燃料化施設における処理対象量の目標値(組合圏域での推定量)

組合圏域における、くらしクリーンセンターの処理対象量と燃料製造量の目標値に示す。

表 4-1 6 処理対象量と燃料製造量の目標値(組合圏域での推定量)

年度		処理対象量 (t)	燃料製造量 (t)	処理対象中の	
				金属類 (t)	不適物 (t)
実 績	令和4	13,024	7,148	20	102
計 画	令和9	11,260	6,180	16	90
	令和14	9,591	5,264	14	77

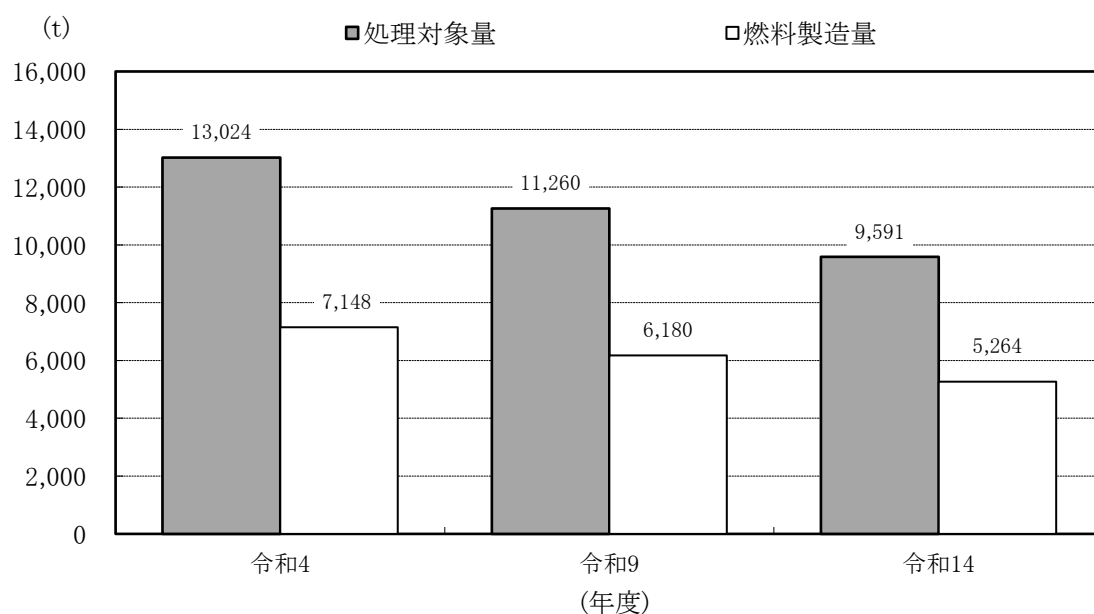


図 4-1 3 処理対象量と燃料製造量の目標値(組合圏域での推定量)

(2) 資源化処理施設における処理対象量の目標値（本市分の推定量）

泉水資源化処理施設における処理対象量と資源回収量の目標値を表4-17及び図4-14に示す。

なお、令和14年度以降は令和4年4月施行「プラスチック資源循環法」に基づき、「プラスチック容器包装」「プラスチック使用製品廃棄物」を資源化品目に指定し、分別収集を開始する。

表4-17 処理対象量と資源回収量の目標値（本市分の推定量）

年度		処理対象量 (t)	資源回収量							合計 (t)
			鉄類 (t)	アルミ類 (t)	ペットボトル (t)	空きびん (t)	有価物 (t)	容器包装プラ (t)	製品プラ (t)	
実績	令和4	1,177	231	35	33	92	4	-	-	395
計画	令和9	1,159	217	33	32	87	4	-	-	373
	令和14	1,138	211	33	31	86	4	86	18	469

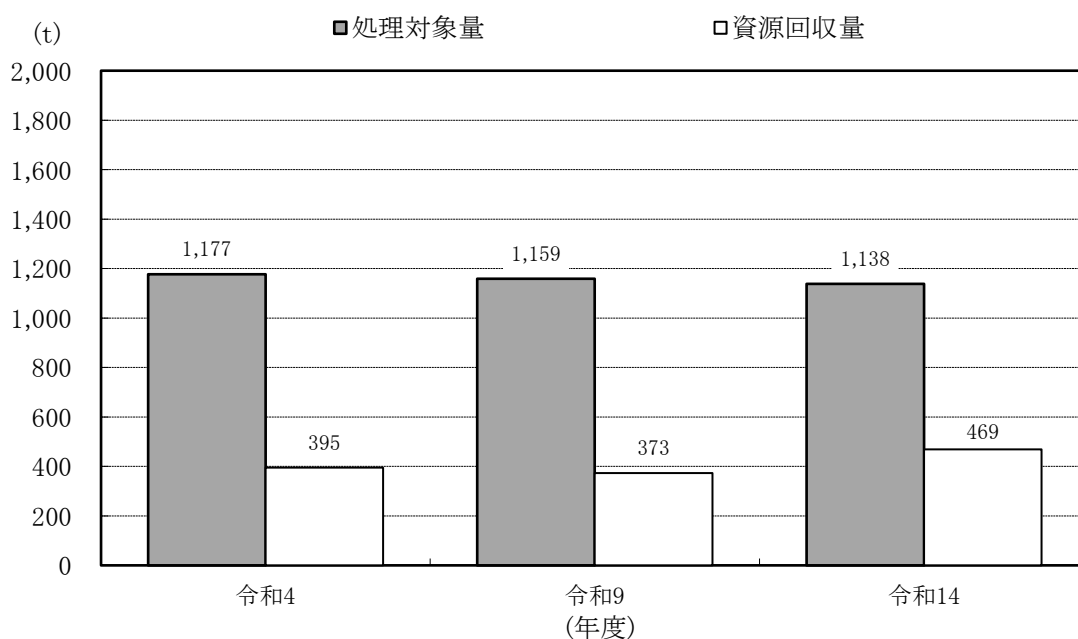


図4-14 処理対象量と資源回収量の目標値（本市分の推定量）

(参考) 資源化処理施設における処理対象量の目標値 (組合圏域での推定量)

組合圏域における、泉水資源化処理施設の処理対象量と資源回収量の目標値を示す。

表 4-1 8 処理対象量と資源回収量の目標値 (組合圏域での推定量)

年度		処理対象量 (t)	資源回収量							合計 (t)
			鉄類 (t)	アルミ類 (t)	ペットボトル (t)	空きびん (t)	有価物 (t)	容器包装プラ (t)	製品プラ (t)	
実績	令和4	2,069	406	62	59	161	7	-	-	695
計画	令和9	1,979	375	58	57	151	7	-	-	648
	令和14	1,956	361	56	55	148	7	152	32	811

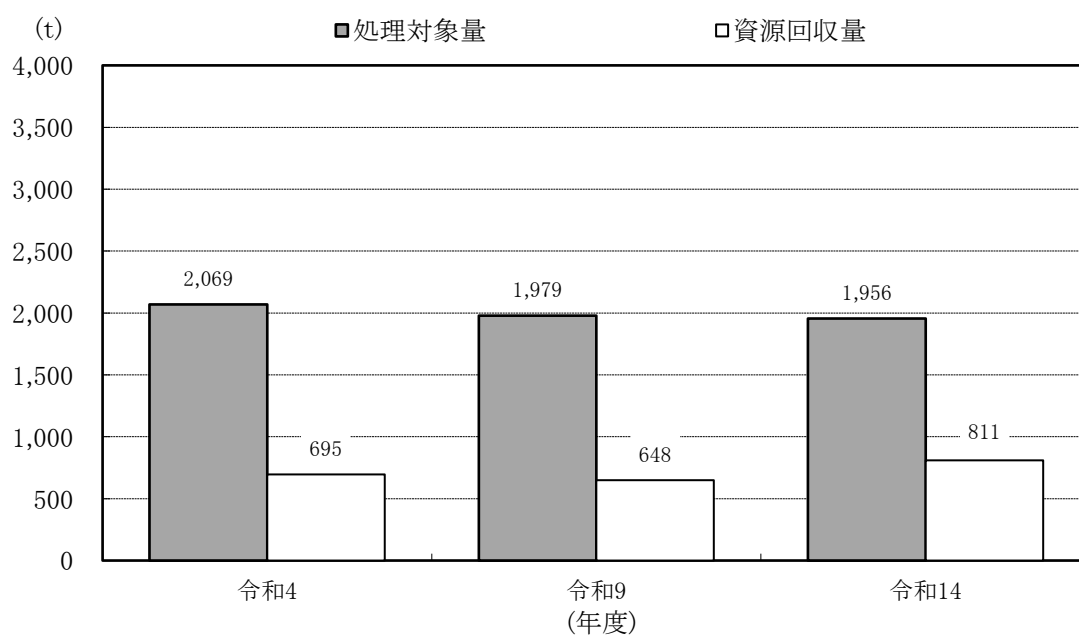


図 4-1 5 処理対象量と資源回収量の目標値 (組合圏域での推定量)

6. 最終処分量の目標値（本市分の推定量）

最終処分量の目標値を表4-19及び図4-16に示す。

表4-19 最終処分量の目標値（本市分の推定量）

年度		燃料不適物 (t)	資源化 処理残渣 (t)	最終処分量
実 績	令和4	57	431	488
	令和9	51	402	454
計 画	令和14	44	343	387

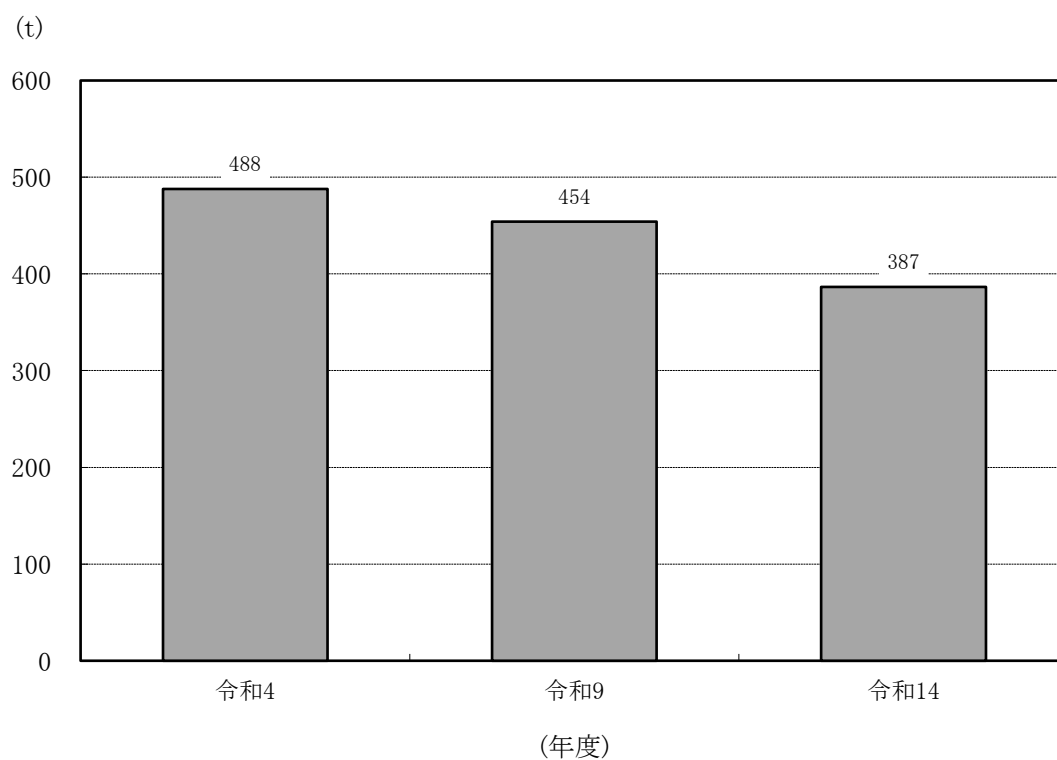


図4-16 最終処分量の目標値（本市分の推定量）

(参考) 最終処分量の見込み(組合圏域での推定量)

組合圏域における、最終処分量の目標値を示す。

表 4-2 0 最終処分量の目標値(組合圏域での推定量)

年度		燃料不適物 (t)	資源化 処理残渣 (t)	最終処分量
実績	令和4	102	757	859
計画	令和9	90	703	793
	令和14	77	585	663

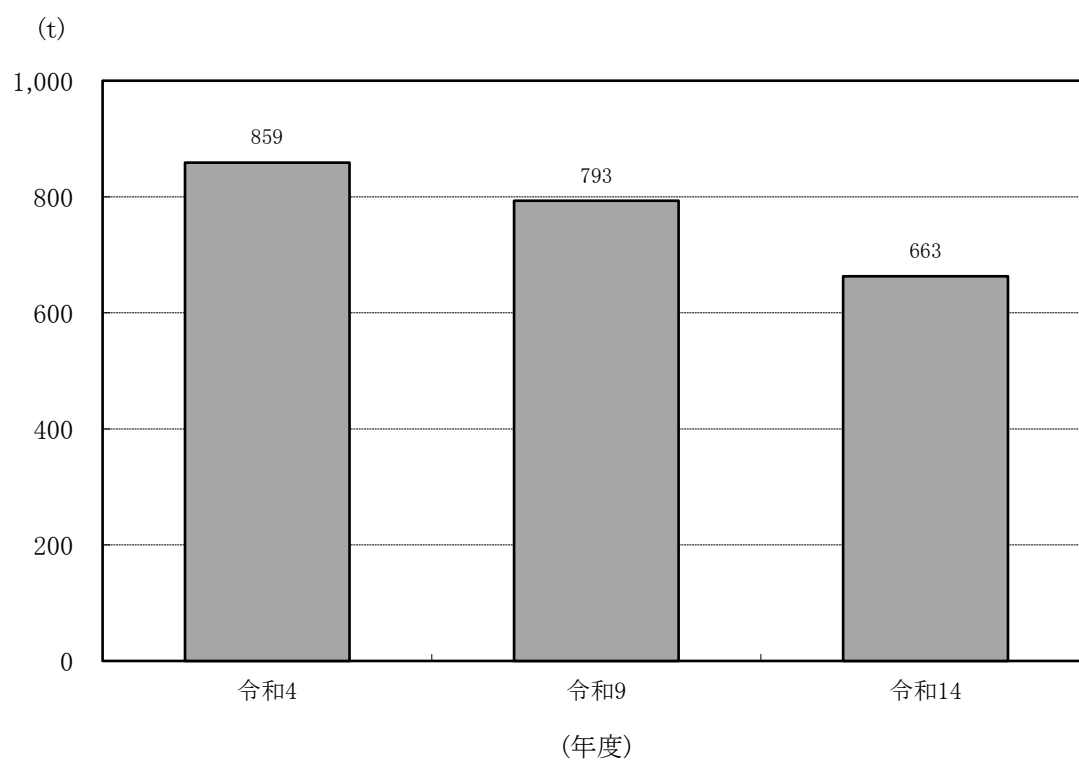


図 4-1 7 最終処分量の目標値(組合圏域での推定量)

第5節 目標達成に向けた施策（減量化・再資源化計画）

1. 各主体の役割と連携

廃棄物はそれぞれの主体の様々な活動に伴い発生するものであることから、廃棄物に関する問題の解決のためには、住民や排出事業者等のそれぞれの主体が、自らの活動形態や立場に応じた対策に行政とも連携して取り組む必要がある。

行政は、自らも排出事業者としての取組を進めるとともに、適切な施策の実施により各主体の取組や連携を支援・促進し、総合的な解決策を推進していく必要がある。また、本計画の目標を達成するために、それぞれの主体に期待される主な役割や連携について次に示す。

（1）住民に期待される主な役割

- 日常生活（商品や食品等の購入、使用、廃棄）において、ごみ（廃棄物）の発生の抑制（リデュース：Reduce）をはじめ、使用済みの製品等の再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）のための分別収集の取組（3R）や、プラスチック製容器包装等の原料を、再生可能資源に切り替える（リニューアブル：Renewable）等への協力に努める。
- 大量消費型のライフスタイルから循環を基調としたライフスタイルへの転換に伴い、過剰包装の辞退や詰替用製品の購入等を図る。
- 製品の購入に際し、環境に配慮して、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入（グリーン購入）するよう努めるほか、食品の購入にあたっては、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に努める。
- ごみを決められた場所に捨てる（ポイ捨てしない）など、適正な処理に努める。
- 行政が行う調査や施策に協力するとともに、ごみに関する地域の課題に関心を持ち、地域における環境美化やリサイクル活動等の実施、参加に努める。

（2）事業者（排出事業者）に期待される主な役割

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する責任を自覚し、廃棄物の発生抑制と資源の循環利用に留意しながら、廃棄物処理法等の法令に基づいて適正な処理を行う。
- 製品の製造や販売等、事業活動を行うにあたっては、持続的発展に不可欠な自らの社会的責任を認識し、資源の消費をできる限り抑制し、資源生産性を向上させるよう、特に2R（発生抑制・再使用）に留意する。
- 製品の製造や販売等に際して、その製品や容器等が消費された後に、廃棄物の発生抑制、分別排出、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、再生利用・処分への配慮、修繕体制の整備、消費者への必要な情報提供等に努める。
- プラスチックについては、海洋プラスチックなどによる環境汚染が懸念されていることから、3Rに加え、製品の製造等における再生素材や再生可能資源（紙・バイオマスプラスチック等）への切り替えといっ

た「3R+Renewable（再生可能資源への切り替え）」の基本原則に沿った取組を進めるよう努める。

- 行政機関が行う調査や施策、ごみの分別回収に協力するとともに、地域における環境美化やリサイクル活動等の実施、参加に努める。

（３）行政の主な役割

- 一般廃棄物の状況を適切に把握した上で、法令の遵守と適正な執行を原則に住民や事業者、廃棄物処理等処理業者の理解と協力、適切な役割分担や関係行政機関との連携のもと、特に2R（発生抑制・再使用）を推進し、それぞれの資源に応じた適正な循環利用を計画的・広域的に行うよう努め、地域循環圏の形成を図っていく。
- 発生抑制や分別収集に努めてもなお処分しなければならない一般廃棄物が生じる場合、適正な中間処理及び最終処分を行う。
- 廃棄物の発生抑制や減量化に関して、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより、住民の自主的な取組を促進する。また、廃棄物の発生抑制や減量化を図る取組を進めるとともに、発生した廃棄物の再資源化を促進し、最終処分される廃棄物の削減を図る。

2. 減量化・再資源化に関する取組

(1) 普及啓発活動

さらなるごみの減量化・再資源化を図るため、普及啓発の活動を行い、住民の意識啓発を図っていく。

(啓発活動の推進)

ごみ処理方法に対する啓発活動を推進するため、広報紙や公式ホームページ、パンフレット、市町公式アプリ等を活用し、ごみの正しい出し方について啓発を行っていく。

(教育活動の充実)

子供たちへの教育活動として、ごみ処理施設への社会科見学や自治会等による資源物の拠点回収を活用した取組を通じて、資源として活用できるごみの分別排出に対する教育やごみの排出に対するモラルの向上を図っていく。

(減量化・再資源化に対する意識の向上)

一般の住民についてもごみ処理施設の見学や視察を受け入れ、施設見学を通じてごみ処理に関する認識を高めるための環境教育とごみの減量化・再資源化に対する意識の向上を図っていく。

(2) ごみの減量化、再資源化活動の推進

ごみの減量化・再資源化を図るための活動を推進し、取組を実行していく。

(マイバッグ運動)

買い物袋や買い物かごの持参の運動を積極的に支援し、レジ袋等の容器包装廃棄物の発生抑制、消費者の意識啓発を図り、ごみ排出の削減を促進する。

(生ごみ減量化の支援)

生ごみ処理容器等の購入に対する助成を行い、生ごみを家庭菜園等の肥料として有効活用することで、家庭から排出されるごみの削減を推進する。

(リサイクル活動団体の育成・支援)

各家庭でごみとして排出されている資源を回収、再資源化している自治会等の団体を支援するとともに、新たに活動しようとする団体の育成や取組に対する支援を行っていく。

(資源物回収の推進)

既存の資源物拠点回収における回収物の種類や回収拠点を増やす等の検討を行い、利用者の拡大につながるような措置を講じていく。

(資源ごみ分別排出の徹底)

資源物の分別排出や正しい出し方について、住民及び事業者（排出事業者）に適正に実施するよう要請し、個別指導等の必要な対策を検討して講じていく。

(多量排出事業者への要請)

多量に一般廃棄物を排出する事業者に対しては、ごみの減量化や再資源化の推進を要請し、必要に応じてごみの適正処理に対する指導強化を図っていく。

(リユースカップ等の普及・促進)

行政が実施するイベント等においては、リユースカップ・リユース食器の使用を促進し、発生抑制に努める。

(不用品リユースの促進)

粗大ごみ・衣料品・家具・雑貨等のリユースを促進するために、協力事業者の募集等を検討する。

(食品ロスに関する啓発)

食品ロスの有効活用や食品廃棄物を飼料や堆肥化などとして再生利用するように情報の収集、提供を行い、関係者と連携して食品廃棄物の排出削減を啓発していく。

(生ごみたい肥化の推進)

生ごみ処理容器等の普及による食品廃棄物のリサイクルの推進を図っていく。

(家庭での食品ロスの削減推進)

家庭における食品の買いすぎや作りすぎの防止、食品廃棄物の発生抑制を啓発していく。

(事業者の食品ロス削減推進)

福岡県が実施する小分け販売や持ち帰りへの対応などの食品ロス削減に取り組む「食べもの余らせん隊」の登録を促進する。

(小売店での食品ロス削減)

小売店と共に、消費者に対して期限表示の正しい理解について啓発し、期限に近い商品から手に取る、いわゆる「手前取り」の普及を図る。

(外食産業の食品ロス削減推進)

外食時に食べきれなかった料理について、消費者に対しては自己責任を前提とした持ち帰りを推進する。

(30・10運動の推進)

飲食の席において、乾杯後30分と終了前10分を離席せずに食べ残しを減らす運動、いわゆる30・10（さんまるいちまる）運動を推進する。

(フードバンク団体等への寄贈推進)

フードバンクや子ども食堂の情報を収集発信し、地域内で食品が提供できる仕組みづくりを推進する。

(事業系ごみ排出量の実態把握)

事業系ごみの排出量を把握するため、先進事例としてある、事業系ごみ専用の指定袋の導入や収集運搬車両による収集ごみ（家庭系・事業系別）量の把握等、収集運搬方法やごみ計量システムの再構築を図り、事業系ごみ排出量の実態把握をじん芥処理施設組合や構成市町及び関係者と協議し、措置を講じていく。

(事業者との連携による減量化)

福岡県が実施する、プラスチックごみ削減の取組を行っている「ふくおかプラごみ削減協力店」への登録を促進する。

(事業系ごみの減量化)

事業所から排出される事業系ごみの減量化・資源化に関する情報提供を行い、事業者による取組が促進されるよう働きかけを行う。

(プラスチック容器包装の削減)

廃棄されるプラスチック容器包装を削減するため、マイボトル運動の実施等を推進し、廃プラスチックの減量化を図る。

(プラスチック類の資源化の促進)

製品プラスチックの分別収集・再商品化を令和14年度を目途に開始するための検討を実施する。

第6節 収集運搬計画

1. ごみの分別区分

可燃ごみ、燃えないごみ、資源ごみの3分類5分別でごみの収集を行う。

収集の対象とするごみの分別区分と出し方は、表4-21のとおりとする。なお、令和14年度以降は令和4年4月施行「プラスチック資源循環法」に基づき、「プラスチック容器包装」「プラスチック使用製品廃棄物」を資源化品目に指定し、分別収集を開始する。

表4-21 分別区分とごみの出し方

区 分	種 類	指定袋及び証紙
可燃ごみ	固形燃料用ごみ	指定袋
燃えないごみ	不燃物	指定袋
	粗大ごみ	証紙
資源ごみ	ビン・カン	指定袋
	ペットボトル	
	プラスチック容器包装※	—※
	プラスチック使用製品廃棄物※	—※

※) 令和14年度以降分別収集予定

2. 計画収集区域と実施主体

計画収集区域は本市の行政区域内の全域とし、一般廃棄物の収集運搬及びその事務を本市が実施する。

3. 収集運搬方式

収集される可燃ごみ、燃えないごみ及び資源ごみは、各家庭や事業所の前にごみを出してもらい収集を行う、戸別収集方式とする。なお、事業所から排出されるごみは、指定ごみ袋による排出方法とし、ごみの収集運搬は、行政が許可業者に委託して行う。

表 4-2 2 収集運搬方式

区 分	種 類	収集方式
可燃ごみ	固形燃料用ごみ	戸別収集方式
燃えないごみ	不燃物	戸別収集方式
	粗大ごみ	
資源ごみ	ビン・カン	戸別収集方式
	ペットボトル	
	プラスチック容器包装※	—※
	プラスチック使用製品 廃棄物※	—※
事業系ごみ		戸別収集方式

※) 令和 14 年度以降分別収集予定

4. 収集頻度

ごみの収集頻度は、表 4-2 3 のとおりとする。

表 4-2 3 収集頻度

区 分	種 類	指定袋及び証紙	収集頻度
可燃ごみ	固形燃料用ごみ	指定袋	2 回／週
燃えないごみ	不燃物	指定袋	1 回／月
	粗大ごみ	証紙	
資源ごみ	ビン・カン	指定袋	1 回／月
	ペットボトル		
	プラスチック容器包装※	—※	—※
	プラスチック使用製品廃 棄物※	—※	—※

※) 令和 14 年度以降分別収集予定

5. 収集運搬に関する計画

(分別排出と正しいごみの出し方の徹底)

ごみの分別排出を適正に実行してもらうことは、ごみの適正処理や資源物の回収に大きな影響を及ぼす。ごみ処理施設の安定的な稼働及び、資源回収による再資源化を更に推進していくため、引き続き分別排出の徹底について、住民及び事業者への啓発・指導の強化を図っていくものとする。

また、資源物は分別して排出されても、正しいごみの出し方と異なり、異物が混入したり付着していることで資源物としての品質や価値が低下することから、回収する資源物を有効に活用できるように、ペットボトルや容器包装の洗浄排出や異なる材質の排除について、住民及び事業者への啓発・指導の強化を図っていくものとする。

(収集運搬業務における安全衛生管理)

ごみの収集運搬時における安全衛生を図るため、収集及び運搬中におけるごみの落下や汚水の散乱対策、作業時における事故、ケガ、火災の発生等がないように、委託・許可業者の指導に努める。ごみ収集時におけるリチウムイオン電池の混入・発火等を防止するためのごみ収集方法の検討を行う。

また、委託業者については本市の定めに基づいて業者の決定を行うとともに、主に事業系一般廃棄物の収集・運搬を行う許可業者については、安全対策などを含めて、適正な収集運搬業務を継続的かつ安定的に実施することに重点を置き、現状において問題がない場合には、これを継続して維持していく。ただし、問題のある場合には必要に応じて新たに許可申請を受理して審査のうえ、適正な収集・運搬を行う許可業者の選定を行っていくものとする。

(在宅医療廃棄物について)

在宅医療廃棄物[※]には感染性廃棄物が混入している場合もあるため、ごみの収集に従事する作業員への危険も危惧されることから、住民に対して徹底した医療廃棄物の分別排出、収集困難な医療廃棄物の適正処理についての指導、啓発の強化を図っていくものとする。

※) 在宅医療廃棄物：在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物

(収集・運搬地区の見直し)

今後の排出量の変化に応じ、適正な回収頻度・回収区域の見直しを実施する。

第7節 中間処理計画

1. 計画処理区域と実施主体

計画処理区域は本市の行政区域内全域とし、一般廃棄物の中間処理については、本市と小竹町及び鞍手町で構成するじん芥処理施設組合において施設の管理、運営及びその事務を実施する。

2. 中間処理の方式

じん芥処理施設組合が管理運営する中間処理施設は「くらしクリーンセンター」、「泉水資源化処理施設」である。「くらしクリーンセンター」においては、可燃ごみをごみ固形燃料（RDF）化処理していく。また、「泉水資源化処理施設」においては、燃えないごみ及び資源ごみの破碎及び資源化処理を行う。

表4-24 くらしクリーンセンターの概要

施設名	くらしクリーンセンター
施設の種類	固形燃料（RDF）化施設
所在地	福岡県宮若市本城 1593 番地 38
施設所管	宮若市外二町じん芥処理施設組合
敷地面積	9,720 m ²
建築延床面積	工場棟：3,181 m ² 管理棟：852 m ²
竣工年月	平成 14 年 9 月
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ
処理能力	66 t／日（16 h）

表4-25 泉水資源化処理施設の概要

施設名	泉水最終処分場
施設の種類	資源ごみ・粗大ごみ処理施設
所在地	福岡県鞍手郡鞍手町大字新延 1296 番地 8
施設所管	宮若市外二町じん芥処理施設組合
敷地面積	5,650 m ²
竣工年月	昭和 62 年 1 月
処理対象物	資源ごみ、燃えないごみ
処理能力	資源ごみ処理施設 : 25 t／5 h 不燃物・粗大ごみ処理施設 : 15 t／5 h

3. 中間処理に関する計画

(ごみ処理施設における適正な管理運営)

じん芥処理施設組合が管理運営する中間処理施設については、組合及び構成市町と相互に協力・連携を図りながら、公害防止及び生活環境の保全に十分な配慮を持って、適正な施設の管理運営を図っていくものとする。

(ごみ固形燃料に関する処理体制の検討)

「くらしクリーンセンター」においては、従来、可燃ごみをごみ固形燃料（RDF）化処理後に「大牟田リサイクル発電株式会社」等へ処理を委託していたが、当該施設の老朽化による受入停止に伴い、令和5年4月よりUBE三菱セメント株式会社へ処理を委託している。

ごみ固形燃料（RDF）の新たな受入先となる民間のセメント工場においても、ごみ固形燃料（RDF）をセメント工場の助燃材として活用し、化石燃料の削減に寄与するとともに、資源循環型社会を目指して、継続的にごみの再資源化（熱回収、焼却灰の活用）を図っていくものとする。



図4-18 処理・処分に関する施設等の関連（令和5年度以降）

(不燃残渣からの資源物の回収)

「くらしクリーンセンター」および「泉水資源化処理施設」から発生するRDF不適物及び不燃残渣からの資源物の抜取りを実施し、最終処分量の削減を図る。

(将来的な施設整備の検討)

現行の「くらしクリーンセンター」が竣工から22年「泉水資源化処理施設」が竣工から37年経過することを鑑み、経済性や国の施策を踏まえ、地域の特性を活かした付加価値を創出する新たな処理施設の整備について令和14年度の供用開始を目指し検討を行う。

第8節 最終処分計画

1. 計画処分区域と実施主体

計画処分区域は本市の行政区域内全域とし、一般廃棄物の最終処分については、本市と小竹町及び鞍手町で構成するじん芥処理施設組合において施設の管理、運営及びその事務を実施する。

2. 最終処分の方式

じん芥処理施設組合が管理運営する最終処分場は「泉水最終処分場」である。

最終処分場においては、くらしクリーンセンターから排出されるRDF不適物、及び泉水資源化処理施設からの不燃性残渣を泉水最終処分場で埋立処分する。

表4-26 泉水最終処分場の概要

施設名		泉水最終処分場
所在地		福岡県鞍手郡鞍手町大字新延 1296 番地 8
施設所管		宮若市外二町じん芥処理施設組合
埋立面積		10,565 m ²
埋立容量		64,223 m ³
竣工年月		昭和 62 年 1 月
処理対象物		不燃物
浸出液	処理方式	生物処理（回転円板法）＋凝集沈殿＋砂ろ過
処理施設	処理能力	65 m ³ ／日

3. 最終処分に関する計画

（最終処分場における適正な管理運営）

じん芥処理施設組合が管理運営する最終処分場については、組合及び構成市町と相互に協力・連携を図りながら、公害防止及び生活環境の保全に十分な配慮を持って、適正な施設の管理運営を図っていくものとする。

（埋立処分による残余量の管理）

泉水最終処分場は、埋立処分を開始して37年が経過している。最終処分場における残余量の管理を行い、埋立処分が可能な期間を適正に把握するため、定期的に埋立残容量の測定を行っていくものとする。

第9節 ごみ処理に関するその他計画

1. 野焼き及び剪定かすの処理について

野焼き（剪定かすの野焼きを含む）については、原則的に禁止（例外規定は中止）するよう積極的に住民や事業者へ周知を図っていくと同時に、民間処理業者の活用等による処理方法を検討し、生活環境の保全に努めていく。

また、建築廃材等の産業廃棄物の不法焼却については、警察及び福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所との連携を取りながら取締りを行うと共に、一層の強化を図っていくものとする。

2. 廃棄物の不法投棄について

発見された不法投棄については、行政による現地調査、警察に連絡、投棄物の回収という手順を取り、投棄物が多量または悪質な場合には警察に捜査を依頼する。

不法投棄の防止対策については、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、警察及び各管理者（道路については道路管理者、河川については河川管理者）等の関係機関との連携を図り、住民・事業者・行政とが協働して、不法投棄への監視体制の強化に取り組むものとする。

3. 適正処理困難物について

受け入れられない適正処理困難物の排出については、住民及び事業者への啓発・指導の強化を図っていくとともに、適正処理困難物の処理方法の指導や排出先の紹介を行い、住民及び事業者に対して協力と情報提供に努める。

特に、火災等の恐れのあるリチウムイオン電池等については、住民に対する分別の周知や資源物拠点回収事業における回収への協力、事業者と連携した回収ボックスの設置などの対策を実施する。

資 料

資料 1. 関連法令の概要

名 称	目的・概要
環境基本法	【目 的】環境保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する。 【概 要】基本理念として、環境の恵みの享受と継承、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。また、環境保全に関する基本的な施策のプログラムが規定されている。
循環型社会形成推進基本法	【目 的】環境基本法の基本理念に則り、循環型社会の形成について、基本原則、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務を明確にし、基本計画の策定、その他施策の基本事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。 【概 要】形成すべき循環型社会の姿を提示しており、法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを循環資源と定義している。また、処理の優先順位を法定化（①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分）の優先順位）し、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を規定している。政府が循環型社会形成推進基本計画を策定し、循環型社会形成に関する国の施策を明示している。
循環型社会形成推進基本計画	【目 的】循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 【概 要】環境保全は、人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題となっていることを踏まえ、新たにつぎの内容を充実・強化し、循環型社会の形成を一層推進するように規定されている。 ・環境の保全を前提とした循環型社会の形成 ・循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合 ・地域再生にも寄与する「地域循環圏」の構築 ・数値目標の拡充に加え、補助指標やモニタリング指標を導入 ・各主体が連携・協働した 3R の取組 ・3R の技術とシステムの高度化 ・国際的な循環型社会形成に向けた我が国の主導的な役割
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	【目 的】廃棄物を排出抑制、適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。 【概 要】廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定などについて規定している。
資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	【目 的】資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずる。 【概 要】製品の製造段階における 3R（リデュース、リユース、リサイクル）対策、設計段階における 3R の配慮、分別回収のための識別表示、製造業者による自主回収・リサイクルシステムの構築など、事業者として取り組むべき事項が規定されている。また、パソコンは本法律によって、メーカーによる回収・リサイクルが義務づけられている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	【目 的】容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化を進め、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図る。 【概 要】家庭などから一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物（ガラス製容器、ペットボトル、紙製容器、プラスチック製容器など）について、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化するという役割分担を定めるなど、容器包装廃棄物の回収及びリサイクルについて規定している。

名 称	目的・概要
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	【目 的】 特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物（使用済み廃家電製品）の適正かつ円滑な収集・運搬及び再商品化等を実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正処理と資源の有効利用を図る。 【概 要】 特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機の家電 4 品目）が廃棄物となったものについて、小売業者による引き取り及び製造業者等（製造業者、輸入業者）による再商品化等が義務付けられ、消費者（排出者）については、家電 4 品目を廃棄する際における収集運搬料金とリサイクル料金の負担を定めるなど、特定家庭用機器廃棄物の回収及びリサイクルについて規定している。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	【目 的】 食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量化に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図る。 【概 要】 基本方針が示されており、再生利用等の促進の基本的方向、実施すべき量に関する目標、促進のための措置に関する事項及び意義に関する知識の普及、その他再生利用等の促進に関する重要事項が掲げられる。また、関係者（事業者、消費者、国、地方公共団体）の責務、食品関連事業者による再生利用等の実施、再生利用を実施するための措置が示されている。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	【目 的】 特定の建設資材について、分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずることにより、資源の有効利用及び廃棄物の適正処理を図る。 【概 要】 特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けている。
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	【目 的】 自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の適正かつ円滑な引取り及び引渡し並びに再資源化等を実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の適正処理と資源の有効利用を図る。 【概 要】 使用済み自動車から発生するフロン類、エアバック類、シュレッダーダストについて、自動車メーカー・輸入業者による引取り及びリサイクル等が義務付けられ、所有者には、リサイクル料金の負担及び引取業者への使用済自動車の引渡しを定めるなど、使用済自動車の引取りや引渡し、再資源化等について規定している。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	【目 的】 使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。 【概 要】 使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する制度である。なお、対象品目は、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令で指定している。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	【目 的】 国や地方公共団体などによる環境物品等の調達の推進や情報提供その他需要の転換の推進を図ることにより、再生資源を利用した製品など環境負荷を低減する製品市場を創出・発展させる。 【概 要】 国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会を構築し、推進することを目指す。また、国等の各機関の取り組みに関するもののほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めている。

食品ロスの削減の推進に関する法律 (食品ロス削減推進法)	【目 的】2019 年 10 月施行。食品ロスの削減を総合的に推進することを図る。 【概 要】食品ロスの削減に関する国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項等が定められている。
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (プラスチック資源循環法)	【目 的】プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設などの措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展を図る。 【概 要】プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計、ワンウェイプラスチックの使用の合理化、プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等について基本的な方針が定められている。

資料 2. 県廃棄物処理計画の概要

福岡県は、環境大臣が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即して、廃棄物処理法第 5 条の 5 第 1 項の規定から、令和 3 年 3 月に福岡県廃棄物処理計画を策定している。

【 基本方針 】

第 1 資源の消費抑制

- 私たちの暮らしや経済が持続的に発展していくため、資源の消費をできるだけ抑制し、地球上の限りある資源を持続的に利用していく循環型社会の構築を目指します。
- 本県では、循環型社会の構築のため、廃棄物をできるだけ発生させない（Reduce：リデュース）、使えるものは繰り返し使う（Reuse：リユース）、再び資源として利用する（Recycle：リサイクル）の順番で取り組み、リサイクルと比べて環境負荷軽減効果が大きい 2R（リデュース、リユース）を優先的に推進していきます。
- 一般廃棄物（ごみ）のうち、1 人 1 日当たりに換算した場合に全国平均より多く排出されている事業系ごみについて、市町村、事業者等と協力し削減に取り組みます。
- 特に食品ロスの削減は、一般廃棄物（ごみ）の大きな比率を占める食品廃棄物の発生抑制に加え、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献する責任を果たしていくためにも重要な取り組みです。そのため、食品関係事業者や有識者、消費者団体、行政が一体となった県民運動の促進を実施し、資源の有効利用を通じて循環型社会の推進を図ります。
- 一般廃棄物（ごみ）の排出量は市町村ごとに隔たりがあります。「環境白書」等を用いて、県内で一般廃棄物（ごみ）の削減の取り組みが進んでいる市町村等の事例を紹介し共有するなど、各地域におけるごみの削減の取り組みを促進します。
- 産業廃棄物については、景気の動向に左右される傾向があるため今後の景気動向に留意し適切に抑制していきます。
- 「一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育」である ESD（Education for Sustainable Development）の視点を取り入れ、環境教育・環境学習を進めていきます。

第 2 資源循環利用の推進

- 2R（リデュース、リユース）を推進しても発生する廃棄物について、最終処分量の削減を進めるため、更なる資源循環利用の推進を図ります。
- 排出される廃棄物の中には未だ資源として利活用できるものが含まれている可能性があるため、こうした未利用資源について、地域の実状や資源の特性に応じた様々な循環利用を可能とする資源循環型の社会を目指します。
- 特に、プラスチックについて、国は、「プラスチック資源循環戦略」（令和元（2019）年 5 月）を策定し、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進することとしています。更に、「プラスチック資源循環戦略」を進めていくため、「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（意見具申）」（令和 3 年 1 月 29 日中

央環境審議会）において、施策の方向性が示されています。

- 今後の国の動向等を踏まえながら、本県におけるプラスチック資源循環の施策を進めます。
- このほか、福岡県リサイクル総合研究事業化センターを活用し、産学官民の協力のもと、廃棄物の特性に応じたりサイクル技術の開発や効果的な分別収集システムの開発などを行い、資源循環利用を進めます。

第3 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

- 廃棄物は、廃棄物を処理する市町村や処理業者において、生活環境保全上の支障が生じないように、廃棄物処理法等の関連法規を遵守し、しっかりした管理体制を整備し、適正に処理を行うよう図っていきます。
- また、不適正処理事案については、適切な指導や厳正な処分で臨むとともに、各主体の連携による監視指導に係る取組みの一層の充実強化を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザなどの感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に定める感染症）に係る対策として、情報の提供及び共有や助言等を通じ、廃棄物処理に携わる市町村や関係団体の事業継続体制の強化に努めます。
- 災害廃棄物については、平成28（2016）年3月に策定した「福岡県災害廃棄物処理計画」に基づき災害廃棄物処理体制の整備を進めるとともに、強靱な廃棄物処理システム、広域的な廃棄物処理体制の構築を進めます。

【 計画の期間 】

計画の対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間となっています。

【 一般廃棄物の目標値 】

○ごみの総排出量は、今後、世帯消費動向に連動した排出量の減量が見込まれること（ごみ3%減）や本県の人口の将来推計（人口減少1%減）を考慮すると、平成30（2018）年度から令和7（2025）年度にかけて4%の減少が予測されます。平成30（2018）年度から令和7（2025）年度にかけて排出量を更に1%削減し、予測と合わせて、総排出量を5%削減することを目標とします。

○本県では、食品ロス削減及びプラスチック排出抑制等に取り組むことで更なるごみの削減を進めます。これらを考慮すると、平成30（2018）年度から令和7（2025）年度にかけて約2%削減（1人1日当たり516g）となり、これを目標とします。

○再生利用率は、更なるIT化の影響を受けペーパーレス化が進むことにより、再生利用が容易な紙類の排出が減少し再生利用率が低下することが予測されます。これに対し、ごみの分別を促し資源の循環利用を促進することで、再生利用率の向上を図るよう取り組み、令和7（2025）年度における目標値を22%とします。

○最終処分量は、ごみ総排出量の削減や循環利用の促進等の取組みによる最終処分量の削減に加え、焼却施設の新設に伴うごみの減量化率の上昇を考慮し、令和7（2025）年度目標値を平成30（2018）年度比6%の削減とします。

	本県の令和7年度目標値 (実績値)	備 考
ごみ総排出量の増減率 (平成30(2018)年度比)	-5%	生活系ごみ：-3% 事業系ごみ：-9% (それぞれ人口減少-1%の影響を含む)
1人1日当たり家庭系 ごみ排出量 (平成30(2018)年度比)	516g (約-2%)	生活系ごみの減少率から人口減少の影響を除外
再生利用率(排出量比)	22% 民間リサイクルを加味した再生利用率 40% (推計値)	民間事業者によるリサイクルを加味した推計を参考値として併記
最終処分量の増減率 (平成30(2018)年度比)	-6%	

ごみ総排出量 = 計画収集量+直接搬入量+集団回収量

1人1日当たり家庭系ごみ排出量=(家庭系ごみ排出量)÷人口÷365

再生利用率 = (直接資源化量+中間処理後資源化量+集団回収量)÷総排出量×100

最終処分量 = 直接最終処分量+中間処理後最終処分量+焼却残さ量

出典：「福岡県廃棄物処理計画」令和3年3月

資料 3. 計画ごみ処理量の設定

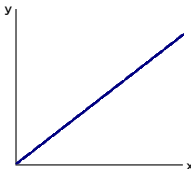
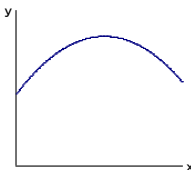
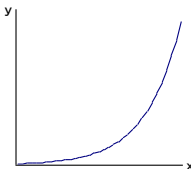
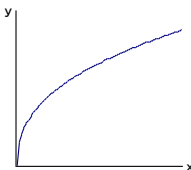
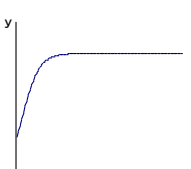
ごみ処理量の見込みは、過去の実績から推測される将来人口とごみの 1 人 1 日当たりの排出量及び集団回収等を勘案して、ごみの排出量を推計し、更にごみの排出抑制、再生利用及び最終処分に関する目標を反映し、計画ごみ処理量を設定する。

(1) 将来人口とごみ量の推計方法

将来における人口やごみ量は、過去の実績値を基に推計を行う。推計にあたっては、ごみ処理施設構造指針解説（社団法人全国都市清掃会議）及び廃棄物関係の計画に用いられている、趨勢予測（トレンド法）による推計で行うものとする。

趨勢予測は、過去の推移を数式で捉えて推計を行う手法であり、下記に示す代表的な数式（以下、回帰式という）を用いて推計を行う。

表 3-1 推計に用いる回帰式の特徴

推計に用いる回帰式	一般的な特徴	式が示す一般的線形
(1) 直線式（線形） $Y = a X + b$	最も一般的な式であり、過去の実績の傾向が一定している場合に適合しやすい特徴を持っている。	
(2) 二次傾向線 $Y = a X^2 + b X + c$	式が示す傾向線は、変曲点を 1 ヶ所持ち、増加傾向→減少傾向、又はその逆の傾向を示す特徴を持っている。	
(3) 指数曲線 $Y = a b^x$	式が示す曲線は、直線式よりも大きな増減を示すため、過去の実績が等比級数的な傾向を示している場合に適合しやすい特徴を持っている。	
(4) 累乗曲線 $Y = a X^b$	式が示す曲線は、直線式よりも緩やかな増減傾向を示すため、過去の実績が直線的な傾向より緩やかな傾向を示している場合に適合しやすい特徴を持っている。	
(5) ロジスティック曲線 $Y = k \div (1 + a \times e^{-bx})$	式が示す曲線は、中間に大きな増減傾向を示し、ある一定の値（上限値）に収束する成長曲線の代表的な式である。	

(2) ごみ排出量の推計値の採用について

趨勢予測（トレンド法）による推計値を採用する。なお、回帰式の採用方法については、原則として下記の手法に準じるものとする。

① 非現実的、又は極端な傾向を示す回帰式を除く。

② 回帰式の選択に際しては、相関係数を参考にする。

（相関係数が1に近いほど、実績値の推移に対して相関が良いとされる。）

③ 以上の方法での回帰式の採用が困難な場合は、直近の実績値をもって推計値とする。

資料4. ごみ1人1日当たり排出量の推計について

ごみ1人1日当たり排出量の推計にあたっては、ごみの種類別に推計を行い、平成29年度から令和4年度までの過去6年間に於ける実績値に基づき推計を行っている。

表4-1 ^{すうせいよそく} 趨勢予測における可燃ごみ1人1日当たり排出量推計

年度	実績値	回帰線の傾向						(g/人/日)	
		直線式 (線形)	二次傾向線	指数曲線	対数曲線	累乗曲線	ロジスティック曲線	採用値	対数曲線
平成29	657.9								
平成30	670.9								
令和元	694.3								
令和2	680.1								
令和3	706								
令和4	707.8								
令和5	-	720	713	720	710	709	704	710	
令和6	-	730	716	730	713	713	706	713	
令和7	-	740	717	740	717	716	706	717	
令和8	-	749	717	751	719	719	707	719	
令和9	-	759	716	761	722	722	707	722	
令和10	-	769	712	772	724	725	707	724	
令和11	-	779	707	783	727	727	708	727	
令和12	-	788	700	794	729	729	708	729	
令和13	-	798	692	805	731	731	708	731	
令和14	-	808	682	816	732	733	708	732	
	決定係数	0.830	0.840	0.830	0.840	0.840	0.820		
	備考								
		$ax+b$	ax^2+bx+c	$a \exp(bx)$	$a \ln(x) + b$	$a x^b$	$y=c/(1+\exp(a-bx))$		
	a=	9.731	-0.820	652.610	27.610	656.050	-2.090		
	b=	652.107	15.480	0.014	655.890	0.040	0.460		
	C=		644.440				707.800		

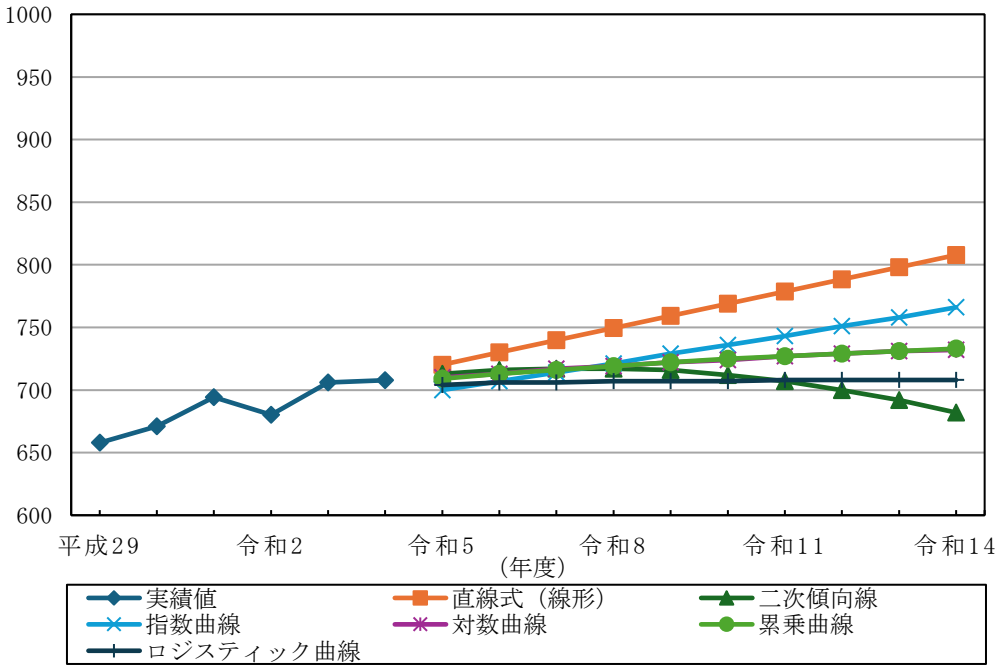


表 4-2 趨勢予測における燃えないごみ 1 人 1 日当たり排出量推計

(g/人/日)

年度	実績値	回帰線の傾向						採用値
		直線式 (線形)	二次傾向線	指数曲線	対数曲線	累乗曲線	ロジスティック曲線	
平成29	74.8							
平成30	77.8							
令和元	81.8							
令和2	100.9							
令和3	93.6							
令和4	89.6							
令和5	-	100	87	97	97	97	101	97
令和6	-	105	80	101	98	99	101	98
令和7	-	109	70	106	100	100	101	100
令和8	-	113	56	110	101	102	101	101
令和9	-	117	40	114	102	103	101	102
令和10	-	121	22	119	103	104	101	103
令和11	-	125	0	124	104	105	101	104
令和12	-	129	-25	129	105	107	101	105
令和13	-	133	-52	134	106	108	101	106
令和14	-	137	-82	140	106	109	101	106
	決定係数	0.560	0.710	0.540	0.630	0.630	0.246	
	備考							

	$ax+b$	ax^2+bx+c	$a \exp(bx)$	$a \ln(x) + b$	$a x^b$	$y=c/(1+\exp(a-bx))$
a=	4.010	-1.430	73.670	11.980	73.670	0.019
b=	72.370	14.040	0.040	73.280	0.140	1.009
C=		59.000				100.900

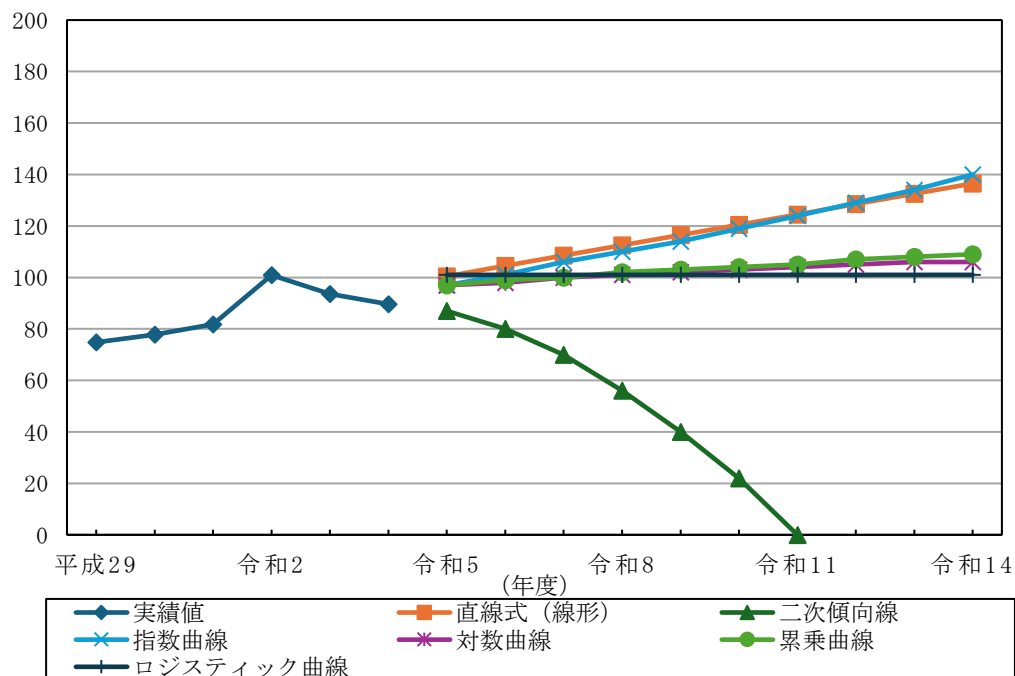
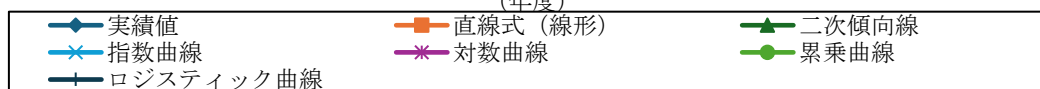
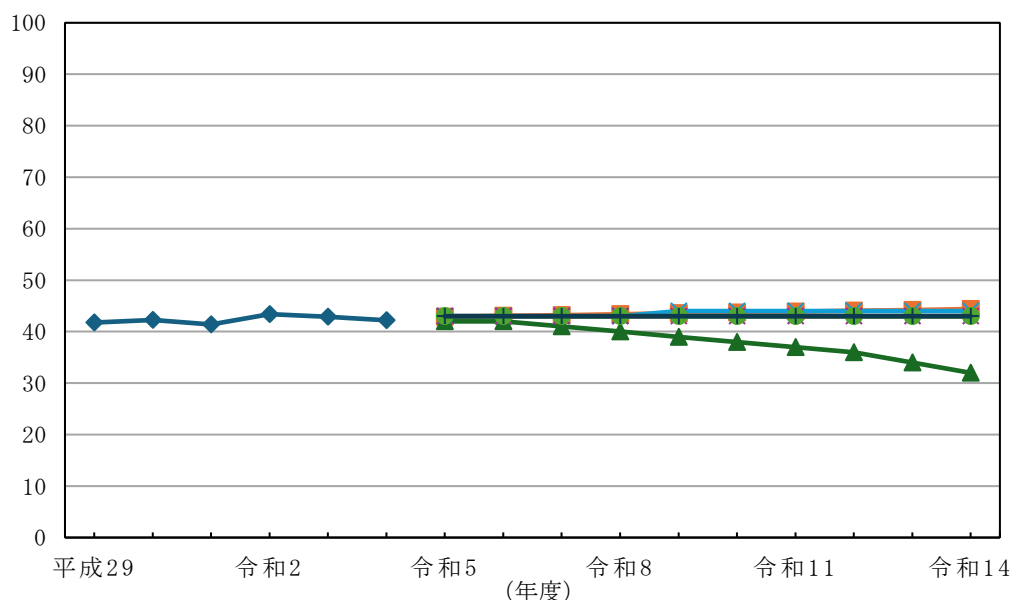


表 4－3 ^{すうせいよそく} 趨勢予測における資源ごみ 1 人 1 日当たり排出量推計

(g/人/日)

年度	実績値	回帰線の傾向						採用値
		直線式（線形）	二次傾向線	指数曲線	対数曲線	累乗曲線	ロジスティック曲線	
平成29	41.8							
平成30	42.3							
令和元	41.4							
令和2	43.4							
令和3	42.9							
令和4	42.2							
令和5	-	43	42	43	43	43	43	42
令和6	-	43	42	43	43	43	43	42
令和7	-	43	41	43	43	43	43	42
令和8	-	43	40	43	43	43	43	42
令和9	-	44	39	44	43	43	43	42
令和10	-	44	38	44	43	43	43	42
令和11	-	44	37	44	43	43	43	42
令和12	-	44	36	44	43	43	43	42
令和13	-	44	34	44	43	43	43	42
令和14	-	44	32	44	43	43	43	42
	決定係数	0.183	0.270	0.182	0.211	0.211	0.143	
	備考							

	$ax+b$	ax^2+bx+c	$a \exp(bx)$	$a \ln(x) + b$	$a x^b$	$y=c/(1+\exp(a-bx))$
a=	0.166	-0.079	41.752	0.503	41.782	0.001
b=	41.753	0.716	0.004	41.782	0.012	0.894
C=		41.020				43.400



資料５． ごみ排出量の見込み

項目		単位	実績値						実績値引用			
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
人　口	行政区域内人口	人	28,244	28,091	27,757	27,336	26,881	26,561	各年度実態調査			
	処理人口	人	28,244	28,091	27,757	27,336	26,881	26,561	行政区域内人口－自家処理人口			
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	=0人			
ごみ発生量	可燃ごみ	t/年	6,782	6,878	7,033	6,785	6,926	6,861	組合集計資料			
		g/人・日	658	671	694	680	706	708	可燃ごみ÷処理人口÷365日			
	燃えないごみ	t/年	771	797	829	1,006	918	868	組合集計資料			
		g/人・日	75	78	82	101	94	90	燃えないごみ÷処理人口÷365日			
	資源ごみ	t/年	430	433	419	433	420	409	ビン・カン＋ペットボトル＋資源物拠点回収事業			
		g/人・日	42	42	41	43	43	42	資源ごみ÷処理人口÷365日			
	組合・自治体：資源物拠点回収事業	t/年	111	109	108	98	99	100	組合集計資料、自治体集計資料			
		t/年	279	278	264	289	275	263	組合集計資料			
	ペットボトル	t/年	40	46	47	46	46	46	組合集計資料			
		t/年	7,983	8,108	8,281	8,224	8,264	8,138	可燃ごみ＋燃えないごみ＋資源ごみ			
	1人1日ごみ排出量（資源ごみを除く）		g/人・日	733	749	776	781	800	797	（可燃ごみ＋燃えないごみ）÷処理人口÷365日		
	集団回収	t/年	545	482	415	333	358	280	自治体集計資料			
	ごみ発生量　合計	t/年	8,528	8,590	8,696	8,557	8,622	8,418	ごみ排出量合計＋集団回収			
	1人1日当たりのごみ発生量	g/人・日	827	838	858	858	879	868	ごみ発生量÷処理人口÷365日			
中間処理	中間処理量		t/年	7,872	7,999	8,173	8,126	8,165	8,038	ごみ排出量－資源物拠点回収事業（組合・資源回収事業）		
	RDF化処理施設	搬入量		t/年	7,097	7,192	7,343	7,175	7,308	7,227	可燃ごみ＋可燃性残渣（泉水施設分）	
		可燃ごみ	t/年	6,782	6,878	7,033	6,785	6,926	6,861	組合集計資料		
			可燃性残渣（泉水施設分）		t/年	315	314	310	390	382	366	組合集計資料
			処理量		t/年	7,097	7,192	7,343	7,175	7,308	7,227	=搬入量
		RDF製造量		t/年	3,865	3,903	3,935	4,010	4,050	3,966	組合処理量を各市町の処理量で按分	
		金属類		t/年	12	12	11	12	11	11	処理量×各年度の回収率（金属リサイクル/処理総量）	
		不適物		t/年	49	43	46	48	52	57	組合集計資料	
	泉水施設（資源・粗大ごみ処理施設）	資源回収量		t/年	389	400	396	438	377	395	鉄類＋アルミ類＋ペットボトル＋空きびん＋有価物	
		鉄類 ※1	t/年	168	185	235	266	217	231	組合の鉄類回収量を資源化量で按分		
			アルミ類 ※2		t/年	35	33	31	38	35	35	組合のアルミ類回収量を資源化量で按分
		ペットボトル（資源化）		t/年	28	28	36	32	32	33	組合集計資料	
		空きびん ※3		t/年	102	100	90	99	90	92	組合集計資料 H30年度のみ組合の空きびん回収量を按分	
		有価物 ※4		t/年	56	54	4	3	3	4	組合の有価物回収量を按分	
		可燃性残渣		t/年	315	314	310	390	382	366	組合集計資料	
		不燃性残渣		t/年	296	322	368	478	380	431	組合集計資料	
	最終処分	最終処分量		t/年	345	365	414	526	432	488	不適物（RDF化処理施設）＋不燃性残渣（泉水施設分）	
		不適物（RDF化処理施設）	t/年	49	43	46	48	52	57	組合集計資料		
			不燃性残渣（泉水施設分）		t/年	296	322	368	478	380	431	組合集計資料
		焼却灰（し尿処理施設）		t/年	66	78	78	68	79	68	組合集計資料	
		（総量）最終処分量		t/年	411	443	492	594	511	556	最終処分量＋焼却灰（し尿処理施設）	
資源化量		t/年	4,922	4,906	4,865	4,891	4,895	4,752	資源物拠点回収事業＋集団回収＋資源化量（中間処理に伴う資源回収）			
再生利用率		%	57.7%	57.1%	55.9%	57.2%	56.8%	56.5%	資源化量÷ごみ発生量合計			
資源物拠点回収事業＋集団回収		t/年	656	591	523	431	457	380	資源物拠点回収事業＋集団回収			
資源化量（中間処理に伴う資源回収）		t/年	4,266	4,315	4,342	4,460	4,438	4,372	RDF＋金属類＋資源回収量			

推　計　値（計画期間）										記号	算定方法
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度		
26,253	25,945	25,636	25,330	25,024	24,718	24,412	24,107	23,812	23,517	a	人口推計より
26,253	25,945	25,636	25,330	25,024	24,718	24,412	24,107	23,812	23,517	a1	a÷a2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	a2	=0
6,804	6,753	6,710	6,648	6,595	6,532	6,478	6,415	6,354	6,284	b	b0×a1×365日/1000000
710	713	717	719	722	724	727	729	731	732	b0	実績値より推計
930	929	936	934	932	930	927	924	922	910	c	c0×a1×365日 /1000000
97	98	100	101	102	103	104	105	106	106	c0	実績値より推計
403	398	393	389	384	379	375	370	366	361	d	d0×a1×365日/1000000
42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	d0	実績値より推計
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	d1	実績値（令和4年度）と同値とする
258	254	250	246	242	238	235	230	227	223	d2	令和4年ビン・カン、ペットボトル比率により按分
45	44	43	43	42	41	40	40	39	38	d3	d－d1－d2
8,137	8,080	8,039	7,971	7,911	7,841	7,780	7,709	7,642	7,555	e	b＋c＋d
808	812	818	821	825	828	832	835	838	839	e1	(b＋c)÷a1÷365日×1000000
280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	f1	実績値（令和4年度）と同値とする
8,417	8,360	8,319	8,251	8,191	8,121	8,060	7,989	7,922	7,835	g	e＋f1
879	883	890	893	897	901	905	908	912	913	h	g÷a1÷365日×1000000
8,037	7,980	7,939	7,871	7,811	7,741	7,680	7,609	7,542	7,455	i	e－d1
7,197	7,145	7,105	7,042	6,988	6,925	6,869	6,805	6,743	6,668	j	j1＋j2
6,804	6,753	6,710	6,648	6,595	6,532	6,478	6,415	6,354	6,284	j1	=b
393	392	395	394	393	393	391	390	389	384	j2	=o
7,197	7,145	7,105	7,042	6,988	6,925	6,869	6,805	6,743	6,668	j0	=j
3,950	3,921	3,899	3,865	3,835	3,801	3,770	3,735	3,701	3,660	k	j×令和4年度RDF回収率
11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	l	j×令和4年度金属回収率
57	57	57	56	56	55	55	54	54	53	n	j×令和4年度割合不適物割合
378	373	369	365	360	354	350	345	341	335	m	d＋(b－d1－o－p)
219	216	215	211	209	205	202	200	197	194	m1	資源回収量を令和4年度実績で按分
34	34	33	33	32	32	32	31	31	30	m2	〃
32	32	31	31	31	30	30	29	29	28	m3	〃
89	87	86	86	84	83	82	81	80	79	m4	〃
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	m5	〃
393	392	395	394	393	393	391	390	389	384	o	燃えないごみ排出量を令和4年度実績値で按分
462	462	465	464	463	462	461	459	458	452	p	燃えないごみ排出量を令和4年度実績値で按分
519	519	522	520	519	517	516	513	512	505	q	q1＋q2
57	57	57	56	56	55	55	54	54	53	q1	=n
462	462	465	464	463	462	461	459	458	452	q2	=p
68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	r	実績値（令和4年度）と同値とする
587	587	590	588	587	585	584	581	580	573	s	q＋r
4,718	4,685	4,659	4,620	4,585	4,545	4,510	4,470	4,432	4,384	t	t1＋t2
56.1%	56.0%	56.0%	56.0%	56.0%	56.0%	56.0%	55.9%	55.9%	56.0%	t0	t÷g
380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	t1	f1＋d1
4,338	4,305	4,279	4,240	4,205	4,165	4,130	4,090	4,052	4,004	t2	k＋l＋m

※1　鉄類：破砕鉄、プレス鉄、2級鉄、1級鉄外

※2　アルミ：プレスアルミ、がらアルミ

※3　空きびん：茶色びん、無色びん、その他色びん

※4　有価物：段ボール、雑誌、衣類、廃家電

資料6. ごみ排出量の目標値

項目		単位	実績値						実績値引用			
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
人 口	行政区域内人口	人	28,244	28,091	27,757	27,336	26,881	26,561	各年度実態調査			
	処理人口	人	28,244	28,091	27,757	27,336	26,881	26,561	行政区域内人口－自家処理人口			
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	=0人			
ごみ排出量 ごみ発生量	可燃ごみ	t/年	6,782	6,878	7,033	6,785	6,926	6,861	組合集計資料			
		g/人・日	658	671	694	680	706	708	可燃ごみ÷処理人口÷365日			
	燃えないごみ	t/年	771	797	829	1,006	918	868	組合集計資料			
		g/人・日	75	78	82	101	94	90	燃えないごみ÷処理人口÷365日			
	資源ごみ	t/年	430	433	419	433	420	409	ビン・カン＋ペットボトル＋資源物拠点回収事業			
		g/人・日	42	42	41	43	43	42	資源ごみ÷処理人口÷365日			
	組合・自治体・資源物拠点回収事業	t/年	111	109	108	98	99	100	組合集計資料・自治体集計資料			
		t/年	279	278	264	289	275	263	組合集計資料			
	ペットボトル	t/年	40	46	47	46	46	46	組合集計資料			
		t/年										
	容器包装プラ	g/人・日										
		t/年										
	製品プラ	g/人・日										
		t/年										
	ごみ排出量合計 1人1日ごみ排出量(資源ごみを除く)	t/年	7,983	8,108	8,281	8,224	8,264	8,138	可燃ごみ＋燃えないごみ＋資源ごみ			
		g/人・日	733	749	776	781	800	797	(可燃ごみ＋燃えないごみ)÷処理人口÷365日			
	集団回収	t/年	545	482	415	333	358	280	自治体集計資料			
	ごみ発生量 合計	t/年	8,528	8,590	8,696	8,557	8,622	8,418	ごみ排出量合計＋集団回収			
	1人1日当たりのごみ発生量	g/人・日	827	838	858	858	879	868	ごみ発生量÷処理人口÷365日			
	中間処理	中間処理量		t/年	7,872	7,999	8,173	8,126	8,165	8,038	ごみ排出量－資源物拠点回収事業	
		R D F 化 処理 施設	搬入量		t/年	7,097	7,192	7,343	7,175	7,308	7,227	可燃ごみ＋可燃性残渣(泉水施設分)
			可燃ごみ		t/年	6,782	6,878	7,033	6,785	6,926	6,861	組合集計資料
			可燃性残渣(泉水施設分)		t/年	315	314	310	390	382	366	組合集計資料
			処理量		t/年	7,097	7,192	7,343	7,175	7,308	7,227	=搬入量
		RDF製造量		t/年	3,865	3,903	3,935	4,010	4,050	3,966	組合処理量を各市町の処理量で按分	
金属類		t/年	12	12	11	12	11	11	処理量×各年度の回収率(金属リサイクル/処理総量)			
不適物		t/年	49	43	46	48	52	57	組合集計資料			
泉 水 施 設 (資 源 ・ 粗 大 ご み 処 理 施 設)		資源回収量		t/年	389	400	396	438	377	395	鉄類＋アルミ類＋ペットボトル＋空きびん＋有価物	
		鉄類 ※1		t/年	168	185	235	266	217	231	組合の鉄類回収量を資源化量で按分	
		アルミ類 ※2		t/年	35	33	31	38	35	35	組合のアルミ類回収量を資源化量で按分	
		ペットボトル(資源化)		t/年	28	28	36	32	32	33	組合集計資料	
		空きびん ※3		t/年	102	100	90	99	90	92	組合集計資料 H30年度のみ組合の空きびん回収量を按分	
		有価物 ※4		t/年	56	54	4	3	3	4	組合の有価物回収量を按分	
		容器包装プラ		t/年								
		製品プラ		t/年								
		可燃性残渣		t/年	315	314	310	390	382	366	組合集計資料	
		不燃性残渣		t/年	296	322	368	478	380	431	組合集計資料	
最終処分		最終処分量		t/年	345	365	414	526	432	488	不適物(RDF化処理施設)＋不燃性残渣(泉水施設分)	
		不適物(RDF化処理施設)		t/年	49	43	46	48	52	57	組合集計資料	
		不燃性残渣(泉水施設分)		t/年	296	322	368	478	380	431	組合集計資料	
		焼却灰(し尿処理施設)		t/年	66	78	78	68	79	68	組合集計資料	
		(総量)最終処分量		t/年	411	443	492	594	511	556	最終処分量＋焼却灰(し尿処理施設)	
資源化量		t/年	4,922	4,906	4,865	4,891	4,895	4,752	資源物拠点回収＋集団回収＋資源化量(中間処理に伴う資源回収)			
再生利用率		%	57.7%	57.1%	55.9%	57.2%	56.8%	56.5%	資源化量÷ごみ発生量合計			
資源物拠点回収事業＋集団回収		t/年	656	591	523	431	457	380	資源物拠点回収＋集団回収			
資源化量(中間処理に伴う資源回収)		t/年	4,266	4,315	4,342	4,460	4,438	4,372	RDF＋金属類＋資源回収量			

※1 鉄類：破砕鉄、プレス鉄、2級鉄、1級鉄外

※2 アルミ：プレスアルミ、がらアルミ

※3 空きびん：茶色びん、無色びん、その他色びん

※4 有価物：段ボール、雑誌、衣類、廃家電

計 画 値 (計画期間)										記号	算定方法
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度		
26,253	25,945	25,636	25,330	25,024	24,718	24,412	24,107	23,812	23,517	a	人口推計より
26,253	25,945	25,636	25,330	25,024	24,718	24,412	24,107	23,812	23,517	a1	a=a2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	a2	=0
6,583	6,440	6,279	6,130	5,983	5,838	5,694	5,562	5,415	5,176	b	b0×a1×365日/1000000
687	680	671	663	655	647	639	632	623	603	b0	実績値より推計
900	891	880	870	850	830	820	801	791	773	c	c0×a1×365日/1000000
94	94	94	94	93	92	92	91	91	90	c0	実績値より推計
403	398	393	389	384	379	375	370	366	465	d	d0×a1×365日/1000000
42	42	42	42	42	42	42	42	42	55	d0	実績値より推計
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	d1	実績値(令和4年度)と同値とする
258	254	250	246	242	238	235	230	227	223	d2	令和4年ビン・カン、ペットボトル比率により按分
45	44	43	43	42	41	40	40	39	38	d3	d0－d1－d2
									86	d4	d5×a1×365日/1000000
									10	d5	類似自治体実績を参考
									18	d6	d7×a1×365日/1000000
									2	d7	類似自治体実績を参考
7,886	7,729	7,552	7,389	7,217	7,047	6,889	6,733	6,572	6,414	e	b＋c＋d
781	775	766	758	749	740	732	724	715	694	e1	(b＋c)÷a1÷365日×1000000
280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	f2	実績値(令和4年度)と同値とする
8,166	8,009	7,832	7,669	7,497	7,327	7,169	7,013	6,852	6,694	g	e＋f2
853	846	838	830	821	813	805	798	789	780	h	g÷a1÷365日×1000000
7,786	7,629	7,452	7,289	7,117	6,947	6,789	6,633	6,472	6,314	i	e－d1
6,963	6,816	6,651	6,497	6,342	6,188	6,040	5,900	5,749	5,502	j	j1＋j2
6,583	6,440	6,279	6,130	5,983	5,838	5,694	5,562	5,415	5,176	j1	=b
380	376	372	367	359	350	346	338	334	326	j2	=a
6,963	6,816	6,651	6,497	6,342	6,188	6,040	5,900	5,749	5,502	j0	=j
3,822	3,741	3,650	3,566	3,481	3,396	3,315	3,238	3,155	3,020	k	j×令和4年度RDF回収率
10	10	10	9	9	9	9	9	8	8	l	j×令和4年度金属回収率
55	54	53	52	51	49	48	47	46	44	n	j×令和4年度割合不適物割合
380	378	376	377	373	371	370	368	367	469	m	d+(b－d1－o－p)
221	219	218	219	217	216	215	214	213	211	m1	
34	34	34	34	33	33	33	33	33	33	m2	
32	32	32	32	32	31	31	31	31	31	m3	資源回収量を令和4年度実績で按分
89	89	88	88	87	87	86	86	86	86	m4	〃
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	m5	〃
									86	m6	=d4
									18	m7	=d6
380	376	372	367	359	350	346	338	334	326	o	燃えないごみ排出量を令和4年度実績値で按分
443	435	425	415	402	388	379	365	356	343	p	燃えないごみ排出量を令和4年度実績値で按分
498	489	478	468	454	438	428	412	402	387	q	q1＋q2
55	54	53	52	51	49	48	47	46	44	q1	=n
443	435	425	415	402	388	379	365	356	343	q2	=p
68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	r	実績値(令和4年度)と同値とする
566	557	546	536	522	506	496	480	470	455	s	q＋r
4,592	4,510	4,417	4,332	4,243	4,157	4,074	3,995	3,911	3,878	t	t1＋t2
56.2%	56.3%	56.4%	56.5%	56.6%	56.7%	56.8%	57.0%	57.1%	57.9%	t0	t÷g
380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	t1	f1＋d1
4,212	4,129	4,036	3,952	3,863	3,776	3,694	3,615	3,531	3,497	t2	k＋l＋m

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書

令和 7 年 4 月

宮若市 環境保全課

〒823-0011

福岡県宮若市宮田 2 9 番地 1

TEL : 0949-32-0516

FAX : 0949-32-9430